
令和4年 第4回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和4年12月14日

閉会 令和4年12月15日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (12月14日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行 政 報 告	3
○日程第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について	6
○日程第 8 認定第 1号 令和4年第3回定例会付託 議案第8号 令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	8
○日程第 9 認定第 2号 令和4年度第3回定例会付託 議案第9号 令和3年度上富良野町企業会計決算の認定について	8
○日程第10 町の一般行政について質問	9
9番 佐藤大輔君	9
1 地域おこし協力隊の活用について	
8番 荒生博一君	14
1 民生委員・児童委員について	
4番 中瀬実君	19
1 農業資材高騰に対する町の対策は	
2 公共施設の避難訓練について	
3 町内のいじめと不登校の現状と課題について	
6番 中澤良隆君	27
1 上富良野駐屯地の現状と町づくりに対する影響について	
○散 会 宣 告	35

目 次

第 2 号 (12月15日)

○議 事 日 程	37
○出 席 議 員	37
○欠 席 議 員	37
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	37
○議会事務局出席職員	37
○開 議 宣 告	38
○諸 般 の 報 告	38
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	38
○日程第 2 町の一般行政について質問	38
3番 高松克年君	38
1 日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン」について	
2 部活動地域移行への取組について	
7番 米沢義英君	46
1 泥流地帯の映画化について	
2 産業の育成について	
3 高校生までの医療費無料化について	
4 インボイス制度について	
5 不登校問題について	
○日程第 3 議案第 1号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)	54
○日程第 4 議案第 2号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	62
○日程第 5 議案第 3号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	63
○日程第 6 議案第 4号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	64
○日程第 7 議案第 5号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第6号)	64
○日程第 8 議案第13号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第7号)	66
○日程第 9 議案第 6号 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	66
○日程第10 議案第 7号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	67
○日程第11 議案第 8号 令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)	68
○日程第12 議案第 9号 令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第7号)	68
○日程第13 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	69
○日程第14 議案第11号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	70
○日程第15 議案第12号 南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R3国債)請負契約の変更について	71
○日程第16 発議案第1号 議員派遣について	72
○日程第17 発議案第2号 物価高における農畜産物の適性な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見について	73
○日程第18 発議案第3号 国の支援を強め、必要な介護をうけられるように制度の改善を求める意見について	73

○日程第19 閉会中の継続調査申し出について	75
○閉会宣告	76

第 4 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）	12月15日	原 案 可 決
2	令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	12月15日	原 案 可 決
3	令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	12月15日	原 案 可 決
4	令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	12月15日	原 案 可 決
5	令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）	12月15日	原 案 可 決
6	令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	12月15日	原 案 可 決
7	令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	12月15日	原 案 可 決
8	令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	12月15日	原 案 可 決
9	令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算（第7号）	12月15日	原 案 可 決
10	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	12月15日	原 案 可 決
11	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	12月15日	原 案 可 決
12	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R3国債）請負契約の変更について	12月15日	原 案 可 決
13	令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7号）	12月15日	原 案 可 決
	認定		
1	令和4年第3回定例会付託 議案第8号 令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	12月14日	認 定
2	令和4年第3回定例会付託 議案第9号 令和3年度上富良野町企業会計決算の認定について	12月14日	認 定
	行政報告	12月14日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	町の一般行政について	12月14・ 15日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	12月14日	報 告
2	議員派遣結果報告について	12月14日	報 告
3	委員会所管事務調査報告について	12月14日	報 告
	発 議		
1	議員派遣について	12月15日	原 案 可 決
2	物価高における農畜産物の適性な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見について	12月15日	原 案 可 決
3	国の支援を強め、必要な介護をうけられるように制度の改善を求める意見について	12月15日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	12月15日	原 案 可 決

令和4年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和4年12月14日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 12月14日～15日 2日間
第 4 行政報告 町長 齊藤 繁 君
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利 君
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について
第 8 認定第 1号 令和4年第3回定例会付託
議案第 8号 令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第 9 認定第 2号 令和4年第3回定例会付託
議案第 9号 令和3年度上富良野町企業会計決算の認定について
第10 町の一般行政について質問
-

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 元井 晴奈 君 | 3番 | 高松 克年 君 |
| 4番 | 中瀬 実 君 | 6番 | 中澤 良隆 君 |
| 7番 | 米沢 義英 君 | 8番 | 荒生 博一 君 |
| 9番 | 佐藤 大輔 君 | 10番 | 今村 辰義 君 |
| 11番 | 小林 啓太 君 | 12番 | 小田島 久尚 君 |
| 13番 | 岡本 康裕 君 | 14番 | 村上 和子 君 |
-

○欠席議員（1名）

- 2番 北條 隆男 君
-

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|------------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 齊藤 繁 君 | 副 町 長 | 佐藤 雅喜 君 |
| 教 育 長 | 鈴木 真弓 君 | 代表監査委員 | 中田 繁利 君 |
| 農業委員会会長 | 井村 昭次 君 | 会計管理者 | 及川 光一 君 |
| 総務課長 | 北川 徳幸 君 | IT・組織機構担当課長 | 宮下 正美 君 |
| 企画商工会観光課 | 狩野 寿志 君 | 町民生活課長 | 山内 智晴 君 |
| 保健福祉課長 | 深山 悟 君 | 健康づくり担当課長 | 星野 章 君 |
| 農業振興課長兼農業委員会事務局長 | 大谷 隆樹 君 | 建設水道課長 | 菊地 敏 君 |
| 教育振興課長 | 谷口 裕二 君 | ラベンダーハイツ所長 | 鎌田 理恵 君 |
| 町立病院事務長 | 長岡 圭一 君 | | |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 星野 耕司 君 | 次 長 | 飯村 明史 君 |
| 主 事 | 真鍋 莉奈 君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 12名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

これより、令和4年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

本定例会は12月9日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、議会運営委員長から議員派遣結果報告、総務産建常任委員長から所管事務調査報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに、令和4年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

欠席議員の報告をいたします。2番北條議員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 米 沢 義 英 君

8番 荒 生 博 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和4年第4回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案13件、議長から提出の報告案件3件、認定案件2件、議員から提出の発議案件3件であります。

去る11月21日及び12月7日、12月14日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議、並びに本定例会までに受理しました5件の陳情、要望の取扱いについて審議いたしました。

5件の陳情、要望については、所管の常任委員会で審議し、2件については採択とし、意見書を発議することといたしました。

また、町の一般行政についての質問について審議いたしました。

通告期限までに、佐藤大輔議員外5名の議員から通告がありましたので、質問の順序は先例により、通告書を受理した順で、本日14日に4名、15日に2名が質問を行うことといたしました。質問の要旨は、本日配付のとおりであり、方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、12月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から12月15日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での審議結果を御報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの2日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月15日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長(村上和子君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がございますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、去る9月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、令和4年度の町表彰式についてですが、御来賓の御臨席を関係する団体、機関等の代表者のみにさせていただくなど、感染予防対策を徹底した中で、11月3日、社会教育総合センターを会場に挙行了したところであります。

町の関係では、永年にわたり地方自治の振興発展に貢献された2名に自治功労表彰を、また、住民自治の推進に貢献された1名、社会福祉の増進に貢献された1名、産業の振興に貢献された1名及び消防業務の向上に貢献された1名の計4名に社会貢献賞を授与いたしました。

教育委員会関係では、文化奨励賞におきましては2団体及び18名を、スポーツ奨励賞におきましては5名を表彰いたしました。

国の栄典関係では、11月3日発令の危険業務従事者叙勲では、防衛功労として、1名が瑞宝双光章を、3名が瑞宝単光章を受賞されたところであります。

改めて、受章されました皆様の御功績に対し、心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

次に、自衛隊関係についてですが、9月29日から30日に、富良野地方自衛隊協力会により、陸上自衛隊上富良野駐屯地体制の堅持に関する要望を防衛省及び関係国会議員に行ってきたところであります。

また、11月9日に北海道駐屯地等連絡協議会による中央要望を、11月10日に北海道基地対策協議会による中央要望を関係機関に行ってきたところであります。

記念行事関係では、10月2日に第3施設団創隊及び南恵庭駐屯地記念行事に、10月16日に北部方面隊創隊記念行事に参加してきたところであります。

また、陸上自衛隊第2師団の駐屯地がある旭川市、留萌市、遠軽町と、11月6日から8日に沖縄県で開催された南西方面防衛施設等の研修に参加してきたところであります。

次に、ジオパーク全国大会参加についてですが、10月21日から23日に石川県白山市で開催された第12回日本ジオパーク全国大会、白山手取川大会に、ジオガイドメンバーやジオパーク推進協議会会員とともに参加してきたところであります。開会セレモニーでは、今年1月28日に日本ジオパークに認定されたことから、JGN認定証書授与式があり、美瑛町長を初め多くの仲間と認定書を受理してまいりました。

また、市町村長等セッションにおきまして、地域の学生の方々と地球環境や持続可能性について意見交換等を行ってまいりました。

今後におきましても、十勝岳ジオパークが丘と火山が織りなす彩りを基調として、さらなる魅力に築けるような展開を図り、この地域が協力して、火山と共生するまちづくりを進めていくための活動やジオツーリズムの推進に取り組んでまいります。

次に、友好都市交流事業についてですが、10月に三重県津市を訪問し、津まつりへ参加するとともに、平成24年に締結しました津市との災害時の情報発信に関する総合応援協定にツイッターでの情報発信することを新たに加え、両市町の情報を迅速に周知できるよう協定の変更を行い、さらなる友好の絆を深めていくことを確認してきたところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況についてですが、12歳以上で4回目ワクチン接種を希望された方に対しまして、10月からオミクロン株対応2価ワクチン接種を実施し、12月1日現在で5,705人、接種率61.42%の方が接種を終えたところであります。引き続き12月18日に実施する予定となっておりますので、さらに接種率は上がるものと予想されます。

また、60歳以上及び59歳以下で基礎疾患等を有している方の5回目となりますオミクロン株対応2価ワクチン接種につきましては、令和5年1月17日から2月10日までの日程で、町内の医療機関に御協力をいただきながら、接種に向けた準備を進めているところであります。

次に、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選についてですが、今回

の改選では、永年御活躍いただいた民生委員・児童委員11名と主任児童委員1名の12名の方々が退任となります。令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間で任期とした新たな委員が委嘱され、去る12月1日に厚生労働大臣からの委嘱状と指名状を民生委員・児童委員32名と主任児童委員2名の計34名に対して交付したところであります。

次に、農業関係のイベント状況についてであります。町内産業団体で構成する上富良野産業振興協議会主催による上富良野収穫祭2022が10月2日、中央コミュニティ広場大型テントを会場に開催されたところであります。当日は612名の皆様に御来場いただき、牛乳、ポップコーンの無料配布、ジャガイモ、タマネギの詰め放題、新米や取立て野菜、地元産の食材を使った、キッチンカーによる軽食の販売を行ったところであります。今後も地元農畜産物への理解を深めるための取り組みを進めてまいります。

次に、10月20日に札幌市にて国道強靱化の推進や道路整備の計画的かつ着実な実現を目的に開催された全国道路利用者会議第72回全国大会に出席したところであります。

次に、第59回総合文化祭についてであります。10月29日から11月3日までの6日間、社会教育総合センターを会場に開催したところであります。6日間で延べ1,772名の方々に御来場いただき、盛会のうちに終了することができました。開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、来場者への検温・手指消毒・受付簿の記載のほか、出入り口の分離や会場席の間隔を開けるなどの対応を取る中で、作品展示や町民コンサート、小さな音楽会、芸能発表、郷土館特別展示書道体験、フリーマーケットなどの各事業を実施してきたところであります。

次に、児童生徒のスポーツ活動等における活躍状況についてであります。11月3日の表彰式におきまして、教育委員会表彰として、文化奨励賞18個人、2団体、スポーツ奨励賞5個人を表彰したところであります。

また、第28回日本管楽器合奏コンテスト全国大会に上富良野中学校吹奏楽部が出場し、優秀賞を受賞されました。同じく児玉純花さん、小酒井梓さん、赤平陽芽さんが所属する旭川明成高校が出場され、最優秀グランプリ賞を受賞されました。このほか、全道新人大会等に多くの児童生徒が出場されているところであります。コロナ禍の限られた練習環境の中で健闘されました児童生徒の皆さんに改めて拍手を送りたいと思います。

また、今後におきましても本町の子供たちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

次に、上富良野町営スキーリフトの使用料につきまして、指定管理者である上富良野振興公社及び教育委員会の手続を経て、今シーズンより町内の高校生以下の料金を無料とすることとしました。多くの子供たちが御家族共々御利用いただき、冬のスポーツに親しみ、体力づくりが育まれることを期待するものであります。

次に、新型コロナウイルス関連緊急経済対策として実施しました令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面して、世帯全員が住民税均等割非課税の世帯及び令和3年1月以降の収入減少により住民税非課税相当となった家計急変世帯に対して、臨時特別給付事業として実施したところであります。9月末日まで申請受け付けを行い、1,150件について決定し、総額1億1,500万円を交付したところであります。

また、令和4年度原油価格物価高騰等総合対策子育て世帯等臨時特別給付金につきましても、同期日まで申請受け付けを行い、154件について決定し、総額1,540万円を交付したところであります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本人及び同居家族の健康観察期間に登園自粛されました児童の保育料につきまして、日割り計算による減免措置を実施したところであります。9月から11月分の減免額は4園、44名に対しまして42万7,150円を決定し、各園保護者様に通知させていただきました。なお、保育料の精算等の事務手続につきましては各園にお願い申し上げたところであります。

また、介護保険料につきましては、11月末現在、5件、15万9,500円の減免を実施したところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、11月11日現在、件数で5件、事業費総額3,690万5,000円で、本年度累計で33件、事業費総額7億7,855万4,000円となっております。

なお、お手元に令和4年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

令和4年度会計の令和4年8月分から10月分について、検査の概要及び結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号例月現金出納検査結果報告について終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） ただいま上程いただきました報告第2号議員派遣結果報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年第3回定例会で議決いただいた議員派遣について、1点は、町内行政調査、もう1点は、上川町村議会議員研修会についてであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明申し上げます。

報告第2号議員派遣結果報告について。

令和4年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を

報告する。

令和4年12月7日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員会委員長、中澤良隆。

記。

1、町内行政調査。

調査の目的及び経過。

今後の議会活動に資することを目的に、令和3年度及び令和4年度中に発注した町内公共施設建設工事や財政援助を行った施設及び行政課題の公共施設等を対象に現況を視察調査した。令和4年9月28日の1日間で町内6か所の公共施設を議員13名の出席により調査を行った。

（2）調査施設及び実施内容。

①富原運動公園テニスコート改修工事及びランニングコース、サッカー場芝生の現況調査。

②社会教育総合センターアリーナ棟天井状況視察及び子どもセンター小集会室及びラウンジ改修工事。

③新子どもセンター予定地、現東児童館の現況視察。

④郷土館、ジオパーク拠点施設。

⑤泉町南団地公営住宅外構整備工事。

⑥パークゴルフ場芝生の現況視察。

（3）まとめ。

上富良野町議会において、町内行政調査を町内行政調査実施要領に基づき実施し、公共施設における現状や諸課題などについて視察調査をするなど、所期の目的を果たすことができた。

2、上川町村議会議員研修会。

研修の経過。

本町議会は、令和4年10月26日に旭川市で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に13名が参加した。

（2）研修の結果。

株式会社日本総合研究所調査部史跡研究員、藻谷浩介氏による「道北はコロナ禍をチャンスにできるか」、東北大学災害科学国際研究所助教、定池祐季氏による「北海道の防災教育」、「被災者支援の充実に向けて」の2講演を聴講した。

藻谷浩介氏は、御自身が国内の各自治体、平成合併前3,200自治体や海外109か国に自ら足を運び、地域の特例を多面的に把握し、地域振興や人口成熟問題に関し精力的に調査・分析、そして研究を行っている。

近年のコロナ禍における国内外の情勢の変化や人口の推移について、コロナ禍前と後で、様々なデータなどから分析し、世界各国や日本が置かれている現状、そして、北海道の道北圏における地方の議員

から声を出していかなければならないことなど、今後の展望を含めて講義が行われた。

また、上川管内剣淵町出身の定池祐季氏は、北海道南西沖地震を奥尻島で経験したことをきっかけに、災害復旧、地域防災に関する調査研究を基に、防災教育活動のほか、奥尻島の復興プロセスに関する情報提供を行ったり、また、厚真町の防災教育に関わって、胆振地方東部地震発生後は、厚真町の災害対応や復興、生活再建に関わる支援活動を行っている。

自らの支援活動から見えた各地域の防災として、被災者支援の充実を図るために必要なことなどについて講義が行われた。

いずれの講師からあった助言や提案については、今後の議会活動の糧としたい。

以上で、報告第2号議員派遣結果報告の説明といたします。

御了承いただきますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第2号議員派遣結果報告について終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号委員会所管事務調査報告について報告を求めます。

総務産建常任委員長、荒生博一君。

○総務産建常任委員長（荒生博一君） ただいま上程いただきました報告第3号について御報告させていただきます。

1ページを御覧ください。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件。

会議規則第75条の規定について調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和4年12月6日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

総務産建常任委員会委員長、荒生博一。

記。

調査事件名。

先進市町村行政調査について。

1、調査及び研修の経過。

本委員会は、令和4年1月15日から18日までの間、宮城県女川町での復興まちづくりについて、また、福島県北塩原村においては、磐梯山ジオパークの認定の経過や磐梯山ジオパーク協議会の運

営等について、先進市町村行政調査を行った。

2、調査の結果。

宮城県女川町復興まちづくりの概要。

女川町は、宮城県牡鹿郡にあり、太平洋沿岸に位置する町である。北上山地と太平洋が交わるリアス式海岸は、天然の良港を形成し、カキやホタテ貝、銀鮭などの養殖漁業が盛んで、中でもサンマの水揚げ量は全国でも有数である。

現在、人口は約6,200人。2011年3月11日の東日本大震災時点での人口は1万14人で、当町の人口と類似していた。

女川町の東日本大震災による、津波による死者、死亡認定者が人口の1割近い827名を数え、住居被害については、住宅総数4,411棟のうち、被害住宅総数は3,934棟、89.2%、うち全壊は2,924棟、66.3%に及んだ。

官民一体でつくり上げた海を眺めて暮らす町、防潮堤のないまちづくりを進め、にぎわいを取戻し、女川町は復興まちづくりの成功例と呼ばれている。

以下、1ページ下段から2ページまでの復興まちづくりの経過。①から⑦については既に御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

3ページを御覧ください。

まとめ。

震災前の女川町は、多くのことが行政主導、民間参加で進められてきた。事業者団体の横のつながりは希薄だったという。

しかし、復興の過程では経済界が結束し、住民、民間事業者らが意見を交わす場が設けられ、そこでの提言を積極的に取り入れた計画づくり、事業執行が行われている。こうした取組は、まさに民間主導による公民連携ガバナンスによるまちづくりである。

背景には、被災前から人口減少という危機感が民間の中で共有されていたこと、被災直後の行政は、生活基盤づくりに追われたこと、全てを失いゼロからのスタートだったこと、小さな町なのでまとまりやすかったことなどがある。

その上で、ビジョンが明確でぶれない。ビジョンが町民に広く浸透。参考とする先行事例をキーマンらが体験的に共有。ビジョン達成に向けた手法の検討、具体化、共有の場を設置、開催。議論参加による責任感と相互の信頼、扶助の発揮などが実効的なガバナンスをつくり出していた。

町長の卓越したリーダーシップや民間にも優れたリーダーシップを持った人材が世代ごとに存在したこと。一流の専門からとの協働。そしてリーダーの考えを明確化し、諸計画の実践を担う事務局担当者の情熱と行動力があり、復興が実現したものであ

る。

震災によって、復興という数十年を要するプロジェクトと対峙した際に、世代交代という課題が多くの人にとって現実的になり、それを当時の中心的な世代の人間が自らの意思によって次の世代へとバトンタッチしたという事実がとても大きな出来事であったと推察する。

また、その実態は、単なる次世代への丸投げではなく、上の世代が知識や経験を使って、次世代の人間が実現しようとするのを全力でサポートする立場を取ったというところも興味深い。任せるからには、サポートをするが余計な口出しはしないというスタンスが両者の信頼関係の基盤になっていて、その結果、任せる側もより責任を持った当事者として大きく成長したことが、女川町の奇跡的とも言える復興を実現させたのではないだろうか。

現状、「女川町のように震災などの大きな外的がない我が町の人間が、町のことについて当事者意識を持つためにはどうしたらよいと思うか」という質問を公民連携室長に伺ったところ、「テーマは何でもよいので、それぞれが当事者として関心のあることについて、行政も民間も一緒になって日々意見を出し合うような場があったらよいのではないかと伝えられた。

我が町に目を向けてみると、メンバーの大半が当て職の協議会や民間で企画されたまちづくりの懇談会にオブザーバーとしてのみ参加し、行政が僅かに関わっているイベントとなっている。

一方で、議会においても、町民の意見を丁寧に酌み取りながら行政と調整する役割が期待されるのではないかと改めて感じる事ができた。行政と住民の間での自由闊達に意見交換ができる環境づくり、多世代間での良質な信頼関係構築が行われることで、活動が地に足のついたものに近づいていっているのではないだろうか。当事者として、自分が住む町をどうしていきたいかを真剣に話し合う行政と住民の関係が新しい未来を築いていくのではないだろうか。

続きまして、4ページを御覧ください。

(2) 福島県北塩原村磐梯山ジオパークの概要。

磐梯山は、明治21年の大爆発により多くの犠牲者を出した活火山であり、眺める方向により会津富士とも称される優しくなだらかな山容と、噴火の爪跡を今なお残す荒々しさという対照的な二つの姿を有している。

さらに、猪苗代湖や明治の噴火により誕生した大小300余りの湖沼群がある美しい景観と地質学的価値のある地域である。

磐梯山周辺の猪苗代町、磐梯町、北塩原村の3町

村が中心となり、ジオパーク活動を通じて貴重な地域資産と自然環境、文化、歴史、伝統を保全、教育、研究し、地域づくりに生かすために、平成22年3月に磐梯山ジオパーク協議会設立に至った。

その後、3町村で磐梯山憲章を制定するなどの活動を継続し、平成23年9月5日に日本ジオパークネットワーク加盟認定を受けた。

また、地域が一丸となりユネスコ世界ジオパーク加盟を目指している。

以下、磐梯山ジオパークの主な歩みについて、①から③、4ページから5ページ中段までは、既に御高覧いただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

5ページのまとめを御覧ください。

磐梯山ジオパークと十勝岳ジオパークには、過去に大爆発を起こした磐梯山と十勝岳をジオパークの中心に据えるという大きな共通点があった。磐梯山は、約5万年前と明治21年の大爆発により、山体崩壊、岩雪崩を起こし、大小300余りの湖沼群が織りなす地質的価値と美しい景観を持つ福島県を代表する山を有する。これによって生まれた地形は、ジオパークの大きな見どころとなっている。

十勝岳も約100万年以上前の巨大噴火による火砕流堆積物でできた丘陵、活火山である噴火活動などを特徴とし、大正15年の火山性泥流による火山災害の経験と、そこから農業地帯へ復興、発展してきた歴史を有する。

磐梯山ジオパークは、平成23年に初認定を受けた後、再認定を3回受け、10年の経験があり、今年初めて認定を受けた十勝岳ジオパークとして数多く学ぶ点があった。

磐梯山のジオパークの特に参考にすべき点は次のとおりである。

①自治体間の温度差、議会との関係、運営体制等に課題を抱えていたが、関係者の努力により徐々に解消されていた。

②ジオパークの理解を深めるため、3町村の住民等を対象にジオパーク交流会を開催し、機運醸成に努めていた。

③福島県、大学、ジオガイド、観光事業者、防災関係者、教育関係者の連携を高めてきていた。また、活動の中心を若い世代、若い農業集団に移行していた。

④地域の将来像、あるべき姿を共有するため、基本計画、保全計画を策定していた。

学ぶ点の主なものは、以上のとおりであるが、美瑛町と上富良野町の連携をさらに強化し、どこに進むのか、どこまで進めるのが、両町民とともに将来像を明らかにしていく必要があると強く考えさせら

れた。

そのためにも磐梯山ジオパークが取り組んでいたジオパーク憲章を3町村で制定していたことを参考にし、当ジオパークにおいても憲章の制定を検討し、地域全体で着実に前進させることを期待するものである。

以上で、報告第3号総務産建常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第3号委員会所管事務調査報告について終わります。

◎日程第8 認定第1号

◎日程第9 認定第2号

○議長（村上和子君） 日程第8 認定第1号令和4年第3回定例会で付託されました議案第8号令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 認定第2号令和4年第3回定例会で付託されました議案第9号令和3年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、岡本康裕君。

○決算特別委員長（岡本康裕君） ただいま上程いただきました認定第1号令和4年第3回定例会付託、議案第8号令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号令和4年第3回定例会付託、議案第9号令和3年度上富良野町企業会計決算の認定についてを朗読をもって報告いたします。

決算特別委員会審査報告書。

令和4年第3回定例会において、本委員会に付託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和4年12月6日。

上富良野町議長、村上和子様。

決算特別委員会委員長、岡本康裕。

記。

付託事件名。

議案第8号令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第9号令和3年度上富良野町企業会計決算の認定について。

1、審査の経過。

本委員会は、令和4年10月4日、5日、6日の

3日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行った。その後、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、それを基に全体で審査意見書を作成し理事者へ提出、理事者の所信をただし、表決した。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問及び別記「令和4年（令和3年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見書」については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については早急に改善または対応して、予算執行に当たられたい。

なお、裏面の令和4年（令和3年度会計決算書）上富良野町決算特別委員会審査意見書については、御高覧いただいているものとして、省略させていただきます。

御審議いただき、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、本件の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号令和3年度上富良野町企業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

少し時間があれですけれども、ここで、10分間休憩したいと思います。

10時から再開いたします。

午前 9時49分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程第10 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第10 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私は、さきに通告してありました1項目、7点について町長にお伺いいたします。

地域おこし協力隊の活用について。

人口減少や高齢化の進行が著しい地方において、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっております。

そこで、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、地域力の維持強化にも資する取組として、地域おこし協力隊員の活用は極めて有効と考えられます。

隊員は、斬新な視点を持ちながら地域ブランドの開発、地場製品の販売や広告・宣伝といった地域おこし支援、農林業等の従事、住民支援など様々な活動を行うことにより、地域の活性化に貢献し、任期終了後は地域の担い手として、根を張った活躍が期待されます。

また、3年間を上限に、国がその人件費や活動経費などを、年間上限480万円まで特別交付税措置を講じるとされており、隊員を受け入れる側の自治体にとっても積極的に取り組みやすい制度と言えます。

令和3年度には、全国で約6,000名の隊員が活躍しておりますが、政府は、この隊員数を令和8年度には1万名にまで増やすとしております。特に上川管内では、東川町の約60名を筆頭に、近隣では中富良野町が11名と、管内全ての自治体で既に多くの隊員が活躍しております。

我が町でも現在2名の隊員がそれぞれの得意分野で活躍しておりますが、以下7点につき、町長の見解をお伺いいたします。

1、我が町において、現時点では、令和5年度採用予定の隊員を募集していないと伺っておりますが、今後の募集の可能性についてお伺いします。

2、総務省の地域おこし協力隊推進要綱には、隊

員の活動が円滑に実施されるよう複数人の受入れを同時に行うことを推奨しておりますが、この点について、見解をお伺いします。

3、隊員が任期途中で離職することを防ぐために、町として意識している点、また、既存の取組があればお伺いします。

4、隊員が地域協力活動を終了した後、スムーズに定住・定着できるよう町として意識している点、また、既存の取組があればお伺いします。

5、隊員の募集等に要する経費についても、200万円を上限として特別交付税措置が講じられますが、この制度を活用した効果的な募集の手法について、研究・検討がなされているのであれば、その詳細をお伺いします。

6、現在、全国的に自治体の採用枠数に対して応募人数が少ない、売り手市場の様相を呈しており、その傾向はより強くなると推察されます。他の自治体と隊員の奪い合いが激化する中で、能力の高い隊員を確保するために、どのような方策を講じるべきと考えておられるか、お伺いします。

7、現在、担当課の職員がその隊員の募集、面接、採用から住居の世話などの業務を担っていると伺っています。これら職員の負担は、各課が隊員を積極的に活用しようとする上での障壁になり得ると思われませんが、この点につき、見解をお伺いします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の地域おこし協力隊の活用についての7点の御質問にお答えさせていただきますと思います。

まず、1点目の今後の募集の可能性についての御質問ですが、国は、令和8年度までに隊員数を1万人に増やすという目標を掲げており、その人件費や活動費においても、各費用の上限はあるものの、隊員1人当たり480万円を上限に、特別交付税措置を行う制度であります。

現在、本町においては、その制度を活用し、観光推進員、ジオパーク推進員の2名が隊員として活躍しているところであります。

地域おこし協力隊の活用は、隊員の斬新な視点や行動力が地域に大きな刺激を与え、地方公共団体においては、行政ではできなかった柔軟な発想、住民が増えることによる地域の活性化、自身の才能や能力を生かした活動や、本人の理想とする暮らしや生きがい発見など、今後さらに飛躍していくものと考えており、本町においても令和5年度の予算編成に当たり、現在、おおむね6名程度の新たな隊員の募集を検討しており、地域課題の解決に向け活躍して

いただけるよう、活動内容や処遇等の協議を行っているところであります。

次に、2点目の複数人の受入れを同時に行うことについての御質問ですが、受入れ人数を複数人にするにより、経験のない地域で仲間とともに課題を共有しながら活動ができる環境を構築することができ、また、新たな展開や発想ができる可能性があると考えられます。

さらには、仲間意識の醸成や任期満了後の定住にもつながることと考えられ、本町においても複数人の任用を進めていきたいと考えており、どのような体制が活動しやすいのか、受入れの目的に応じた検討は必要だと考えています。

次に、3点目の隊員が途中離職を防ぐために意識している点、既存の取組についての御質問ですが、途中退任されるケースとしては、受入れ地域、受入れ自治体、隊員の3者のミスマッチや収入などの条件に関する悩みを理由に退任されるケースが多いと考えられます。

町として意識している点としては、人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中で地域協力活動に従事することから、隊員の業務面のみならず生活面を含めてサポートすることを意識しているところであります。

既存の取組につきましては、特筆した取組があるとは言えない状況にはありますが、地域のすばらしさを改めて認識していただく機会や、不安や悩みを解消していく取組の実施、隊員と各担当職員との意思疎通の場を定期的に設けることで、離職を防ぐことはもとより、任期満了後の定住にもつながっていくことと考えており、今後においてもそのような取組を行っていききたいと考えているところであります。

次に、4点目の隊員が地域協力活動を終了した後、スムーズに定住できるよう町として意識している点、また、既存の取組についての御質問ですが、北海道における令和3年3月末の任期満了後の定住率は約73%と、全国の約65%と比較しても高く、その定住率の高さにも注目しているところであります。

定住に向けた取組といたしましては、北海道が主催の隊員向け研修、NPO法人等においても、任期終了後の進路に向けたセミナーや起業に向けたセミナー等が積極的に開催されており、過去に参加している経過があります。

そのような研修やセミナーに隊員の参加意向を尊重し、参加できるよう、特別交付税措置の上限額の範囲内にはなりますが、活動経費の統一した要綱整備と予算措置について努めてまいりたいと考えてお

ります。

将来の定住・起業に向けたサポートとしましては、空き家情報の提供や起業を目的とした研修会への参加、定住し、事業継承するために要する経費を特別交付税措置により支給するための要綱整備と予算計上など、任期満了後に向けたサポート体制について検討しているところであります。

次に、5点目の募集等に要する経費の特別交付税措置制度を活用した効果的な募集の手法や研究・検討についての御質問ですが、令和3年度に募集経費を委託費で計上し、募集を行った経過がありましたが、現在においては、一般社団法人移住交流推進機構JOINの募集ホームページの充実や、民間事業者においても自治体とのマッチングを行うサイトなども充実してきておりますので、町のホームページやSNSと併せて募集をしていきたいと考えております。

また、今後におきましても効果的な募集方法については、研究・検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、6点目の能力の高い隊員を確保するためにどのような方策を講じるべきと考えているかとの御質問ですが、議員、御質問にもありますように、地域おこし協力隊においては、現在、まさに売り手市場の状況であり、募集したが応募がないという自治体の声も聞き及んでいるところであります。

町自体が魅力的であるということが大前提ではありますが、活動内容が隊員のスキルや希望にマッチングされており、その上で、生活設計に配慮した活動体制や活動に要する経費の予算計上など、隊員へのサポート体制を充実させることが重要だと考えております。

また、近隣自治体においては、民間会社から社員を派遣してもらい、地域おこし協力隊として委嘱しているところもあり、能力の高い隊員が確保されているということも聞いております。そのような方法が将来の定住につながるのかも検討しながら、引き続き能力の高い隊員確保に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、7点目の担当課の職員が、その隊員の募集、面接、採用、住居の世話などの業務を行うことが職員の負担になり、各課が隊員を積極的に活用する上での障壁になり得ると思われるとの御質問ですが、現在、担当課におきまして、どのような形で推進していくのが、隊員と職員にとって最善の方法なのか内部で協議を行っております。現在は、業務ごとに要綱を設置している状況にありますので、まずはその統一を行い、主となる担当部署での受け入れ態勢やサポート体制の構築、予算科目の創出につい

でも検討を行っている最中であります。

また、面接、採用につきましても、隊員一人一人が町の顔となっていただくこととなりますので、担当職員だけではなく、理事者としてもしっかりと関わっていく仕組みづくりを構築したいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 6名の募集を予定されているということで、本当に町長の本気度というもの非常に伝わってまいりました。全般通してかなり前向きな御答弁をいただいたという印象でございます。せっかくできた料理なのに味を壊したくないなという気持ちでありますけれども、正直、私も以前から地域おこし協力隊の活用を進めていただきたいと思っておりましたので、大変うれしく思っております。

しかしながら、私、議員になって初めて母親が傍聴に来ておりますので、ここで再質問しないというわけにはいかないの、確認の意味で何点かお伺いさせていただきます。

3点目に飛びます。任期途中で離職することを防ぐためにということで、町長から今、御答弁がございました。町長おっしゃるように、任期途中の離職の原因としては、やはりミスマッチだったり待遇面であったりということが挙げられるかと思えます。

おおむね今の答弁の中では、任用中の対応について述べておられました。私は、任用前にミスマッチを防ぐことも、ある意味可能なのかなというところでお伺いしますけれども、隊員として活動する前に、地域協力活動を体験しながら、受入れ地域とのマッチングを図ることができる「お試し地域おこし協力隊」という制度や隊員としての実際の活動や生活がより具体的にイメージできるよう、2週間から3か月間、実際の地域おこし協力隊と同様の活動に従事する「地域おこし協力隊インターン」という制度がございまして。これらも特別交付税措置の対象事業であります。お試し地域おこし協力隊、また、地域おこし協力隊インターンという制度、採用後のミスマッチを防ぐために、現時点でこれらを活用するお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

離職を防ぐということで、特に採用前にできることだと思います。おっしゃるとおり、お試し地域おこし協力隊とかインターンというのも非常に有効な方策だと考えております。

ただ、現段階では、来年の募集に関して、施策に

盛り込むかは今のところはまだ考えておりませんが、将来的には、そういうことも有効的に活用しながら、ミスマッチを防ぐ、途中離職を防ぐということは考えていかなければならないことだと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） このことについてちょっと調べた中では、近くでは鷹栖町がこのような取組をされておられまして、具体的なことを申し上げます。まず、オンラインディナー交流会というものを開催しているそうです。その後、12月21日に開催予定で、今、8名ぐらいの応募があると。

どういことをするかというと、応募者に対して地域の特産品をお送りして、オンラインで応募者と行政の担当者がまずは会食をします。そのときに、鷹栖町のことを知ってもらおう。次のステップとして、来年の1月22日から24日の2泊3日を予定されているそうですけれども、実際今度は応募者に自己負担で町まで来ていただいて、町内施設の案内であったりとか、先輩移住者と対話する機会を設けたりとか、協力隊としての活動や私生活をイメージできる企画や鷹栖町独自のアクティビティの体験などを通じて、漠然としたイメージを具体的なものにして、鷹栖町は、提案型地域おこし協力隊という形を取っているのですけれども、そういったことで、自分が鷹栖町に行ったらどういことができるのかということイメージしやすいような、そういった取組の一つとして、先ほど申し上げたお試しだったりインターンというものを活用しているそうです。

この話というのは、特に質問する意味で申し上げているわけではなくて、上富良野町の潜在魅力を考えて、非常に我が町にマッチした形かなということを私の印象としては思いましたので、町長も今おっしゃいましたが、検討していただければと思います。

続いて、4点目の質問に移ります。

4点目で、スムーズに定住・定着できるようなことで御質問いたしました。定住に当たっては、町長がおっしゃるように、まず、隊員本人が各種制度を活用して、研さんを積むこと、そして起業や事業承継につなげるための、行政がそれにサポートしていくことは当然必要だと思います。私は、そこに隊員に対する地域住民の認知や理解が加わると、さらに定住・定着の可能性が高まるのではないかな。これは3点目の質問にもありました離職を防ぐことにもつながるのかと思っておりますけれども、こういった定期的に隊員と地域住民の交流会

を開催している自治体も実際ありますが、この点につき、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

3年間の地域おこし協力隊としての活動を、定住・定着してもらうためにどのようなことが必要かということで、研修等ということで述べさせていただきましたが、そのほかに、まず、前提としては、上富良野を好きになってもらうという、先ほど議員のほうからもありました、上富良野にはすばらしい住環境が整っているという潜在的な能力が多くありますので、当然そういうことをアピールしたり、議員おっしゃるとおり、地域住民との交流、もちろん行政としては、住民になってもらいますので、住みたくなるような町ということで、諸制度なんかも含めて、とにかく住んでみたくなるような町にしていこうということが大事なことかと思っております。

具体的には、先ほど述べた研修とかが具体的な策になるのですが、一歩進んで、今言った大きな目標といますか、定住してもらうためには、そういうことが大切だと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 恐らく様々な形で協力隊の、お顔を出していかちちょっと、そこは個人情報なので本人の意思確認が必要かと思っておりますけれども、積極的に町民に対して、その方の存在だったりとか活動であったりとかということをPRする場があるといいなと思っております。

これも具体的には鷹栖町の話になるのですけれども、年に1回、住民に対して活動報告会を開催しているそうです。その際、住民の方と交流を深めながら、これなら協力できるよとか、あの人は詳しいから、このことはあの人に聞いてみたらいいよとか、直接住民の方から、過度に口を出されるとやりづらさがあるかもしれませんけれども、住民の方も我が事として関わってくれるような関係になりつつあるといったことを鷹栖町の担当者の方からもお伺いしておりますので、鷹栖町では、町のホームページ上でも結構、活動の報告とか協力隊の卒業生の現況とか、そういったことも閲覧できるようになっておりますので、こういった見せ方もあるのかと思っておりますので、参考にさせていただければと思います。

7点目に飛びます。7点目について再度お伺いいたします。

職員の負担軽減というところは、私は非常に大事な部分かなと。募集をかけるという段階までもなか

ないかない可能性があるなというふうには、職員の負担が過度にあるとというか、それを警戒してと。職員の方も通常の業務があると思っております。

当然、町長がおっしゃるように、民間の力だったりとかもあると思うのですが、ある自治体では協力隊の卒業生が集落支援員、地域おこし協力隊と同列の、これも報酬に対して特別交付税措置があると思うのですけれども、集落支援員に任命して、これは専任なのか兼任なのかは別として、現役の隊員のサポートであったり、主に相談になると思うのですが、そういった業務を町から委嘱を受けて担っているというふう聞いております。民間事業者であったり職員の方以外で、町民のマンパワーを活用して、職員の負担軽減とともに協力隊の方のサポート業務ということで、私は有効かなと思っていたのですが、この点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

協力隊員が今のところ町は2名なのですが、少ないと担当の課で募集とか、いろいろ生活支援なんかを行っているのですが、今後、複数、10名近くになったりすると、担当する協力隊の分野も一つの課に収まらず、複数の課で配置するようなことになると、募集もそれぞれ担当課でばらばらにやったり、待遇の面とか生活面の支援とかもばらばらになると、それぞれの課で負担が増えたり、対応がばらばらになったりしたら困りますので、その辺はある程度集約していくのがいいのかなと、まだ2名ですので、内部で協議段階ですが、今後どうあるべきかというのは内部で協議しているところであります。

その際、募集に関しても窓口を一本化したらいいいのではないかと、生活をサポートするのはどうなのか、処遇とか、その辺は統一したほうがいいのかどうかも含めて、さらに、議員おっしゃるとおり、集落支援員とか地域おこし協力隊コンシェルジュ、地域おこし協力隊の人が地域おこし協力隊をまとめるような形もありますので、どういう形がいいのかというのは、現在、内部で協議している最中ですので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 十分理解いたしました。本当にしっかり考えておられるということは分かりました。

ちょっと話は変わりますが、5、6、7と全般的に共通する話かと思っておりますけれども、厚真町、富良

野市では、それぞれに違いはありますけれども、隊員の募集、研修、採用、任用中・任用後のサポートなど、かなりの部分で民間事業者へ委託をしております。

先ほど町長が6点目の質問の答弁で触れておられた近隣自治体の例というのは、恐らく富良野市ではないかと思えます。私の調査と合致するので。

厚真町と富良野市の担当者の方は、共に口をそろえて、非常に助かっていると。私、正直、民間事業者が入り込み過ぎてどうなのかと思っていたのですが、非常に助かっているとおっしゃっていたのです。何が一番助かっているのかとお聞きしたら、当然いろいろな業務負担の軽減があるけれども、一番は、結局この隊員がこの業務に合っているのか、そもそもこの隊員はうちの町で活躍できるのかという目利きの部分だというふうにおっしゃったのです。それぞれの職員の方、私たち行政職員は、そういった目利きの力がないので、こういった部分を民間事業者へ委ねることで、採用した隊員が想像以上の働きをしてくれているのだというようなお話でもありました。

ちなみに、先ほど例に挙げていた鷹栖町のオンラインディナーであったりという取組も、プロポーザル方式を使って民間事業者へ委託しているとのことでありました。

町長も終始答弁の中で、民間事業者の活用ということにも触れておられましたが、改めて確認の意味でお伺いしますが、こういった思い切った一つのパッケージとして民間事業者活用なのか、それぞれ部分部分なのか、それらは別としても、今後こういった民間事業者の活用というのは、競争が始まるとかなり厳しくなると思えますので、いち早く検討に関しては取り組んでいくべきかと思えますが、改めて町長の考え方を伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

民間企業の活用ということで、目利きの部分、今お聞きしました。上富良野町も地域おこし協力隊の活動がばらばらで、本当に専門性を使って募集要項がきっちり決まるようなものから、企業の事業継承をする人を募集したりするような、資格より本人の意気込み等を重視するようなもの、ばらばらありますので、その辺は、何がいいのか。もちろん民間の力も検討しておりますので、今後は民間も含めて、募集する隊員の内容と申しますか、どういう人は民間が向いているのか、それとも向いていないのかということも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） まとめとして、これまでの質疑応答を経ての総括的な質問となりますけれども、先日、私、上富良野町の協力隊員の方とそれぞれお話しをさせていただきました。最も印象に残ったのは、お2人とも共通していたのですけれども、覚悟を持って移住してきたということでありました。

先ほど町長も御答弁の中で、隊員は人生において大きな決断をして移住ということで述べておられました。改めて、我々は隊員の覚悟に応える責任があるということを感じたところであります。

行政は、今、町長がおっしゃっているように試行錯誤を繰り返しながら、制度の経験をこれから積んでいって、募集方法やミッションの選定、任用中・任用後のサポートなど、その時々で最善を尽くしていくと。

地域住民、町民は、本来よそ者である隊員を快く受け入れて、隊員の方々に第二のふるさとだと思ってもらえるよう、居心地のよさを提供していく。

そして我々議会は、地域おこし協力隊に関わる経費については、おおむね特別交付税措置が講じられるということを理解した上で、隊員の活動に関心を持って、側面から支えていく。

行政、町民、議会が三位一体となって、これほどの事業もそうなのですけれども、三位一体となって環境を整えていくことで、隊員がその能力を最大限発揮することにもつながり、また、移住を決断した隊員の覚悟にも応えることになると思います。

これが今、町長との質疑応答を経ての私の所感であります、この点について、町長において、相違点、また、付け加える点があれば伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の質問と申しますか、付け加える点と申しますか、行政側としても、3年間の期間が終わった後のこと、移住・定着してもらうために、そこら辺も当然視野に入れながら、政策を打っていきたくと。

地域おこし協力隊のそもそものコンセプト、よそ者、若者というのを外から来てもらって、定住・定着してもらって、地域を活性化していきたいというのは私の思いでありますので、ぜひこの事業を活用して、地域おこしにつなげていけばと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 恐らくこれが最後の質問になるかと思いますが、戻って、1点目の再質問として、今後のことについて再度お伺いいたします。今後といっても、令和6年度以降の今後ということでございます。

令和6年度以降も、何人ということはまだ町長も言及できないと思いますけれども、毎年採用を続けていくと、いろいろなタイプの方が、また、ジャンルとしては、例えば教育であったり農業であったり、介護であったり子育て支援であったり、もちろん観光であったりICTであったりと、様々な隊員同士がつながり合って、刺激し合って、お互いを高め合っていくと。

そして、いずれはこの隊員が卒業されて、今、卒業された隊員お1人おられますけれども、卒業された卒業生と現役隊員とで重層的なよそ者のグループが形成されると思うのです。既にこの方々は、隊員として町に根差した活動をされておられるので、もはやよそ者ではなくて、我々より客観的に町を見ることができる貴重な人材だと言えると思います。そういった人材が人材を呼び、町に活力を与え、町を元気にしてくれる。

新しいことだけではなくて、今まさに消えかけていた上富良野町の古き良き伝統や文化に再度灯をともしてくれるかもしれない。これは簡単なことではないと思いますが、私は、悲壮感漂う今だからこそ、地域おこし協力隊の活用に関する、未来にこのような期待をせずにはおれません。

このたび、地域おこし協力隊の活用に関して、大きな一歩を踏み出そうとしておられる町長がお持ちの未来ビジョン、地域おこし協力隊の活用に関する未来ビジョンについてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

若者、よそ者とといいますか、その人たちに上富良野の住民になってもらって、刺激を与えてほしい、刺激だけではなくて、消えかかっていた伝統・文化といいますか、産業も含めて、そういうものの継承も含めて担ってほしいというのは、将来にわたって私も思っております。

来年はおおむね6名ということで、その後はどうなのだというのですが、やはり受け入れ態勢といいますか、条件整備が、今働いている2名の方は、役場のロケサポとかジオパークをやってもらっているので、役場が条件整備を整えればすぐ受け入れられるのですが、これが例えば農業の新規就農を目指す人を募集するのであれば、役場で農業を教えられ

ませんので、受入先とか教えてくれる方を捜したり、いろいろな条件整備、商業に関しても同じだと思います。そういう諸条件が整い次第、募集していきたいのですが、急には条件を整えることはできませんが、整えられたところが順次募集していきたいという思いは現段階で持っております。そういうことで御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、9番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、8番荒生博一君の発言を許します。

○8番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております1項目、6点について町長にお伺いいたします。

民生委員・児童委員について。

少子高齢化や核家族化などの進展により、地域福祉の状況がますます深刻化してきております。地域のつながりが希薄になる中、地域福祉のつなぎ役である民生委員・児童委員の役割はますます重要になってくると考えます。

民生委員・児童委員の任期は3年で、給料はなく、交通費などの活動費を支給される非常勤の公務員で、民生法及び児童福祉法に基づき設けられており、厚生労働大臣が委嘱しており、現在の上富良野町の民生委員・児童委員の定数は32名、主任児童委員は2名の計34名であり、今年が3年に一度の改選の年となり、新たなるメンバーで12月1日より活動がスタートしております。

地域の中で、熱意と使命感を持って、住民に寄り添った相談、支援などに取り組まれている民生委員・児童委員の皆様の活動状況について、以下6点、斉藤町長にお伺いいたします。

1点目、上富良野町における民生委員・児童委員の定数とその根拠は。また、職務と活動内容は。町長は、民生委員及び児童委員の活動状況をどのように見ているのか、お伺いいたします。

2点目、本年度一斉改選が行われましたが、現状の充足状況と改選状況をどのようにお考えか。特に農村部の候補者選考が難しいと聞き及んでおりますが、状況把握はどのようになされているのか、お伺いいたします。

3点目、本町は、民生委員活動と連携し、地域課題の解決に当たる地域福祉推進員と福祉係が社会福祉協議会に所属していますが、十分な連携体制が取れているのか、お伺いいたします。

4点目、特に新型コロナウイルス感染症等の影響により、民生委員・児童委員の活動が制限を受けていると考えますが、上富良野町の状況をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

5点目、民生委員・児童委員の成り手不足等に大きな影響があるのが活動費に対する補助となっておりますが、その実態と状況は十分とお考えか、お伺いいたします。

6点目、民生委員・児童委員の活動の充実を図るため、行革の時代に廃止となった先進市町村等への研修費の予算化を考えられないのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の民生委員・児童委員についての6点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の定数の根拠及び職務、活動内容についてですが、定数につきましては、民生委員法第4条により、国が定める基準を参酌し、都道府県の条例で定めるものとなっておりますので、町といたしましても、その基準を基に定数を検討し、北海道と協議した上で、北海道民生委員定数条例により、当町は34名と定められているところであります。

この国の参酌基準におきましては、町村は、70世帯から200世帯ごとに1人の民生委員・児童委員を配置することとなっており、民生児童委員協議会の中においても適時検討を加え、現在の定数に至っていることから、適正な委員数となっているものと理解しております。

民生委員の職務につきましては、民生委員法第14条に示されているとおり、住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握すること。援助を必要とする方の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言や援助を行うこと。福祉サービスなどの必要な情報を提供すること。社会福祉事業所等と連携して、その事業活動を支援することでございます。

その具体的な活動内容につきましては、生活・介護・医療・妊娠・子育て等の不安など、様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるようにサポートする専門機関とのつなぎ役、高齢者や障害者の安否確認や見守り、また、これらを通じた災害時の避難支援体制の構築への協力、福祉制度の周知、要支援者に関する情報の提供等への協力のほか、行政や社会福祉協議会等の関係機関の会議などへの参画及び提案、高齢者世帯の実態調査の協力、住民が福祉サービスの利用や公的な手当の申請等を行う際に、第三者による事実確認が必要な場合の家庭の生活状況等の確認及び報告に関する証明事務、地域行事や学校行事等への参加等と認識しております。

また、児童委員の職務と活動内容につきましては、児童福祉法第17条により、児童及び妊産婦の

生活や取り巻く環境の状況を適切に把握し、その保護や保健福祉に対してサービスを適切に利用することに必要な情報の提供と、その指導や助言を行うことと認識しております。

民生委員・児童委員の方々におかれましては、核家族化、独居高齢者世帯の増加など、家族構成が変化する社会情勢の中、さらに、住民が直面する課題が複雑化・多様化する中において、多岐にわたる地域福祉活動を行っていただき、特に住民と行政、関係機関とのパイプ役として重要な役割を担っていただいております。民生委員・児童委員の活動の意義は極めて大きいものと理解しております。

次に、2点目の一斉改選に伴う充足状況と改選状況についての御質問についてであります。民生児童委員協議会においては、適時委員相互の意見交換を行っており、一斉改選の1年前には、現任委員の意向の確認、定数充足を含めた地区ごとの課題などについて意見交換し、今回の一斉改選を迎えたところであります。

委員の改選が予定された地区の民生委員・児童委員の選任につきましては、地域に密着した活動が必要なことから、地域の実情に最も精通されています住民会を通じて、適任者を推薦していただき、選任しているところであります。

また、農村部の選考の状況把握についてですが、農村部、市街地にかかわらず、住民会に対して、候補者選考に御苦勞をおかけしていることは認識しており、12月1日の一斉改選に多大なる御協力をいただき、感謝しているところであります。

3点目の地域福祉推進員、福祉係と民生委員・児童委員との連携についてですが、主に各住民会で行われておりますふれあいサロンの活動のほか、担当地区により多少の違いはありますが、高齢者の安否確認や子供たちの見守りなどを相互に協力、情報交換して、連携を図りながら活動されていると伺っております。

また、民生児童委員協議会会長が社会福祉協議会の理事に、民生委員・児童委員2名が社会福祉協議会評議員に就任しており、社会福祉協議会とも相互に情報交換し、連携を取りながら地域福祉の向上に努めているところでございます。

次に、4点目の新型コロナウイルス感染症による活動への影響についてですが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言が発出されたことから、民生児童委員協議会の月例の定例会を初め、自主研修や研修会等の中止、高齢者実態調査の開始時期の延期など、民生委員・児童委員の様々な活動の制限があったところでございます。

民生委員・児童委員におかれましては、感染予防、拡大防止のため、コロナ禍における手探りでの活動となったところであり、とりわけ高齢者実態調査や高齢者等の住民の方々の相談や家庭訪問に当たっては、マスク・フェイスガード・ゴム手袋・消毒液などの感染予防物品を配布するとともに、電話による調査や相談など、感染状況を考慮しながら可能な範囲での活動をしていただきましたが、外出や集団行動の自粛などから、担当地区の住民の方々と対面する機会が少なく、今までのような活動ができないストレス、また、懇談の場を設けられなかったため、委員相互の情報交換の場が少なかったことなど、この任期3年の活動は、これまでと比較すると大変制限されたものと認識しております。

次に、5点目の成り手不足と活動費についてですが、当町においては、先ほど答弁したとおり、住民会に対して御苦労をおかけしておりますが、住民会を通じて適任者を推薦していただき、選任しているところであり、欠員は生じていない状況であります。

次に、活動費に対する補助ですが、民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員と位置づけられ、給与を支給しないものと規定されておりますので、活動費としてお支払いしていることを御承知いただきたいと思います。

民生委員・児童委員は、日常的に住民に最も身近なところで、安心して暮らせるように様々な角度から活動され、地域福祉の担い手として大変重要な役割を果たしていただいております。それらの活動のための交通費等の実費分を活動費として費用弁償させていただきます。

この活動費につきましては、平成24年度に上川管内の活動費の状況を勘案して見直し、現在に至っているところであり、さきにお答えしました一斉改選1年前の民生児童委員協議会において、地区の課題や活動における御意見をいただきながら改善を図っているところです。

なお、今後におきましても活動に支障の来すことのないように、民生児童委員協議会の意見を聴取するとともに、上川管内富良野圏域の実態把握や民生委員・児童委員の活動内容を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

6点目の先進市町村等への研修費についてですが、現在、町として、宿泊を伴う研修に対して補助しておりませんが、日帰りの各種研修会への負担のほか、民生児童委員協議会の自己研修として、委員の活動費より積み立てて実施する道内1泊2日の自主研修については、福祉バス等を活用いただいでい

るところであります。この研修費に対する委員個人の負担につきましては、これまで長い年月をかけて、民生児童委員協議会の中で御論議されて構築されたものであり、これを尊重すべきものと思いますので、現時点では、先進市町村等への研修費の予算化は考えていないことを御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） ここで、10分間休憩とさせていただきます。

再開は11時5分から。よろしく願いいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

再質問ございますか。

8番 荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 同僚議員からもお話がありました。今回の質問に関して、8割強、第1答弁で問題が解決しているように思えるようなすばらしい御答弁のほう、まずは感謝いたします。でも20%はまだ残っていますので、引き続きこちらからお話しをさせていただきますが、この質問に至った経緯は、ちょうど3年に一度の改選期を迎えられるということで、たまたま11月25日に役場のホームページを見て、民生委員の現状を確認したところ、名前のない地区があったりとか、もしや欠員が生じているのではないかと危惧し、また、12月1日には体制が改まるということで、さほど心配しておりませんが、やはり変わり目ということで、新たにスタートいただく皆様にエールを送りたいという気持ちで質問に至りました。

まず、改選が行われまして、今回は12名の方がお辞めになられまして、新たな22名を加え、合計34名でスタートいたしました。年齢の構成を見ると、40代の方が1人、50代の方が2人、60代が15人、70代が16人ということで、民生委員・児童委員の皆様の一応定年というか、業務終了のめどは75歳ということで定められておまして、やはり一定の75歳という枠は、特別なルールに基づいて延長はできるということでお聞きしておりますけれども、大概担っていただく皆様は、75歳を最後にということで日々頑張っていただいております。

そのような中、2019年の全国の民生委員・児童委員の皆様の平均年齢というのは66.11歳とになっておまして、今般改選を迎えました当町の民

生委員の皆様の平均年齢は67.55歳でございます。

担い手不足ということは、現在は生じていないという町長の御答弁がありましたけれども、現に住民会の方々には御苦労いただいておりますということで、やはり住民会の皆様、一生懸命1年前からこの改選期に合わせて、それぞれの役が決まる前に、まずは民生委員・児童委員の皆さんをとということで、本当に大変な思いをされて推薦をされて、今回も12月1日に34名という定数でスタートが切れております。

北海道の179市町村の調査を、本年度6月の数字ですけれども、欠員のある自治体は61市町村、今年もあるということで、本当に町長は、住民会の皆様の御苦労もあってのことかと思われまじけれども、恵まれた町と言えらると思います。

確実に少子高齢化が進む中で、やはり2期、3期、4期と続けていく中で、75歳を目標に皆さん頑張られると仮定しましたが、今の平均年齢を申し上げましたが、年代別で見ても数年後には本当に危機的な担い手不足が生じる可能性がございます。

まず、斉藤町長にお伺いいたしますが、こういった担い手不足解消に向けた策は何か現在お持ちでしょうか。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） 8番荒生議員の質問にお答えいたします。

特に、具体的な策というものは現在持ち合わせていないところでございます。状況につきましては、平成24年に民生児童委員協議会のほうと町のほうといろいろ協議して、今までにつきましては、現任の民生委員と事務局のほうで、担当地区のほうで次の担い手は誰かいないのかというようなことで、非常に苦労して推薦していただいたという経緯ということで、調査しているところでございます。

ただ、そういったところでも、地域の実態というものは事務局のほうでは理解できかねる部分もございますので、それであれば住民会のほうの協力を得るという形で、今の形で住民会のほうから推薦いただいて、民生児童協議会の協議しまして、就任という形になっているところでございます。

状況としましては、先ほど議員おっしゃられました平均年齢が67.55歳という現状でございます。社会情勢が変わりまして、高齢者が今、高齢者雇用安定法の改正により、70歳近くまで現役でいられるような方が多い状態でございます。仕事を持っているということであると、民生委員の活動は、広報にも載っている毎月の定例会以外にも、高齢者実態調査、様々な相談とかで、件数的には、

毎日業務をしているような件数というものになっているところでございますので、就職なさっている方というのはなかなか民生委員との兼務というのも厳しいという状況でございます。

具体的に、担い手不足ということでは、今、住民会の御協力を得て、欠員にはなっていない状態。転出とかといった形で欠員になっても、住民会と協議いたしまして、次の方を推薦いただいている状況でございます。欠員というような状況ではないですけれども、今後におきましても住民会の協力を得ながら、候補者の推薦いただいて、就任していただくという形でございます。今すぐ具体策、特効薬的なものはないという状況でございますので、住民会の皆様、あと、民生児童委員協議会のほうでも日々いろいろな課題を協議していますので、その中で、今後につきましても、いろいろ課題がありますので、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいまの課長の答弁に基づきますと、やはり委員の高齢化の背景には、企業でいうと、平成13年に定年の延長のスタートに伴い、雇用延長というのがあって、今、御答弁でもありましたが、やはり以前から言われているのは、定年退職者の仕事という考え方というのが発足当初から多くありまして、当初は、60歳定年のときには、75歳まで長くお務めいただけるというようなイメージがあったのでしようけれども、時代の流れと、背景とともに、65歳ないし、民間では70歳を過ぎててもまだまだ現役で働いている方がいるということで、成り手不足や担い手不足というところに大きく起因していると考えます。

そこで、他の町の事例を挙げるのはあれなのですが、現在、見守りそのものも、ICT化に伴い、オンラインで見守るようなシステムを構築する自治体が増えてきております。また、民生委員の方々、児童委員の方々にタブレット端末を付与することで、別の仕事と兼務しながら、定年後の職ということに限らず、例えば会議出張等で地方に出向いても、今やタブレットがあれば活動、また、オンライン会議等に参加できるということで、積極的に担い手を育成するために、そのようなICT化に向けた取組もなされております。

一方、ICT化とは異なりますけれども、当町でも過去に議員のほうで質問がありました、郡部と市街地の方々の、要は世帯件数の差異を何とか埋められないだろうかという質問に及んだときに、それぞれ中身、内容、重さが異なるので、今のところ地域

それぞれでという御答弁をいただいておりますが、これも一方、民生委員のOBの方々や現職の民生委員の家族にサポーターとして協力いただき、そういった地域間の較差というのを解消している自治体の先進事例もございます。

まず、仕事の内容自体の周知、また、町民への理解というのにも必要になると思いますが、こういったことを参考に、担い手不足解消に向け、これからも民生委員の方々のお仕事ぶりというのをぜひ町長、率先してPRいただければと思います。

質問の5項目め、6項目めに係ることですが、まず、活動費に関しては、ボランティアの要素ということで、あくまでも実費分の報酬ということで理解させていただきます。

過去、見直しを行ってから、現在でちょうど10年になりますが、この間、活動費値上げの議論というのはなされたのかどうか、町長に確認いたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

平成25年に改正してから、活動費の関係の協議ということでございますけれども、やはり道から補助金をもらっている部分と、町から活動費に対して、現在は、報酬から活動費という形に変わりますけれども、補助しているというような形でございます。

民生委員のほうは、地域福祉に寄与するという部分で、そういった意識の関係で、お金という部分は、私たち事務局につきましても、委員のほうからは切り出しづらいものかと思っております。平成25年に改正したときと同じように、事務局から管内、富良野沿線等々の活動費とか研修旅費の関係につきましても、状況を勘案して、事務局から提案して御協議いただくのが適切な検討なのかというような形でございます。

状況としましては、現在の上富良野町で支出しております活動費につきましても、調査したのが平成27、28年ぐらいに管内、沿線の状態を調査しているところでございますけれども、管内、沿線は変動はございませんので、そういったものを注視しながら、ほかの町でも活動費を、今の燃料関係で人が動くときにお金がかかるような状態になっておりますので、そういった動きを注視していきながら、事務局のほうでもデータ整理をして、検討の材料として、民生児童委員協議会に提案して、全体で協議していただくというのが望ましいかと思っております。

やはり補助金として支出しておりますので、町か

ら、こういった考えでどうだろうかという御提案をするというのが事務局の任務だと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 考え方とすれば、当然民生委員・児童委員の方々は人格、識見共に高く、地域の実情にも精通している方々が担っておりますので、委員の中の集まりの中では、活動費を上げろなんていうことは、多分この先10年、20年出てこないと思います。ですから、今、御答弁でもありましたけれども、近郊の自治体の状況を含めたり、今般の様々な価格、物価高騰に伴い、実費が多分足が出るのではないかと非常に危惧しております。

そのような中、今、活動費に関しましては、三月に一遍、費用として委員の方に振り込まれ、6点目の質問に絡みますが、答弁にもありました三月に一遍の活動費の中から一部を貯蓄し、まとまったお金で自主研修をされているということでの御答弁がありましたけれども、例えば月額1,000円を12か月分、1万2,000円で自らのスキルアップのために、民生児童委員の方々が研修に行くということ自体、様々な課題が多様化、複雑化している中、福祉とのパイプの役割を担っていただく活動量も大変多い、本当に大事な方々だと思っておりますので、当初、行革の前、14年、15年ぐらいに戻りますけれども、そこまでは、3年に1回の任期の中で道内研修会が1回、道外研修が1回ということで私も承知しておりますが、その後、10年、15年たっても研修そのもの自体が復活することなく、今では、過去に戻りますけれども、少ない活動費を少しずつ積み上げて、自らのスキルアップを行うために1泊の研修旅行に行かれているのは非常に私は心苦しく感じております。研修費の復活をストレートに求めるという形もありますが、逆に活動費に1,000円上乘せすることで、そういった御負担を軽減することも考えられるのですが、そういった考えは、町長、どのようにお持ちでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

活動費につきましても、先ほど担当課長から申し上げたとおり、なかなか委員のほうからは言いづらい面もあるかと思っております。その分我々がしっかり他の市町村等の状況を把握しながら、適正な活動費の確保といえますか、そういうものには気をつけていかなければならないと思っております。

続いて、研修についてですが、研修につきまして

は、道外研修ありきではなくて、研修全体を見て、
どういう研修が必要なのか、今の1泊2日の自主研
修も含めて、日帰りの各種研修で十分なのかという
ことは十分精査して、しかも民生児童委員協議会の
皆さんとも十分対話をして、研修の在り方というの
は、逐次やり取りしながら、あるべき研修の確保に
努めたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 複雑化、多様化した様々な
諸問題解決に向けて、日々御努力されている皆様
の、スキルアップ研修の必要性ですが、やはり月に
一度の委員会、集まりのようなものと、様々な
ケース、事例等のお互いの情報交換には時間が足り
ないのではないのでしょうか。そのために、例えば1
年に1回、宿泊を伴い、行動を委員皆様ですること
により、様々な事例のやり取りをお互いに情報交換
することによって、また新たなスタートを切り、こ
ういったときにはこう対処したらいいというような
、これは1泊2日とか長い時間がなければ、お互
いの情報の交換というのは僕はできないと思いま
す。

私たちが議員として先進市町村等に行かせていた
だいておりますけれども、これは本当に恵まれてい
ると思しますので、ぜひ町長、平成15年に遡れと
は言いません。道外も望みません。しかしながら、
1泊2日の、せめて道内の研修の復活を強く望みま
すが、御答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお
答えいたします。

1泊2日の研修がいいのか悪いのかも含めて、そ
ういう時間が、やはり1泊2日でなければ駄目なの
か、それとも平素の活動の中でコミュニケーション
が取れるのかも含めて、研修の在り方という
のは、先ほども御答弁させていただきましたとお
り、民生児童委員協議会のほうと協議を密にして、
今後の在り方について検討していきたいと思ってお
ります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それは前向きな御検討と捉
えてよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 前向きに、民生児童委員の
皆様の御意思を尊重して、何がいいのかというの
は、我々も御期待に添えるように頑張っていきたい

と考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 前向きな御答弁をいただき
ましたので、質問は最後にさせていただきます。

やはり今般の新型コロナの流行や自然災害の多発
によって、地域の見守りネットワークの重要性とい
うのは日々増しております。その担い手となる民生
委員のバトンを幅広い形でつないでいく仕組みを、
そろそろ行政と住民が真剣になって協議する時期に
来たと私は考えております。

前向きな御答弁の後に、再度御答弁願いますが、
こういった本当に活動量が日々増えている民生委
員・児童委員の皆様にもう一度、日々の御苦勞のね
ぎらいも含めて、様々な事例というのは、身をもっ
て学ぶ、もしくは聞き及び、そこで得た知識をまた
自分でというのに、本当に研修は大事です。前向き
な御答弁をもう一度いただければ、これで質問を終
わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお
答えしたいと思います。

民生児童委員の皆様方には、日頃よりお世話に
なっております。地域のお悩みの相談に乗っていただ
いたり、我々の高齢者実態調査を担っていただい
たり、本当にお世話になっております。

もちろん我々行政と住民とのパイプ役として、社
会福祉協議会とのパイプ役にもなっていておりま
すので、地域福祉においては非常に要の存在とい
うことで、今後、先ほど議員の御質問にありまし
た高齢化、高齢化というのは、定年の延長とか様々
な影響もあるのですが、成り手の確保については、
住民会の皆さんにお世話になっておりますが、今の
ところ欠員は生じておりませんが、多大な御尽力を
いただいていることは承知しておりますので、引き
続き地域福祉のために、民生児童委員の皆様には頑
張っていただきたいという思いが一番強いわけでし
て、そのための研修ということは、我々も十分その
辺は留意しながら、皆様方と十分検討して、どうい
う形態の研修がいいのか、内容、形態を含めて十分
協議してまいりますので、御理解を賜りたいと思
います。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8番荒
生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、4番中瀬実君の発言を許します。

○4番（中瀬 実君） 私は、さきに通告しており
ます3項目、7点について町長と教育長に所信を伺

います。

1点目です。農業資材高騰に対する町の対策はと
いうことであります。

ロシアのウクライナ侵攻による物資不足、急激な
円安などが重なり、肥料・飼料・燃料などの生産資
材高騰、さらにインフラ料金も値上がり、農家の経
営を直撃しています。

今年は天候にも恵まれ、農作物は総じて平年作を
上回る予定であります。我々農家の生産物価格は
自分たちが決めることはできず、資材等の高騰分は
農家負担となり、次年度以降の農業経営の存続が危
機状況になると思われまます。

町の基幹産業の農業を守るため、町としてどのよ
うな対策を考えているか伺います。

1点目、肥料・燃料に対する助成策は。

2点目、化学肥料削減に向けて、堆肥とか緑肥と
かに対する助成策は。

3点目、今後、上富良野町の目指す持続可能な農
業についての考えは。

以上、3点を町長に伺います。

2項目目、公共施設の避難訓練について。

火災・地震・水害、今では緊急通報システムJア
ラートが発令された災害等が起きたとき被害を最小
限にする、人命を最優先した避難訓練は日頃から実
施すべきであり、重要なことと思われるが、上富良
野町の公共施設での避難訓練の実態を伺います。

十勝岳噴火に対する訓練は、毎年自衛隊との共同
により実施されておりますが、他の施設の避難訓練
は実施されているのか。役場、町立病院、ラベン
ダーハウス、子どもセンター等々について、避難行
動マニュアルはどのようになっているのか、町長に
お伺いいたします。

3項目目、町内のいじめと不登校の現状と課題に
ついて教育長に伺います。

今、コロナ感染の影響なのか、子供たちに様々な
制約と負担が心身を脅かしていることが考えられ、
2021年、不登校の小中学生は全国で24万人で
過去最多を更新し、前年より25%増、10年前に
比較すると、ほぼ倍増している状況であります。

小中学校でのいじめも全国で61万5,000
件、道内は過去2番目に多い2万3,000件弱と
高止まりしているとの報道があります。

不登校の理由、原因は、何によるものなのか。い
じめについては、いかなる理由があろうとも許され
ることではありません。早い段階で掌握し、対処す
ることが望まれます。

上富良野町の実態について伺います。

1点目、令和元年、令和2年、令和3年の不登校
の人数と原因、実態は。

2点目、不登校による学力、勉強の後れに対する
対策は。

3点目、令和元年、令和2年、令和3年における
いじめの認知数と対策は。

以上の3点について教育長に伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお
答えしたいと思います。

まず、1項目目の農業資材高騰に対する町の対策
に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目、農業用の肥料、燃料などの高騰に対
する助成につきましては、国において肥料価格高騰
対策事業が創設され、肥料価格の高騰による農業経
営の影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り
組む農業者に対し、令和4年6月から令和5年5月
に購入した肥料を対象とし、前年度から増加した肥
料費について、その7割を支援金として交付し、北
海道においても化学肥料1トン当たり3,125円
を上限として助成を行うため、取りまとめを開始し
ているところであります。

町としましても町独自の支援策について検討を行
い、北海道と同じく、化学肥料1トン当たり3,1
25円を上限として助成を行うべく、本定例会に補
正予算案として、肥料価格高騰対策事業、1,78
7万5,000円を上程させていただいたところで
あります。

なお、燃料の高騰対策につきましては、産業全体
の問題として考えており、国及び道の支援策を注視
しているところであります。

次に、2点目の化学肥料を低減する取組と合わせ
て行う堆肥・緑肥に対する助成につきましては、国
において、環境保全型農業直接支払交付金により、
農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全
な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活
動に対して支援を行っております。

支援の内容としましては、有機農業、堆肥の施
用、カバークロップの作付、リビングマルチなど
になっており、化学肥料、化学合成農薬を地域の慣行
レベルから原則5割以上低減する取組と併せて、堆
肥の施用を実施した場合は10アール当たり4,4
00円、カバークロップを作付した場合は10ア
ール当たり6,000円が交付される仕組みとなっ
ており、令和4年度につきましては、22経営体が6
月に、合計で342.2ヘクタールの申請を行い、
実績報告を提出後、来年3月末期頃、総額約2,4
79万円の交付を受ける予定となっております。その
うち堆肥の施用は9経営体、141.8ヘクタール、
623万9,000円、カバークロップの作付は5
経営体、39.8ヘクタール、239万2,000円

となります。

今後、クリーン農業や有機農業など、環境保全型農業のさらなる取組拡大の推進を図ってまいります。

次に、3点目の本町の目指す持続可能な農業につきましては、足腰の強い農業、持続的な農村地域の発展を目指して、安全で安心な食料の供給と消費者の信頼の維持確保、農業生産基盤の強化、保全と経営の効率化、近代化の促進、農を中心とした地域活力の創出、農業・農村地域を支える担い手づくり、農業関係機関との連携の5項目を柱として、第8次上富良野町農業振興計画に基づいた上富良野町農業の振興に努めてまいりました。

持続可能な農業の大前提は農業所得の確保であり、経営規模拡大、高収益作物の作付による販売額の増加を図り、農地の集約化による燃料費、労働時間の削減、土壌診断、リモートセンシング技術を導入し、肥料、除草剤などの経費の節減を図り、農業所得を確保できるような各種施策を検討してまいります。

加えて、人口減少や単身高齢者世帯の増加、ライフスタイルの変化など、消費者ニーズの多様化が進み、食をめぐる市場環境が大きく変化しております。安全で安心な良質の食料を求める消費者ニーズに対応するため、クリーン農業の推進や食育活動の展開などの取組が求められています。

さらに、農業の持つ本来の機能のほか、環境に対する公益的機能を高めるなど、環境と調和した持続可能な農業の一層の推進が必要となります。

このために、農業生産活動に伴う環境負荷の一層の低減に加え、地球温暖化、生物多様化、資源の有効活用など、新たな課題への対応を通じて、安心・安全で付加価値の高い農産物の供給を増やし、これらの取組が消費者、流通関係者にも支持されるようにしていくことが重要であると考えております。

また、農業生産資材の高騰分が販売価格へ転嫁されることについて、販売関係者、消費者の理解が得られるような対策を国に要望してまいります。農業経営を取り巻く環境は、世界人口の増加や新興国の経済発展による社会的な需要増、円安、ロシアによるウクライナへの侵攻などの影響により、肥料・飼料などの生産資材価格が高止まりとなっており、国の第2次補正予算による農林水産省の対策事業により、その効果が発揮できるものと考えておりますが、農業経営の安定化及び持続可能な農業の発展のため、状況に応じて対策を講じていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の公共施設の避難訓練についての御質問にお答えいたします。

公共施設の避難訓練の実施につきましては、まず、消防訓練につきましては、消防法の規定により、各公共施設に防火管理者を定め、消防計画を策定し、当該計画に基づき消火・通報及び避難の訓練を実施することが義務づけられているところです。

そのようなことから、本町の公共施設である役場、保健福祉総合センター、子どもセンター、泉栄防災センター、東児童館、社会教育総合センター、公民館、町立病院及びラベンダーハイツについて、各施設で策定している消防計画に基づいて、上富良野消防署の指導の下、毎年実施しているところです。

なお、消防訓練以外の水害・噴火・地震等を想定した避難訓練につきましては、2月に十勝岳噴火総合防災訓練を実施しているところですが、公共施設ごとには実施していない状況です。

次に、避難行動マニュアルについてですが、各公共施設において、防火管理に関する消防計画の中に任務分担表や避難経路図により、避難行動マニュアルを定めており、各施設の避難訓練時においては、その消防計画に基づき、避難訓練実施計画書を作成し、訓練を行っているところですので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番中瀬議員の町内のいじめと不登校の現状と課題についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の児童生徒の不登校につきましては、10月に文部科学省から、全国で24万4,940人、全道では1万5,822人と公表され、年々増加している実態であると認識しております。

不登校児童生徒とは、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因により、登校しない、したくてもできない状況にあるため、年間30日間以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されており、文部科学省及び北海道教育長において毎年調査が行われております。

まず、1点目の町内の小中学生全体での不登校についてですが、令和元年度20人、令和2年度31人、令和3年度32人であります。

原因については、文部科学省の調査分類に基づき分析しますと、本人の無気力、不安が最も多く、生活リズムの乱れや学校での友人関係のトラブル、学業不振、家庭環境の変化等となっております。

また、不登校の人数の中には、後に起立性調節障害などの診断を受けている方もおります。

カウンセリング等の経緯から想定される実態としては、一つの明確な原因があるということではな

く、様々な要因が絡み合い不安が大きくなり、身体症状が出てくるものと考えられます。

次に、2点目の不登校による学力、勉強への対策についてですが、学習教材を家庭に届けることや、家庭に授業風景をオンラインで配信すること。また、登校できても学級で授業を受けることが難しい場合は、別室で個別に指導を行うなどの方法で、できる限り学びの機会を確保するよう努めております。

ただし、不登校の子供の状態によっては、そのような学習支援がさらに子供たちを追い詰める状況を生むこともあるため、あくまでも子供たちの心情に寄り添った対応が求められておりますことに御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目のいじめの認知についてですが、令和3年度の児童生徒のいじめの認知件数についても、10月に文部科学省より、全国で61万5,351件、全道では2万2,891件との公表に、年々増加している実態であると認識しております。

町内の小中学校においてのいじめ認知件数については、令和元年度は1件、令和2年度は4件、令和3年度はゼロ件であります。毎年6月と11月の年2回、いじめアンケート調査を実施しており、各学校からの報告を集約し、北海道に報告しておりますが、アンケート項目の質問において、「嫌な思いをしたことがありますか」の問いに対して、「不快に感じた」と回答した割合は、令和3年度調査において、小学生で27.1%、中学生では2%でありました。

いじめに対する対策につきましては、各学校において、いじめ防止基本方針を策定し、日頃から取組を進めているところであり、道徳教育や人権教育の充実、いじめ問題を児童生徒が主体的に考える機会づくり、研修等による教職員の共通理解を図ることを初め、年2回のいじめアンケート調査を通じた教育相談において、早期発見に努めるとともに、職員会議やいじめ問題対策委員会で共有化を図りながら、迅速な対応に努めております。

また、児童生徒の悩み事に答えられるようスクールカウンセラーを配置するほか、北海道及び町において様々な相談窓口を設けております。

いじめとは、他者からの言動により不快と感じたときにいじめと認知することではありますが、自分の思いを伝えることが困難な場合や、また、相手が気づいていない事案も多いため、できる限り早期に気づき、相談を受け、事実確認の上、話し合う場面等が重要だと判断しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） ここで、昼食休憩とさせて

いただきます。

再開は午後1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩に引き続き、一般質問を再開いたします。

再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） それでは、まず最初にお伺いをいたします。

今回の肥料の高騰対策についてであります。時期はいつか分かりませんが、JAふらのの組合長から各沿線の首長に対して、農家がこれだけ肥料が高くなって大変な時期になっていると。だから町として何か対策を考えてほしいという要請があったと思います。

そこで、伺いたいのは、例えばJAの組合長からそういう要請がなくても、上富良野町としては、肥料高騰対策を考える考えはあったかどうか、それをまず伺いたい。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

今年の秋口、議員おっしゃるとおり、JAのほうから要請がありましたが、私としては、その要請がある前から、これは考えておかなければならないと。やるかどうかは別として、考えとして持っておかなければならないと考えておりました。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 今の話ですと、例えばJAの組合長から要請がなくても、町としては考えはあったということで理解していいですね。

そこで、お伺いしたいのは、今回は、町の対応としては、道の肥料高騰対策、道の支援の中身を今回、町として支援をするという中身だったと思いますけれども、この中身については、基本的に、肥料を取引したトン数に応じて助成をするということなのですが、肥料のトン数についての分を、今回は道の部分については、いろいろな条件がつかなくても、結局は取引したトン数に対しては3,125円を農家の方に助成をするということになっております。

ですから、国のほうの対策は、今後のことになるとは思いますけれども、一応これがベースになって、今後、国も対応するのだろうと思いますけれども、

国の対策については、いろいろ制限がきつとあると思います。だから今後の様子を見極めたいと思っておりますけれども、私は、今回の町の対応、1,787万5,000円、見込みですけれども、一応助成したいということなのですが、これは基本的に、私どもが思っているのは、今回のこの金額は、いわゆる新型コロナ関連緊急経済対策、そのお金を使うことになっています。

ですから、私が言いたいのは、コロナ対策の緊急対策のお金プラス町独自の上乗せを考えていなかったのか、このお金は、結局は国のコロナ対策の経済対策の分を利用して使っています。だから先ほど町長に、町でこういった考えは多少あるような話を聞きました。ですから、この金額にプラスする考えはなかったのか。それともこれからそういうことを考える余地があるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

先ほどJAの要請があってもなくても、来る前から私はそういう考えを持っていたとお答えいたしました。それは、緊急対策の交付金があるのですが、それがほかの事業に回って、結果的に足りなくて、単費でもできないかと最初から考えておりましたので、それが結果的に交付金でできるようになりました。さらに単費ではというのは今のところ考えておりません。

あと、今回の値上がりに対しての緊急の措置でありまして、今後については、国がいろいろ考えていくのかなと、国の農政、また価格等の状況は十分注視しながら、今後のことは決定していきたいと。見守っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 結果的に、肥料の高騰対策については、農家個々平等に当たる助成になるのです。なぜかといったら、基本的なほかのいろいろな農業施策、農業の支援はすると言っている、個々みんなばらばらで、支援を受けようとしても、いろいろな条件が絡んで皆さん均等に受けられないのです。いろいろな補助事業とかいろいろなものがあったとしても、だけれども、今回の肥料高騰対策については、肥料を使った農家の人は均等にお金が当たる仕組みになっているのです。国の支援もそうです、道の支援、町の支援。あなたは肥料が少ないからあなたには当たりませんか、そういうことではなくて、たとえ1トンであろうと100トンであろうと、使っている肥料に対して均等に助成を受けられ

る制度なのです、今回の場合は。だからそれはそれで本当に助かるのですが、そこで私が言いたいの、町の基幹産業とよく言われています、農業は。そんな中で、肥料がこれだけ高騰していくと、経営は本当に大変になるのは目に見えています。だから小さい農家も大きな農家も均等に当たる、そういった支援策を、今回、国の緊急コロナ対策を使った分は、それでいいでしょう。だけど、それにプラスアルファ、町として農家のためにこれだけ、金額は私はいませんが、町は独自にこの分にプラスアルファしてくれたのだということが農家の皆さんに伝われば、私どもの農家は240そこらしかありませんけれども、みんな有り難いと。町の考え方がこういうふうにしてくれたというふうになると思うのです。だから町長にどうですかということをお伺いしているわけです。どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

今回の上乗せ分は、緊急の対策でありまして、条件なしに各農家の方に、肥料のトン単位ですけれども、使った方に平等に当たるような施策です。

一方、平常時においては、中瀬議員おっしゃるとおり、条件がついて、できることできないこといろいろあるかと思いますが、今回に関しては、緊急ということで、条件がなく町が補助するということ、まずその趣旨を御理解いただきたいと思っております。

あと、財源に関しては、単費だからいいとか、コロナの助成金だから駄目だとか、財源の中身について、いろいろ思いはあるかと思いますが、町は、財源関係なく農家の方にトン当たり補助するということを決めたということをお伺いしたい。結果的に、財源が一般的なのか普通の財源なのか、国からの交付金なのかということはあると思いますが、補助するという事実をお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 町長の思いは私も分からないわけではございません。ですが、大変な状態になっている。今まで我々も経験をしたことのないような状況になっているということは御理解いただいていると思います。ですから、そんな中で、国の対策等については、今、我々が農協等にいろいろな申請を出している状況の中で、その数字がまとまっています。そしてさらに国の対策については、来年6月以降に受け付けを始めますというような状態になっておりますよね。だからまだ時間があるのです。町

の予算を来年度に向けて予算を町で組めばいいということだと私は思うのです。それは、どれだけの予算を立てるかは別として。まだ間に合うのです。国の対策は遅れていくではないですか。だから、十分時間はあります。考える余地もあると思います。そういうことでの、もう一度考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の話かと思いますが。農政の補助は、町単独でもできる部分はありますが、多くは国の農業政策に頼る部分が多くて、国の動きというのは非常に上富良野の農業にとっても大きな影響を与えるということは、これは大きな事実かと思っています。

そのほか、町が何ができるのかということで、今回は、トン当たり3,125円の緊急的な助成を行うということを決めました。来年については、何ができるかというのは、今後、肥料の助成に限らず、町の基幹産業ですので、将来を見据えて町独自に何がいいのかということ、今後、予算の中でお示ししていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 余りしつこくは言いたくありませんけれども、基本的に、道の支援策と町の支援策については、肥料低減に取り組まなくても支援してくれるという制度です。これをうまく使って、それに上乗せをしたらいいのではないかとこのことを先ほどから言っていたわけです。

国の支援策というのは、いろいろなことに取り組んで初めて70%以内を助成すると言っているのです。だから70%ももらえるという確証は何もないのです。50%になるか60%になるか分からないような状況の支援策です、国の支援は。そういったハードルというか、設定条件は結構厳しいものがあるのではないかと思います。

それは、国においても町においても財政上は大変な状況は分かっています。だけれども、大変な時期というのは、我々が今まで経験したことのないような状況だから言っているのです。240戸の農家が均等に支援を受けられるのは、先ほども何回も言いますがけれども、ないのです。全ての支援策とか、いろいろな助成、補助事業というのは、全部条件がついてきます。小さな農家なんて取り組めないのです。取り組もうとしたって、そういう条件に当てはまらない。だからそういう補助事業とか支援策には乗っかれぬ。だから結果的には、ある程度大きな農家とか、後継者がいるとか、そういったところに

回ってしまう。小さな農家は細々とやるしかない。そういう条件があるのは現実的な問題なのです。

だから特に今回はそれを強調したくて言っているわけですが、先ほどから言っていますように、時間はあります。それから町の対応も考える余地はあると思います。ですから来年度に向けてでもそういった方向を見出していきたいと思って私は質問しているわけでありますので、そこら辺のところ、もう一度だけ町長の考えを教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

国においては、肥料が高騰しておりますので、値上がり分の7割を国が補助して、それに条件といたしますか、化学肥料の使用を減らすということを前提に、9掛けです。70%の9割ですので、実質63%の助成がそうなのですが。値上げ分の63%ですので、そのままいけば値上げ分の40%ぐらいは農家の方が実際に負担するということになるのですが。そこで、道がトン当たり3,125円、プラス町も上乗せ分として3,125円、合わせてトン当たり6,250円、肥料の購入に対して助成するという政策になっております。

また、来年以降はどうするのだということですが、この施策は、各農家に条件なしで平等に助成されます。これは、先ほどから申し上げているとおり、物価の高騰に伴うもので、緊急的なものですので、それを全部公費、町のお金も含めて補うのは大変難しいです。

農業は上富良野町の基幹産業ですが、産業はほかにもありまして、値上げの影響、化学肥料だけではなく、エネルギー関係に関しては、値上げが非常に深刻な問題で、農業以外に関しても非常に影響が出ております。その中で町として農業に対してどのような助成ができるかと考えた結果でありまして、それが今回の肥料の助成。

来年度については、令和5年度については、予算の中でどういう助成が基幹産業の農業にできるか、また、それ以外の商工に対してもどうできるかというのは、令和5年度の予算編成の中で、いろいろこちらのほうとしても審議して皆さんに御提案していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） そういったことで前向きに検討していただきたいと思います。

それから、3点目の今後の上富良野町の目指す持続可能な農業についての考えをお伺いいたします。

食料自給率が非常に日本は低い状態の中で、国の政策というよりも、町の政策も全てそうですが、意外と後手後手という感じがしていると私は思っております。人間が生きていくためには、食料を確保しておかなければみんな餓死してしまいます。極端な例を言えば、日本が三十七、八%の自給率だったら、後の6割近くは、食料がなかったら死んでいくわけです、極端な話です。

そんな状況の中で、上富良野町とか、北海道全体でいけばそういうことはないです。ほかの府県が、ほとんど北海道から食料として行っているわけです。そんなことで取り合いになるようなことになってくる、国としても地方としても。そんな中で農業をきちっと守っていかなければならない。これは町なら町の責任において農家をきちっと守っていく、そういう施策は必要だと思うのです。

その中で、たまたま今回、肥料の高騰対策とか、いろいろなことで農家は大変なのですが、個々の経営に対する助成はなかなか難しいことは分かっています。

そこで、私がお伺いしたいのは、基本的に、これからはGPSを使った関係で、リモートセンシング、これは可変施肥法というのを利用できます。土地は均等の地力ではありません。畑によっては非常に肥沃なところと痩せた土地があります。そこをリモートセンシングで、宇宙からGPSを使えば、ここは肥料がたくさん必要、ここは肥料は余り要らない。それを施肥機のところに取りつけることによって、そこに行ったら肥料は出なくなるのです。今は肥料を節約できる方法があるのです。そういったものに対して町は、どこかの地区とかどこかの農業者をモデルにして、それをやることによって、結局は肥料を少しでも減らすということができると思うのです。そういったことを今後の町の施策の中に取り入れることが必要だと思うのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

リモートセンシングのことについて、議員おっしゃるとおり、施肥に当たって、濃淡があるところを、ちゃんとそれに応じて施肥を行えば経費の削減とかにつながるということなのですが、おっしゃるとおり、これは将来的に、今後考慮していかなければならないと考えております。

それについて、リモートセンシングのみならず、いろいろ自動操舵なんかも含めて、経費の削減策については、町の農業政策として今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ぜひそういったことで取り組むような姿勢をしていただきたいと思います。

次に、公共施設の避難訓練の関係をお伺いします。

先ほど答弁をいただきました。基本的には、消防の関係で、消防署の指導の下に毎年、消防計画に基づいてやっているということが答弁書に書いてあります。その下には、行動マニュアルについては、避難訓練実施計画書を作成し、訓練を行っている。そこら辺のところの、あくまでも消防の関係の避難訓練、消防の関係でない部分での訓練というのは、どういうことを指しているのでしょうか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

法律で定められているのは、消防法の規定により、各公共施設に防火管理者を置き、消防計画を策定し、当該計画に基づき避難訓練を実施するということが法律で決まっておりますので、各公共施設においては、役場も含めて、この訓練は実施しております。

そのほかに、十勝岳の防災訓練が、火山の訓練がありますので、消防法で定める避難訓練は避難訓練、それとは別に火山の防災訓練を実施しているという状況であります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） いわゆる消防計画に基づいて、消防の指導の下に毎年実施しているという部分は公共施設の部分で。問題は、行動マニュアルについて訓練はしていない部分というのは、実際問題、各施設ごとの訓練は行っていないということですよ、それをまず確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） 4番中瀬議員の御質問にお答えします。

各施設ごとに、ここに答弁させていただいたように、役場初め保健福祉総合センター、社協センター等々の公共施設の消防訓練は行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 各施設できちっと訓練をし

ている状況ではないと取れる部分があったのだけでも、問題は、地震にしろ火事にしろ、例えば北朝鮮からミサイルが飛んでくるか、そういうのはいつ起きるか分かりません。そのときに、訓練は庁舎なら庁舎の中、病院なら病院できちとした対応マニュアルができていれば問題ないのだけれども、いざ何かが起きたときに、問題は、人命に関わることが一番の問題になってくるわけですから、きちとした、みなさんが全部、こうなったときにはこういうふうにするということが徹底していればいいのでしょうけれども、やっぱり訓練にかなうものはないと思うのです。それは、やはりきちっと各施設においてもやっておかないと、もしものときが大変だと思う。だからそこら辺のところは、うまく訓練する方法を考えてもらうべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

消防法に基づく訓練は、やっているのかいないのか分からないような部分があるという御指摘がありました。消防法に関する訓練は必ず消防立ち会いの下で年に2回行っております。確実に消防法に規定する避難訓練は行っております。それとプラス、先ほど申しました十勝岳の噴火に関するものです。

おっしゃるとおり、地震・洪水については、それぞれ防災計画に載っておりますが、その訓練については、おっしゃるとおり、今後、検討といいますか、Jアラートが鳴ったときどうするのだということを考えたり、地震のときはどうしなければならないかということ、今後、御指摘のとおり、考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） いつ何が起きるか分からないのです。災害とかいろいろな関係については。そういうことがもし万が一起きたときに、きちっと職場の皆さんが、職員の皆さんが、こうなったときはこういう対応をしますというきちとした、皆さんが全部理解していればいいのです。当然その訓練をやった結果がこうなるということが徹底されていけば特に問題ないと思います。

一番問題なのは、例えば病院、ラベンダーハイツ、こういった施設は非常に難しいと思いますが、患者とか入所されている方の移手段、そういったものは本当に徹底されているのでしょうか。これは、例えば昼と夜とは全然違います。そんなことで、昼間起きたらこう、夜だったらこう、そういっ

たきちとした、それはできているということなのです。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいまの4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

病院及びラベンダーハイツについては、夜間想定した訓練もやっているという状況で、昼間の訓練と夜間想定訓練の両方をやっているということで理解していただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） いずれにしても災害がないのが一番いいわけですから、もし万が一そういったことが起きたときに、きちっと対応ができるような形だけは取っておいていただかなければ、最悪は人命に関わりますので、それは徹底していただきたいと思います。

次に、町内のいじめの関係についてお伺いします。

今の時代なのか分かりませんが、非常に不登校、いじめ、確かにいじめは昔からありました。我々の時代にもありました。けれども、今ほど陰湿ないじめではなかったと。例えば2日、3日したら、いじめ合っていた同士がお互いに仲良くなるというような状況もあるという感じのいじめが多かった。だけど、最近のいろいろな状況を聞いていると、陰湿だ、非常に深いというか程度が、なかなか簡単に解決できるような状況にないというようないじめが多いというのを聞いております。

そこで、上富良野町においてもいじめの件数が何件かあるということです。それを発見するの対して、誰がどういう形でいじめのことについて報告が上がってくるのか、そこら辺のところをちょっと教えてください。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番中瀬議員のいじめの気づきにつきましての御質問にお答えさせていただきます。

いじめの認知につきましては、先ほど答弁でも述べましたが、本人が自分以外の親または兄弟、学校の先生、友達等にそのことをお伝えするなど、また、対人ではなくSNSや、またはインターネットによってつぶやくことなどで、自分の思いを伝えるような手段が、今の現状としては、気づきにつながっております。

町内においてのいじめの認知については、まずは保護者の方にお子様から相談があり、保護者から学校へ相談があり、これにつきましては認知し、各事実につきまして、双方のことがありますので、事実

確認をし、お互いに和解をされ、さらに3か月以上きちっと経過観察をした後、双方において和解の後、問題がなかったかということで、町としましては、解決に導いたものということで、全て先ほど申し上げました令和2年度までの事案につきましては、その後、いじめに至った件数はございません。

ただ、中瀬議員がおっしゃるとおり、町内においてもいじめについての分析は、やはり自分が余り良いとしないこと、不快と本人が思ったことを相手側が、言葉だとか行動に起こすことで、自分はいじめだと認知をすれば、それは全ていじめというふうに、今、国、道、町としても認知しております。

仮に例として、私が申し上げると、私に対して、私が意図しないことを相手の方が表現をしたとして、私がそれが不快に思ったとなれば、私は相手の方に、私は不快な思いをしたと伝えればいいのですが、それを伝えられないとしたら、自分の中にわだかまりが残り、それが不快なものとしてトラウマのように残っていくような今、時代だというふうに、私自身もケースに応じて自分に立ち返り、実態をお伺いしているところでございます。

実際にいじめの質につきましては、今、町の中では、他の町の事例等は聞いていますが、そこまでの、子供たち同士でのいじめに対する行動は今のところは起きてございません。しかし、明日以降、今日、今からでもそのことが起きないということの確認はございませんので、これは、答弁でも申し上げましたとおり、人権教育、道徳教育、日々の学習活動の中、また子供たちの生活の中できちっと、教育現場、保護者の生活の中でも、そこを皆様で守っていただいて、それに対して早期に気づき、本人が申し述べられないこともありますので、周りからアプローチするような仕組みは大変重要だと感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） いじめが原因で不登校になるということも当然考えられます。それは、上富良野町の場合については、先ほど不登校の関係は答弁いただきましたけれども、現実の問題として、不登校の原因がいじめという報告を受けている例はあるのですか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番中瀬議員のいじめが原因による不登校になっている事例につきましては、令和3年度まではございません。

ただし、今年度になりまして、それが原因と思われる事案が今年度1件報告を受けて、今現在、経過

観察をしているところでございます。

ただ、前回の常任委員会のほうでも報告をさせていただいておりますが、現在、不登校にはなっておりますが、1日おきに通学が可能となり、今後の進路も含めて、学習活動が遅れない形で現在進めておりますので、そういうことで、現在、3か月間の経過観察を今見守っている状況でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 基本的には、いじめる側、いじめられる側、いろいろ要因があるのだと思います。いじめられたほうに対するケア、いじめるほう側のケア、両方とも大事だと思うのです。だから、そういったことをきちっと把握した段階で対応する。これが一番大事な部分だと思いますけれども、そこら辺のところは、今後について、どういうふうに対応するかだけ教えていただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番中瀬議員の加害者、被害者という表現も一部あるかと思いますが、そのような事案については、答弁書にもさせていただきましたが、自分の発言した言葉、行動、また、相手はその言葉を聞いてどう思ったか、その行動をどう思ったのかについては、双方ともそのシチュエーション、事案につきましては、きちっと第三者の目と耳とで事実確認をしてあげなければ、やはり双方とも言い分があるかと思っておりますので、それをいち早く解決に導くように、相手が不快な思いをしたことを相手方に伝えると、相手方は、そうだったのだ、自分のしたことが相手がそう思ったのだ、こんなことは二度と言葉にはしない、行動しないということで、実はその方のこれからの、子供の発達に応じて行動に、きちっと理解ができるようになりますので、中瀬議員からの御意見のとおり、そこをきちっと教育現場においても、また、家庭環境においても、もし地域の中でもそのような場面があったときには、各関係者の支援もいただきまして、いち早く解決できるように今後とも教育委員会としては尽力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、4番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、6番中澤良隆君の発言を許します。

○6番（中澤良隆君） 私は、さきに通告してあります上富良野駐屯地の現状とまちづくりに対する影響について、1項目、4点について町長に御質問させていただきます。

昭和30年に陸上自衛隊が上富良野町に移駐して

以来67年が経過しました。その間、上富良野町と駐屯地、町民と隊員は良好な関係にあり、全国の陸上自衛隊が駐屯する中でも、上富、遠軽、都城と称されるほど勤務希望の多い駐屯地として名をはせてきました。

上富良野町駐屯地には約2,000名以上の隊員、そして家族がおり、令和4年11月30日現在、1万145人の本町総人口に占める割合は非常に大きく、自衛隊に関係する人口は、総人口の約40%を占めるとも言われています。

最近、現防衛大綱の中で、上富良野駐屯地の部隊の廃止や改編案が聞こえてきますが、現状はどのようなになっているのか。また、将来、上富良野駐屯地の部隊体制、編成になるのか、町民の1人として大きな関心を持っています。

また、上富良野駐屯地の部隊廃止や改編は隊員の減少となり、隊員の減少は本町の人口減少につながってきます。自衛隊の町上富良野町にとっては、将来のまちづくりを根本から見直す必要に迫られるものと考えます。

そこで、駐屯地との良好な関係を維持・発展させつつ、駐屯地の部隊廃止や改編等によるまちづくりの影響について、以下4点、町長にお伺いいたします。

1、陸上自衛隊上富良野駐屯地の部隊廃止や改編の内容についてお伺いいたします。また、隊員数の変更等について、支障のない範囲でお伺いいたします。

2、町にとって部隊廃止や改編の最大の影響は人口減少だと考えますが、第6次上富良野町総合計画にも大きな影響が及ぶと考えますが、総合計画の見直しについてお伺いいたします。また、著しく影響を受ける人口ビジョンを初めとする他の個別計画の見直しについてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

3、人口減少のほか、様々な影響があると考えますが、想定している影響及び対処方針についてお伺いいたします。

4、部隊の廃止や再編等により、今まで培ってきた駐屯地との良好な関係を保つための方策についてお伺いします。特に、新型コロナウイルスの影響や大規模集会所の閉鎖等により、駐屯地と町民の関係が希薄化してきていると考えますが、関係を強化する方策について、町長のお考えをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の上富良野駐屯地の現状とまちづくりに対する影響についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の上富良野駐屯地の部隊廃止や改編内容の御質問ですが、まずは、現在進められている改編については、現大綱に基づきまして、戦車または火炮について、それぞれ約300両、300門とする削減計画により改編が進められております。

その改編内容についてですが、令和4年度については、第4特科群の第104特科大隊の射撃中隊の縮小、第2戦車連隊の第5中隊の廃止、また、地対艦誘導弾部隊の新編を予定されており、令和4年度末の駐屯地定数が約2,440名から約2,340名となり、約100名が削減される計画となっております。

令和5年度については、第4特科群が廃止され、第104特科大隊については廃止、第131特科大隊については縮小し、北千歳駐屯地に在駐する第1特科群へ改編され、また、第14施設群の第301坑道中隊についても廃止される計画となっております。

また、増加要因である移駐としましては、旭川駐屯地に在駐している第2特科連隊の一部及びその支援部隊の移駐が計画されており、その結果、令和5年度末の駐屯地定数については約2,340名から約2,050名の約290名の削減が計画されており、令和4年度と令和5年度で合わせまして約390名の定数の削減が計画されているところであります。

次に、2点目の第6次上富良野町総合計画における影響及び人口ビジョンを初めとする他の個別計画の見直しについての御質問ですが、第2期上富良野人口ビジョンにつきましては、平成31年度に国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に策定し、令和27年に7,300人程度の確保を目指すとして定め、第6次上富良野町総合計画の目標年度である令和10年度の人口予測値を8,650人、目標値を9,380人として定めたものであります。

第6次総合計画においては、その人口目標値を確保するため、基本計画を策定し、成果指標（ベンチマーク）を目標に主要な施策を講じているところであります。

令和6年度から令和10年度の後期計画につきましては、あくまでも当初の人口目標値に対する計画であり、大きな変更や修正はないものと考えております。しかしながら、総合計画に基づく実施計画においては、状況に応じて積み上げてまいります。

また、人口ビジョンの見直しにつきましては、令和6年度に策定予定の第3期人口ビジョンにおきまして見直しを図ってまいりたいと考えており、第7次総合計画において、町一体となった人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町の個別計画につきましては、上位計画が総合計画のため、大きく方針転換することはございませんが、人口等の影響のあるものについては、必要に応じ見直しを検討してまいります。

次に、3点目の人口減少に伴い想定している影響と対処方針についての御質問ですが、人口減少により税収の減少や商業、工業など様々な影響が出るものと想定されます。

対処方針につきましては、現在のところ持ち合わせおりませんが、人口規模に合わせた行政執行について検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の今後の駐屯地との関係強化に関する方策についての御質問ですが、私が町長に就任する前から新型コロナウイルス感染症により、部隊と町民が接する機会が少なくなっている事態は承知しているところです。

駐屯地といたしましても、町民との関わりの希薄化などを危惧しており、本年度は3年ぶりに人数制限をした中で、飲食を伴わない形で駐屯地記念行事が開催されたところです。

また、富良野地方自衛隊協力会としましても、6月17日に防衛講話、8月29日に学生を対象とした合同演奏会の開催、また、本年度より駐屯地と地域との定例意見交換会を開催し、駐屯地との情報共有、また、意見交換を深めるなど、徐々にではありますが、町民や地域との交流等をコロナ禍前の状態に近づけるよう努めているところであります。

また、従来から行っていた町民と隊員が接する様々な行事の開催については、開催場所、運営方法等の多くの課題がありますが、これまで同様に多くの町民が隊員と関わり、両者の共存共栄が今後においても変わることなく図られるよう取り組む所存でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） ここで、10分間の休憩といたします。

再開は2時でございます。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（村上和子君） それでは、休憩を解き、一般質問を再開いたします。

再質問でございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） それでは、再質問をさせていただきますか。

町と駐屯地、町民と隊員は、60数年間にわたり住民会活動とか町内会活動、また、スポーツや文化活動を通じて、お互いの立場を尊重しながら、大げ

さに意識し合うことなく、日常生活を送る中で、ごく自然の中で良好で円滑な関係を保ってきたことは周知の認めるところだと思います。

先ほどの町長の答弁で、67年の中で経験したことはない大規模で多岐にわたる改編内容を答弁いただきました。改編等に伴い、隊員数は、定員ベースで、令和4年度には約100名、令和5年度には約290名、総数約390名の削減が計画されているとのことでもあります。

そこで、お伺いしますが、約390名というのは、家族等を含めるとおおよそ何名ぐらいの削減になると捉えているのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

定数で390名が実人員でどれぐらいかという押しは現在のところ分からない、不明と言ったほうがいいかもしれません。定数ベースで390名ですが、実際の移動する隊員の方が何名なのか、定数に対して充足率、実際に隊員が何人いるのかということ、そして、該当する隊員の方が町内に住んでいる方なのか町外に住んでいる方なのか、これも分かりませんし、仮に移動先がほかの駐屯地内の部隊が転属先となると、実質定数が減になっても実際の人口が減らないわけなので、この辺については全く、どういうふうに人口が動くのか、家族も含めて動くというのは全く分からず、とりあえず390名という定数は出ていますが、それに基づいて予想は、しようと思つたらできますが、実際どう動くかというのは分からないところだと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 私は単純に聞いたつもりなのですが、約390名は定員ベースで減ると。それは定員ベースということでお答えいただきましたので分かりましたが、では、390名は、家族を入れると何名ぐらいになるのですか、それが捉えられていればお答えいただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

現段階では、390名という定数しか押さえておらず、家族の構成がどうなのか、平均して世帯の数が何ぼなのか、その数字は押さえてございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 分かりましたけれども、このことというのは、人口減少に非常に影響があると思うので、そうしたときに、ある程度の予測とか、これからの流れなんかは想定していただくのが、まずは筋かと思うのですが、一般的に言うと、定員ベースで約390名ですから、仮に400名とすると、営内居住者が大体半数ということで今まで私たちは聞いていました。その約200名と、あとの200名については奥さんとか子供がいる。ですから2倍して400名とかで、全体で約600名は定員ベースでいるのだなと思っているのですが、その600名というのは、これからの基本的数値として、2項目めの総合計画なんかの中でも、当然出てきますし、私たちはこの町で、自衛隊の町ですから、600名というのは、これは令和4年度、5年度において600名減るとも仮定するならば、非常に大きな出来事なのだと私は感じています。

そういうことで、これが600名が答えだから、いいとか悪いという話をするつもりは全然ありませんので、ただ、600名というのは、我が町にとって、1万人の人口の中で本当に本当に大きな数字だということだけここで言わせていただきます。

それで、今、令和4年度と令和5年度で、駐屯地の改編や隊員の削減についての情報は分かりましたけれども、令和5年度以降についての情報をお持ちでしたら、支障のない限り教えていただければと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度までは、現在の防衛大綱に基づいて整備、削減されてきましたが、それ以降については、現在、国において策定中の防衛大綱、防衛3文書と呼ばれる文書が年末をめどに策定されますので、それに基づいて、令和6年度以降の部隊の配置なんかについては出てくるのかと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 今のところは分からないということで、分かりました。

いずれにしても昨今の国際情勢だとか国の防衛に対する考え方を報道等で知る限り、やはり北の守りから西方重視にシフトするということは明らかだと考えています。

今後においても上富良野町駐屯地が新設部隊が移駐してきたり、また、劇的に隊員数が増えたりするようなことは現状では難しいのではないかと私は

思っていますが、町長は、このような事態をどのように捉えているか、お知らせください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、今までは北の守りだったのですが、南西方向にシフトしてきているということは事実かと思っています。そちらのほうが重視になっているのですが、決して北海道が軽んじられているというわけではなくて、北海道は訓練環境としては非常に、他に類を見ないほど訓練環境がよい地域です。北海道の重要性は、総体的には南西方向にシフトしましたが、総体的には下がったように見えますが、絶対的にといいますか、北海道の重要性自体は変わっていないと認識しております。

また、北海道に来る隊員といいますか、部隊といいますか、陸上自衛隊全体で定数というのが決まっております。充足率はなかなか思うように、リクルートといいますか、新隊員が確保できない状況だということは耳にしております。北海道だけではなくて、全国的に新隊員募集が厳しい。そんな中で、北海道の定数と実人員の間に差があって、本当は充足したくても充足できないという状況があるのかもしれない。そういった意味では、なかなか劇的に上富良野だけが隊員が増えたりするというのは非常に難しいことかもしれませんが、それはそれ、町の希望としては希望ということで、町は駐屯地の現状維持、規模堅持を希望しておりますので、それは、国のほうにしっかりと伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 今、町長から答弁いただきましたけれども、やっぱり上富良野町の歴史を考えると、町の発展、それから持続を考えるときには、今後も上富良野駐屯地の縮小は絶対阻止しなければならないのではないかと考えています。

そういう意味で、現実を見極め、町長として、町のトップとして、この事態を重く受け止めていただいて、今後のまちづくりにどのように対処していくおつもりなの、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもちょっと述べましたが、自衛隊の駐屯地によって人口、特に若い人たちの数が確保されているのは、そのとおりだと思います。自衛隊が縮小されていくことについては、上富良野にとって、商業と

かいろいろな面で影響が避けられないというか、部隊の数が減ってしまうと人口が減って、いろいろなところに影響が出てくると思いますので、先ほども述べさせていただきましたが、中央に、国に対してはしっかりと要望、お願いをしていきたいと。

67年の私たちの先輩が築いた良好な関係というのは、国のほうではかなり認識されておりますので、その辺を御理解いただいて、ぜひぜひ影響を考えてほしいということは訴え続けていきたいと思っております。

もう一つ、北海道は訓練道場として非常に活用されておまして、毎年本州の部隊なども上富良野演習場を使っておりますので、そちらの隊員の方におきましては、町内の商業施設なんかで買物等しておりますので、上富良野町以外の自衛隊の方に関して、うまく経済的な効果が得られるような施策なんかも十分考えていかなければならないのかと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） それでは、2項目めに移りたいと思います。2項目めにつきましては、上富良野町総合計画等に関する事をお聞きしたいと思っております。

まず、上富良野町の人口は約1万人強であります。町の最上位計画の第6次総合計画では、今から6年後の令和10年には目標値が9,380人、そして第2期の人口ビジョンでは、23年後になりますが、令和27年には、町独自推計で約7,300人程度の人口を確保するという計画になってございます。

まず、町長にお伺いしたいと思いますが、このたびの駐屯地の改編等によって、町の人口に大きな影響があると考えますが、目標年次に9,380人、それから7,300人確保は可能と考えているのか、お聞きいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

確保を目指すということで、実際にできるかどうかというのは、不確定要素があつて分かりませんが、一応計画では、それを目指すということで、目標値は、総計では9,380人を目指す、そのためにはどういう施策を打つか、9,300人の人口がいることで、こういうことをやっていきますという計画になっておりますので、人口が減ってもいいですか、特に今回の駐屯地のこともありますけれども、この9,380人というのは、目標として変わ

らない数字と認識しております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 今9,380人は目標として変わらない。それは、今までの立案した当時の数字なのですが、今、令和4年度、令和5年度で自衛隊の定員ベースで390名減ると、こういう事態になってもこれらは変える必要はないし、間違いなくそこら辺は確保することが可能だと。今、変化が起きたのですが、この変化はそんなに影響はないとお考えなのかをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

総合計画は、将来の人口が予測値では8,650人、目標値が9,380人ということで、予測値に基づいて目標値を定めたわけで、それがどうなるかということが計画の目的ではなく、そういうふうに目標として設定して、それに対して、人口は9,380人ですけれども、そのほか福祉とか教育とか、9,300人をベースに絵を描いていますので、その絵に向かってこういう施策をしていきますという計画の立て付けになっておりますので、9,380人という数字は目標値で、多少増えたり減ったりはあるのかもしれませんが、目標値に向かって達成できるのか、上下のぶれはあると思いますが、計画自体は、そういうことではなくて、令和10年のそういう姿に向けてどうやっていくかという計画になっておりますので、数字自体、9,380という数字自体はそのまま置いておいても問題ないと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 9,380人と立てた時代と全然、今、部隊の改編やなんかがあつて変わったと思うのです。そして、9,380人を想定したのも、合計特殊出生率を、当時の1.66を1.8にすると。そのため、1.66を1.8にするから、そして転出を抑制して転入を増加させる。だから9,380人を確保しますという話だったと思うのです。それが今、1.66を1.8にするということ自体も、今の状況を見るとすごい大変なことだと私は思っています。そのときに人口やなんか急激に下がっていったときに、これからのまちづくりに大きな大きな影響があると思うので、そういう認識を私は町長には持ってもらいたいと思っておりますが、御答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

人口減については危機感を持ってまちづくりに取り組んでいく所存でございますが、それと計画の整合性なのですが、計画は計画で、特に総計なんかは 9,380 人という具体的な数字が出ていますが、実際の中身は、人口の上下で影響されるようなことは余り、中身を見てみたら、9,380 人が多少上下しても変わらないような内容になっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） ちょっと私の感覚と違って、私は非常に今回の部隊の出来事やなんかは危機感を持って見えています。そして将来のまちづくりに大きな影響を受けるだろうなというふうに思っていますので、3 項目めでも質問をしましたが、人口減少に伴っての影響なんかは結構あると思うのですが。

3 項目めに移りますが、町長は、先ほどお答えいただいたのは、商業だとかいろいろなことに影響はあるのだというようなことでお答えをいただきましたが、対処方針についてというか、その前に、そのほかの影響はあると町長が思われているのは、どのようなことがあるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁書に書かせていただきました商工業など様々な影響が出ると。そのほかは、マンパワーの部分で、ボランティアですとか、退職自衛官の方がいろいろ福祉ですとか、地元の商工業の雇用の関係、求人、人手不足がさらに一層拍車をかけるのではないかと、マンパワーの部分は心配しております。

あとは、まだまだ分からない部分も、気づかない部分もあると思えますが、人口が、特に駐屯地削減に係る人口減は非常に我が上富良野においては、議員おっしゃるとおり非常に大きなインパクトというか、影響はあるのだと、それは認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 若干戻のですが、先ほど総合計画のところで、第 7 次の総合計画で、町一体となった人口減少の対策を行う。第 7 次ということは 6 年後です。それまでは人口減少対策はやらないというのか、それとも第 6 次総合計画のまちづくり

の主要課題では、最重要課題は、町一体となった人口減少対策をするということが最重要課題で、それに基づいて 5 項目の分野別の目標が書かれているのですが、今現在、減少対策は全然やられていないと認識してよろしいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

今、人口減少対策、過疎対策をしていないというわけではございませんで、今やっている対策を、もちろん自衛隊の今回の削減に関しまして、人口が減れば、当然今の対策を強化していきます。今までどおり、人口減少は、非常に上富良野、小さい町にとっては重要な課題と認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） それでは、3 項目めのところですが、いろいろな影響がある。だからまちづくりをしているところでも影響がある。

例えばの話なのですが、今、令和 7 年度に向かって町立病院を建てています。今までは人口が 1 万人いました。今回、先ほど言いましたけれども、関連する人口やなんか 600 人とか 700 人減ったとき、約 1 割近い人が減ったとき、町が今、町立病院を建てようとしている計画から、経営状態が結構見直しもかけなければならない。そういう影響もあるのだと私は考えます。そうした場合、令和 7 年、今のところ止めることはできないのかもしれないけれども、町立病院の規模やなんかを縮小するだとか、経営改善のために縮小することも検討しなければならないことではないかと私は考えるのですが、これは例えば話で申し訳ありませんけれども、町長はどのようにお考えになりますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

600 人減という数字は、議員の予想している数値だと思いますが、全くそれについては町としては予測もできないのですが、例えば、今、中澤議員がおっしゃったとおり、600 人減った場合は、町立病院の経営なんかにも多少なりとも影響は出ると思えます。

ただ、現段階においては、予想といいますか、全く分からない状況で、おっしゃるとおり 600 人とか 800 人は減るかもしれませんが、そういうことは我々も頭の片隅には、考えておりますが、全く予想ですので、その人口減少が確定値ではないというのが、なかなか施策に反映しづらいといいますか、最

悪の事態は念頭に置きながら、行動にはなかなか、具体的な施策には移しづらいのですが、それは影響があるのだらうなと思っておりますし、実際、人口が減っていけばいいのですが、減っていくまでの間に十分予測といいますか、全く無策で場当たりのことをやるわけにはいきませんので、ある程度は幅を持ちながら、そういうこともあるのだらうということ想定しながら、今後は施策を進めていかなければならないのかと感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 今いろいろなところに影響が出ますよねというお話の中で、町立病院の例え話をさせていただきましたが、私が考えるのは、例えば認定こども園、それから学校だとか、そういうものもかなり影響を、390人の定員ベースの減で起きてくると思います。例えば年間70人ぐらいしか生まれなかったら、35人学級で2クラスでいいのです。2クラスといたら、西小が要らないとか東中が要らないということではなくて、上小だけで間に合う人数になってしまう。そうなると教員数も減ってきますし、認定こども園の先生方の働く場がなくなって減ってきます。そういう現状というか、想定をしながらまちづくりをしっかりと進めていただきたいというのが私の、いろいろなところに影響が及んでいきますよね。だから、自衛隊のそういう情報が入った時点で、役場の庁舎内で各課長会議なんかで、それぞれの部署からどんな影響があるのか、それをどう対処していくというようなことはスピード感を持ってやってほしいなと考えていますが、町長の考えをお聞きます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか仮定の話に基づいて、お互いにやり取りしてもなかなかみ合わない部分もあると思いますが、町としては、町長としてもそうなのですが、そういうことは計画や実行には表しづらいのですが、そういう最悪の事態も念頭に置きながら今後は町政をしっかりと進めていかなければならないという思いは持っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 今の答弁で、確認しておきたいのですが、定員ベースで390人減というのは仮定の話なのですか、本当に令和4年度、5年度そうなるのですか、そこら辺をしっかりとお願いしま

す。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

定数は仮定ではございません。人口減は、今の時点では不確定要素があつて分からないというのが事実だと思いますが、町としても、議員おっしゃっており600人、800人というのもあり得ますので、その辺は注視しながら今後は施策の遂行に努めてまいりたいということで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） それでは、4点目に移ります。

コロナの影響やなんかで部隊との関係が非常に希薄になってきているというようなことで御答弁いただきましたが、本年度から定例の意見交換会とかをやっているのだという答弁をいただきましたが、それはどのような中身で、どのような参加範囲でやられたのか、もし差し支えなかったら御答弁いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

駐屯地と地域との定例の情報交換会は、駐屯地の司令と富良野地方の自衛隊協力会、6市町村の首長が集まって情報交換をする。しかも上富だけではなくて、各会員の市町村を順番に回って、3か月に1回やろうということで、今年の第1回は上富良野からスタートさせていただきました。

特に、何かの話題について、解決について協議するという場ではなく、あくまでも情報交換ということで、まず自治体と駐屯地の距離を、コロナがあつて距離感も、特に上富は駐屯地がありますが、それ以外の市町村については希薄になっているので、それらも含めて、富良野地方の自衛隊協力会の市町村と駐屯地の緊密な連携を図るために、今年から新たに始めた情報交換会です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 今までずっと陸上自衛隊上富良野駐屯地の特徴として、駐屯地の幹部異動等に伴う歓送迎会等の実施をしてきたと思います。これが部隊との関係強化にもつながったと思いますし、また、そこに参加する者同士の親睦・交流の場にもなったり、また、町の経済への波及効果も計り知れ

ないものがあったと考えています。

私が知っている限りでは、この事業などは、私の記憶にあるのは、最低でも50年以上も前からやっていたと考えていますが、いろいろな諸条件があると思いますが、町長は、歓送迎会的なものを今後どのようにしていきたいと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

歓送迎会につきましては、長い歴史があります。状況が許せば私もぜひ再開してほしいと願っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） そういうこともすごく大切なのですが、さきにも述べましたけれども、私は町と自衛隊、隊員と町民の皆さんとの関係は、特別構えることなく、ふだんの日常生活の中から関係が深まるものと考えています。町内会だとか住民会活動、それから、教育委員会サイドになるかもしれませんが、文化・スポーツ活動などを通じて、隊員と町民、それから部隊と上富良野町がいい関係を結べればいいなと思っておりますが、町長のお考えをお聞きます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

私もそのような関係がコロナ前までは築けていましたし、今、残念ながらコロナの影響で築けていませんが、今後、状況が許せば元どおり、アフターコロナといいますか、ウィズコロナのときに再び駐屯地との関係が昔どおりに、今、決して仲が悪いというわけではありません。たまたまコロナの影響で機会が奪われたというだけで、状況が元どおりになれば、またそういうものが復活してほしいと、良好な関係をまた築いていけるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） また、大切なのは、若い隊員との交流を深めることによって、町の活性化とか、それから若い方たちの勤め先だとか、いろいろなこと幅が広がってくるのだと考えています。それは、例えば若い方たちとの交流ですから、スポーツイベントとか文化活動だとか、また、いろいろなイベントなんかへ隊員たちも参加していただいて、交

流を深めていくということが行われるといいと私は考えますが、町長のお考えをお聞きます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

私も同じく、若い隊員が昔のようにイベントに戻ってきてくれればいいと思っております。それも、今後、コロナの感染が一段落すればきっと行動も自由にできて、そういうときにイベントとして、飲食なんか、若い人が参加しやすいイベントなんかを心がけて、元のようにぎやかな上富に戻っていければと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 駐屯地と町の共存共栄を図るためには、やはり町も隊員募集だとか、それから定年退官者の就職先のあっせんだとか、それから若い隊員たちが途中で辞めた人たちへの就職援護だとか、そういうようなことをお互いがしっかりと、その立場でやるということも大切だと考えています。

よく聞かれるのですが、陸上自衛隊上富良野駐屯地がなくなって、陸上自衛隊富良野駐屯地になるのではないかという、そんなうわさも聞かれますので、町長には、これからも駐屯地と町の共存共栄のため最大限の努力を払っていただければと考えていますが、町長の力強いお言葉を。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問の最初のほうの募集とか援護のほうは、コロナの影響はさほど受けていないのかなと思えますし、それらについては、以前と変わらぬように、募集、援護のほうは協力してきましたし、これからもしていきたいと思っております。

上富良野駐屯地に対する上富良野町の駐屯地を支えるといいますか、国防に関しては国のことなので、全く町の関わることではないのですが、そこに携わる隊員の方が上富良野にどうしても住んでもらえるか、その辺の施策については、町が積極的によいまちづくりに心がけて、駐屯地の隊員がどんどん住んでもらえるような、遠くからでも移住してきてもらえるような、駐屯地の移動なんかを含めて、上富良野に来たいという人が全国に増えるように一生懸命、我々のできることを頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、6番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

午後 2時42分 散会

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部
終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年12月14日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 米沢 義英

署名議員 荒生 博一

令和4年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和4年12月15日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
第 3 議案第 1 号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）
第 4 議案第 2 号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 5 議案第 3 号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第 6 議案第 4 号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第 7 議案第 5 号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）
第 8 議案第 13 号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7号）
第 9 議案第 6 号 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
第10 議案第 7 号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第11 議案第 8 号 令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）
第12 議案第 9 号 令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算（第7号）
第13 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
第14 議案第11号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
第15 議案第12号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R3国債）請負契約の変更について
第16 発議案第1号 議員派遣について
第17 発議案第2号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見について
第18 発議案第3号 国の支援を強め、必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見について
第19 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（13名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
6 番	中 澤 良 隆 君	7 番	米 沢 義 英 君
8 番	荒 生 博 一 君	9 番	佐 藤 大 輔 君
10 番	今 村 辰 義 君	11 番	小 林 啓 太 君
12 番	小 田 島 久 尚 君	13 番	岡 本 康 裕 君
14 番	村 上 和 子 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	鈴 木 真 弓 君	代 表 監 査 委 員	中 田 繁 利 君
農 業 委 員 会 会 長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	北 川 徳 幸 君	IT・組織機構担当課長	宮 下 正 美 君
企 画 商 工 会 観 光 課	狩 野 寿 志 君	町 民 生 活 課 長	山 内 智 晴 君
保 健 福 祉 課 長	深 山 悟 君	健 康 づ くり 担 当 課 長	星 野 章 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 谷 隆 樹 君	建 設 水 道 課 長	菊 地 敏 君
教 育 振 興 課 長	谷 口 裕 二 君	ラベンダーハイツ所長	鎌 田 理 恵 君
町 立 病 院 事 務 長	長 岡 圭 一 君		

○議会事務局出席職員

局 長	星 野 耕 司 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和4年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、2名の議員となっております。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申出がありました。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

9番 佐藤大輔君

10番 今村辰義君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、3番高松克年君の発言を許します。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） さきに通告してあります2項目10点について、町長、教育長にお伺いいたします。

1項目め、日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン」について。

本年9月2日、防衛省は10月1日から14日ま

での日程で、日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン」の概要を発表しました。

沖縄の米海兵隊のMV-22（オスプレイ）6機を含み、事故の多いCV-22（オスプレイ）も含まれる可能性も示されました。その演習の中に、上富良野演習場が含まれていることも明示されました。しかし、演習の内容については示されることなく、オスプレイの飛行経路も示されていない状況の下で演習となったが、町はどのように対応したかをお伺いいたします。

1、住民への周知について、該当する市町に比べて非常に少ない感があるが、住民の安全をどのように守るつもりだったかをお伺いいたします。

2、共同訓練の内容、演習場の使用方法、近隣地域への飛行についてはどのように示されていたのかをお伺いいたします。

3、実際の訓練において、飛行騒音は、初めて防衛施設局からの出向により記録されていたが、オスプレイ、ヘリコプターの騒音記録は示されているのかをお伺いいたします。

4、今回も他国で2機事故を起こしているオスプレイに対して、演習前に使用を待機していた経過もありましたが、このオスプレイが横田から日帰りで上富良野と別海へ来ました。これに対して、どのような受け止め方をしているかをお伺いいたします。

5、演習場外で夜間、米軍のヘリコプターが2時間近く平野部で飛行していたが、騒音の記録はあるのかをお伺いいたします。

6、訓練14日間のうち、上富良野町に10日間、延べ32回オスプレイが飛来したとありますが、演習場近隣では、住宅の上を通過し旋回したこともあり、自衛隊とは音、行動にも大きな違いを知ることになりました。このまま米軍の来る地域になるのか、そのとき町の対応はどのようになるかをお伺いいたします。

2項目め、部活動地域移行への取組について、教育長にお伺いいたします。

部活動地域移行への経過として、学校の働き方改革があり、運動部活動の在り方のガイドラインが平成30年に示されるときに始まっています。それによる中教審答申を経て、令和2年9月、部活動改革が示され、部活動改革の加速化が進められ、令和5年、土日の休日における部活動の地域活動移行が決定されています。

今後、3年後、令和7年度末まで集中改革期間として、具体的計画策定が必要とされています。部活の地域活動としての実施に向けて実行していくには、地域の知恵を集積していくことが重要とされているが、教育長の考えをお伺いいたします。

1、国が示している令和5年度の土日の部活指導者の確保が地域移行に重要とされているが、地域においては、人材の確保はできるかをお伺いいたします。

2、部活動の地域移行により、部活の経費拡大が考えられますが、この費用が参加する生徒の負担増にならないよう学習の一部と捉えていることから自治体予算措置が必要となるが、これをどのように考えているかお伺いいたします。

3、部活動の休日指導に地域のスポーツ愛好者、スポーツ団体の指導者等に参加を促し、また教育委員会の適切な運用の下で兼職、兼業許可を受けた教師の参加を求めることも示されていますが、どのように考えているかお伺いいたします。

4、この改革により人材確保ができないために、中学生の本来のスポーツ、文化活動に親しむことができない生徒が出るのではないように、学習の一部としての意味をもつ部活動の縮小に至らないような十分な配慮が必要と思うが、考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの日米共同訓練についての6点の御質問にお答えいたします。

日米共同訓練につきましては、陸上自衛隊及び米海兵隊部隊が、それぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する際の相互連携要領を実行動により訓練し、日米の連携強化及び共同対処能力の向上を図ることを目的に、10月1日から10月14日までの14日間実施されたところです。その共同訓練の一つとして、オスプレイによる人員と物資の輸送訓練が、陸上自衛隊丘珠駐屯地等を拠点として、上富良野演習場を含む道内5か所の演習上に飛来、離着陸が行われたところです。

まず、1点目の共同訓練の住民周知についての御質問ですが、オスプレイの飛行訓練概要については、北海道防衛局により、訓練実施の前日の夕方に情報提供があったところですが、その情報は、あくまでも気象状況または訓練状況により変更が生じる可能性があるものであったことを御理解願います。

そのような中で、町では共同訓練前に、防災無線により情報提供等について2回住民周知を図った上で、訓練実施期間中においては、北海道防衛局の情報をも町のホームページ及びSNSにより周知を行ったところでもあります。

また、オスプレイの飛行訓練については、上富良野演習場で実施されるのは初めてのこのため、北

海道防衛局に対し、オスプレイの飛行については、住宅密集地を避けるなどの安全確保の徹底、周辺住民の生活環境や酪農家の営農に影響を与えないよう、深夜、早朝を避けるなど、飛行時間帯について配慮することなどを要請してきたところです。

なお、訓練時においては、住宅密集地は避けた飛行経路で訓練を行っており、今後も安全対策を講じた訓練実施を要請していきますので、御理解をお願いいたします。

2点目の共同訓練の内容等がどのように示されたのかという御質問ですが、まず初めに、北海道防衛局より道内5か所の演習場、または駐屯地等で日米共同訓練実施をするとの説明があったところであり、訓練実施日が近づくに当たり、上富良野演習場が候補地の一つであること、また訓練内容には、オスプレイの飛行訓練が行われる可能性があることなどの情報が示されたところでもあります。また、訓練概要やオスプレイの安全性についても同じく説明を受けており、その内容については、町のホームページを通じて住民周知を行ったところでもあります。

また、上富良野演習場での訓練内容、飛行経路等については、町には特段示されなかったところでもあります。

3点目の飛行騒音の記録についての御質問ですが、上富良野演習場でのオスプレイ飛行訓練は、前例がないことにより、地域住民に与える影響については想定できないことから、騒音測定を実施することを北海道防衛局に要請してきたところでもあります。なお、騒音測定につきましては、北海道防衛局において共同訓練期間中、役場駐車場においてオスプレイの飛行訓練に合わせ行い、その測定結果につきましては、11月7日に情報提供があり、騒音レベルの最大値は、11月11日に70.6デシベルを記録したことの報告を受けております。また、今後、オスプレイによる飛行訓練が実施される場合は、演習場付近で測定することを要請しておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目のオスプレイの安全性についての御質問ですが、本訓練前にオスプレイが飛行停止との新聞報道等があるなど安全性に危惧しておりましたが、訓練実施に当たり、CV-22の機体の安全性に係る技術的課題は存在せず、飛行再開に問題はないとの防衛省の見解などについて、北海道防衛局に説明があり、その内容については、町のホームページに掲載したところでもあります。

5点目の夜間の騒音記録についての御質問ですが、今回、夜間帯に飛行した機体については、オスプレイ以外の米軍ヘリコプターであり、今回の測定

調査については、オスプレイの騒音測定を行っているため、他の飛行の騒音測定は行っておりません。

6点目の今後の共同訓練実施についての御質問ですが、町では、今後共同訓練が実施されるかは現段階においては承知しておりませんが、仮に実施される場合においては、地域住民の安全・安心の確保はもちろんのこと、国の責任において万全の安全対策を講ずることを国に対し要請していますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番高松議員の部活動地域移行への取組について、4点の御質問にお答えいたします。

中学校の部活動につきましては、昨今の少子化の進行による部活動の在り方とともに、部活動を指導する教師の業務負担が課題に掲げられ、学校と地域が協働、融合した形での地域における部活動環境整備の検討が国などにおいて進められております。

部活動の地域移行につきましては、将来にわたり生徒が文化、芸術、スポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革を取り組むことが重要であるとされ、生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を継承し、発展させるためにも、新たな仕組みを創出するものであります。

今年の11月には、スポーツ庁、文化庁から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン案が示され、北海道においても、北海道における部活動の在り方に関する方針を踏まえ、北海道部活動の地域移行に関する推進計画案の素案の策定が進められており、推進期間は令和5年度から7年度までの3年間と示されたところであります。

今年度の上富良野中学校の部活動の状況としましては、スポーツ7部、文化3部の10部に228名の生徒が加入し、活動しております。また、学校部活動ではなく、地域のスポーツ団体等に所属し活動している生徒は、9名であります。

まず、1点目の地域における人材確保についてですが、部活動の地域移行に向けて、町のスポーツ協会と文化連盟とは情報共有しているところでありますが、具体的な人材確保まで見通せる状況には至っていないところであります。今後、少年団活動の指導者や町内の競技経験者など、指導者の成り手として広く人材を求める必要があるとともに、場合によっては、富良野圏域及び圏域外も含めて、関係機関、団体、民間事業者の活用も検討しなければならぬと考えております。

次に、2点目の部活動地域移行に伴う費用負担に

ついてですが、現在、部活動は、学校教育活動の一環として実施されており、指導員である教員の人件費は、北海道教育委員会が負担し、大会出場経費や準備の一部は、町の学校教育費で負担しております。また、保護者負担については、中学校では部活動育成会費のほか、部活動ごとに活動費を負担していただいております。

ただし、部活動は、学校指導要領による教育課程には位置づけられておらず、あくまでも生徒の自主的、自発的な参加により行われる学校管理下の課外活動であることを御理解いただきたいと思います。

今後、地域移行となった場合においても、部活動がスポーツや文化を親しむと同時に、学年や学校を超えた人間関係の構築を図る場となり、多様な学びや経験の場として教育的意義の高いものであることには変わりはありませんので、費用負担に関しましては、新たな制度構築の上で検討すべきものと考えております。

次に、3点目の地域人材の活用と教員の兼業についてですが、地域のスポーツ、文化愛好者や団体指導者の協力は、ぜひともお願いしたいところであります。また、部活動指導に意欲を持っている教員には、地域の一員として参加を求めることも検討したいと考えております。

次に、4点目の部活動の縮小についてですが、近年、生徒数の減少や教員の働き方改革、部活動ガイドライン等により、地域移行にかかわらず縮小傾向にあり、一部では部活動を維持することが難しい実態も伺っております。

今後においては、このような現状を踏まえ、様々な課題に対しまして、学校及び保護者、関係団体等を含めた検討機会を設けながら、部活動の地域移行が中学生の文化、芸術、スポーツ活動の妨げにならぬよう検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） このオスプレイが地元の演習場で演習をするということは、本当に初めてなことで、地域住民としても非常に心配をしていました。しかし、その周知の方法ですけれども、他の地域と比べて、非常に少ないように思われます。ほかのところで、例えば鹿追町の例なんかですけれども、やはりオスプレイが来るということを事前に、前日に知らされていて、そのことを受けて、町の職員が然別演習場の近隣の酪農家へ直接被害が起きないように事前に通知するとともに、その当日については、その酪農家の家に行って、どのような状態になるか、牛の状態などを観察したりとか、かなり住

民に添ったというか、住民に近いところでの監視活動を続けていたということなんかもあるわけです。また、別海町の矢白別では、最後の日だったのですけれども、予告なしに計根別場外着陸場に着陸するということが知らされて、残念ながら、それは地域の住民の人たち、この地域、計根別もその場外というのはかなり離れたところであって、酪農家の住んでいるところなんかにも近いエリアにあるというふうに話は聞いています。それで、そのことに対して周知できなかったことを、19時に、役場では発信して、皆さんに今回周知できなかったことについて申し訳なかったというような発信をしているというようにも聞いています。また、札幌市においても、丘珠の飛行場のところにある駐屯地ですか、それで書いているのですけれども、毎日、ここはMVが主だったのですけれども、各演習に出かけるところの全てについて、やはり住民周知ということも含めてですけれども、札幌市内全域に発信しているというようなこともあり、今回、どのような方法で毎日知らされてきた予定を、ここにも書いてありますけれども、ホームページとかSNSですか、それで知らせたというふうに言っていますけれども、このほかにどのような方法で、細かいそういう地域住民に添った周知をしたのかお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

ホームページ、SNSのほかは、担当の職員が当日現場のほうに出向いて、様子等、監視等含めて職員を派遣したところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 現場へ出かけた人なんか、しっかりオスプレイが来ることが確認できていたのかどうかというのも不明なのですけれども、それは毎回、知らされている状況の中でだと、延べにして32回、新聞報道なんかにもありましたけれども、上富良野は飛来しているというところなのですけれども、どれぐらい、32回発着したということも含めてですけれども、それを捉えていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

新聞報道等によりますと、32回飛来したというような報道を受けているところですが、防衛局からの情報といたしましては、飛行経路、飛行時間帯については、特にこちらのほうには知らされていない

状況です。そのようなことから、回数的には、ちょっと、32回、全部は行っていないのですけれども、その飛行するという日時に合わせまして、随時職員を派遣して監視していた状況でございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、何回オスプレイが来ているというのを職員はというか、その出かけていった人は見ていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

監視してオスプレイの確認の回数は、記録は取ってございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、何ていうか、この住民に周知できたというふうに捉えられるのかどうか。例えば、そこでどのような事態が起きているかも確認もできていない、また、例えばこの中にもありますけれども、オスプレイに対しての飛行に、酪農家の経営に、営農に影響を与えないような、深夜、早朝などを避けるなどということを書かれていますけれども、酪農家にとっては、夕方と早朝はあれですけれども、深夜は別に、何ていうか、牛たちも大体が小屋の中に入っているような状況なので、まして今回のような時期であれば、外に出ている牛はそんなに多くはないのかな。ただ、肉牛の農家だと、フリーバーンという自由になっている小屋でいますから、それが何かの拍子で驚いたりすると、ほかの牛に壁や何かに押しつけるというようなことも起きる可能性はあるのかなということも考えるのですけれども、そういうことについてもどうですか。確認というか、できているのでしょうか。起きていなかったか、起きていたかということ。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

酪農家の状況ということで、特段、私どものほうには、そういうような事象が発生したという事実は、こちらのほうには御連絡来ておりません。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 知らせてきたのと、先ほど言ったように、鹿追町のように、出かけていてどのような状態になるかということを見ていることと

は、全く意味が違うと思うのです。残念なのですけれども。そういうことで、対策をどういうふうに将来について立てていくかということなんかも含めて、どのように考えているかお伺いしたいと思いません。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

オスプレイについては、上富良野演習場に来るのは初めてということもありまして、また防衛局のほうからは、事前に、前日の夕方連絡が来て、当日は来るかどうか分からない、そういう状況の中でだったわけなのですが、いろいろ今、高松議員の御指摘のとおり、鹿追町、別海、丘珠の状況を伺いました。住民に寄り添う、酪農に対しては、その影響をしっかりと職員が見るということは、非常に重要なこと、大切なことかなというふうに、今、改めて考えておりますので、今後は、住民の不安にならないようにといたしますか、住民の方、酪農の方に寄り添った監視、情報の発信に、今回のことを教訓にといたしますか、参考に進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、また、訓練時には、住宅密集地は避けた飛行経路で訓練を行っており、今後も安全策を講じた訓練実施を要請していきますということですが、今回、残念なことに、非常に我々も見ていて遺憾だと思うのは、オスプレイが住宅の本当に真上と言っていいと思うのですけれども、そこで旋回する、それとか、あとここにも書いていますけれども、夜間訓練の飛行を、我々の、自分の住んでいるところから見れば、平野部ですから、西中も入るかもしれないし、新町なんかも入るだろうと思うのですけれども、富原なんかも。その飛行、飛来、我々が平地と言ったのですけれども、そこで夜間およそ2時間、これはここにも書いてあるとおり、米軍のオスプレイではなくて、戦闘のヘリだと思うのですけれども、前日はそのヘリは、どこをどういうふうに通ってこの近くにいたのかは分からないのですけれども、それらについては分からないのですけれども、何せ夕方、2時間ぐらい、何回も旋回するのです。多分、見ている感じでは、2次旋回だったと思うのですけれども、ある程度の高度が高くなると、どこを通っているかは分からないのです。けれども、高度が下がってきて、我々の見える範囲内ですか、に入ると、ランプが、赤いランプと緑か青のランプがあるのですけれ

ども、それが見えるので分かるのです。それで、大体それぐらいの時間飛行しているようなこともあったりして、この住宅の密集地を避けていけば、飛行していいかどうか、農家の本当に真上を飛んでいるような、我々が見ている範囲内では見えた。それぐらいのところを飛んでいるのです。決して、高度は高くないのです。高くなると、私たちには、そのランプは見えないのです。ある一定の高度、お互いにヘリとヘリが間隔を取ったりするために横には見えるけれども、下からは見えないようなランプの装置にはなっているのかなというふうに感じたのですけれども、そういうことを含めて、非常に危険なことだと思うのです。ちょうど時期としては秋ですから、収穫の終わったぐらいの感じなのですけれども、そんなところでそのようなことが行われていることに対しては、どういうふうに感じているかお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

住宅密集地を避けて飛行したわけなのですが、それでも住宅が点在しているところは通ったわけだと思います。演習場に着陸するには、どこかを通らなければならない。密集地を避ければいいのかという御質問ですが、決してそういうことはなくて、やむを得ずそこは通っているかと思えます。その場合でも、急旋回や高度が低いと、住民の方が非常に不安に思うと思います。あと、オスプレイに関係なく、オスプレイ以外のヘリコプターも、夜間に2時間そのような訓練があると、住民の方が非常に不安に思うと思いますので、そのあたりは日米共同訓練について住民が不安に思った点ということは、しっかりと防衛局に伝えていきたいと考えております。

以上です

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それに続いてですけれども、演習場でですけれども、演習場でどのような訓練が行われていたかも地元の町としては全く知らないことでは、これ済まされるのかなというようにも思うのですけれども、どのように、どのような訓練が行われていたか周知はしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

上富良野演習場での訓練内容、飛行経路等については、特段示されておりません。それについて、住民がどのような訓練が行われているのか、飛行経路

についても、引き続き、これは事前に明らかにしてほしいということは、これも防衛局にしっかりと伝えていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、実際に演習場で、どのような飛行訓練を行われていたかということにも、認知していないということでよろしいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

飛行訓練、内容については一切公表されてはございません。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、実際に演習があるということ、演習というか、飛行訓練があるということを知っていて、町の職員が出かけて行って、実際にも全く見ていないということなのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

オスプレイが飛行しているというのは、もちろん。肉眼で確認できますが、それが着陸してどういった訓練だったかというのは、演習場の近くに行かないと分かりませんし、もちろんそこを、演習場の中は入れませんので、訓練内容については確認できていないところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 遠目でも見るということも可能だったのかなと思うのですが、それらについても認知していないというふうな考えでよろしいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

双眼鏡等を使って監視ということだと思っておりますが、それは行ってございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それと、演習場で行っていた訓練の中に、先ほど言った戦闘のヘリなのですが、それがやっていた訓練を垣間見ることができたのですが、それは、見ていないということなので話しておきたいと思うのですが、富

良野岳のほうに旭岳というのがありますよね、独立して。それと演習場と町の町有林との間でヘリが降下するというのですか、旭岳のかんりのいいところから演習場に降下してきて、そして町の町有林がありますよね、ベベルイ川の端に。あそこを今度は急上昇して上がってくるのです。そして、町有林の平らなところで旋回して、もう1回また向こうに回る。それをもう、先ほど言ったように、大体2時間ぐらい続けていました、一番最後の日だったのですけれども。そういうような訓練をやっていること、音もしているし、我々もどうしてこんな長い間ヘリの音がしているかということで行って見たような状況にありますけれども、そういう訓練を、演習場内だけでやはり収めていく方法を取らないと、それをどンドンどンドン拡大していく、先ほど言ったように、平野部まで来てでも旋回するというようなことを今後も行っていくつもりか。それを許容していくつもりなのかをお伺いしたいと。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

今後の訓練についても、日米共同、米軍にかかわらず、自衛隊の訓練もそうですが、訓練内容については国防に関わることで、なかなか町が決めることではないのですが、特に騒音等、住民が不安に思うような、感じるような行動については、これは今回の日米の共同の訓練にかかわらず、演習場周辺の方に御迷惑、御不安を与えないような、そういう方策を今後も引き続き防衛局、これも防衛局なのですが、お伝えしてお願いするということは、今後も引き続き続けていきたいと、このように考えております。

○議長（村上和子君） 再質問。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それと、騒音についてなのですが、ここに誤りではないかと思うことなので、ちょっと確認しておきたいと思っております。北海道防衛局がここで記録を取りましたけれども、記録の用紙に、上富良野町役場、上富良野演習場周辺地域というふうに書かれているのですが、これはどういう意味なのか。それと、騒音レベルの最大値は、11月11日に70.6デシベルというのがあるのですが、11月11日に演習をしていた経過はあるのでしょうか。それと、そのほかのときですけれども、13日ですけれども、もう最終のCVが演習場で降りて、そして離陸をしていくときの旧廃棄物処理場のところから、簡易ではありましたが記録を取ったところ、89デシベルという、相当大きな騒音が取られたのですけれども、こ

れについてどのように思うかお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） 3番高松議員の御質問ですが、まず1点目の測定場所の関係なのですけれども、これについて、上富良野町役場の駐車場で行っております。演習場周辺というのは、演習場周辺に係る騒音の測定を上富良野町役場、駐車場で行ったというふうなことで報告を受けております。

2点目の11月11日という御答弁をさせていただいたのですけれども、これはすみません、10月11日の誤りがございますので、ちょっとこれ、訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

それと3点目の、すみません、何日のお話。

（「10月13日」と呼ぶ者あり）そうですか、すみません。10月13日の飛行の関係なのですけれども、我々のほうに来た報告においては、最大69.0デシベルというような形で報告を受けてございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 先ほど言ったのは、89デシベルというのは、簡易の測定器で、先ほど言ったように旧廃棄物処理場の原っぱ、あそこで取った結果です。それを伝えておきます。

今回の共同訓練の実施についてですけれども、本当に残念なことに、地域の住民の住居の上でオスプレイが旋回する、これ、どれくらいの状況だったかという、本当に地元、住んでいる人にしたら、何が起きているか分からないぐらいの、急にすごいスピードがありますから、来て旋回していくというときには、相当なやはりパワーでもって旋回しないと、あの機械は特になのだらうと思うのですけれども、それをその真下で聞いていた、娘が2人いたりとか、学校行く、就学ぐらい、就学というかも学校行っている子とか、お父さん、お母さん、若い人も含めてですけれども、本当に作業していて、何が起きたかという感じだったのだと思うのです。そういうことも、本当に残念なことに、ここでも書きましたけれども、我々、自衛隊の飛行では、そういうことというのはないのです、本当に。うちでも1回あったのですけれども、大きなヘリが来て、ホバリングして牛が電牧から飛び出したときには、もうそのままの状態です。電話をかけて、注意してほしいということ言えば、そのときには、帯広の中隊長ですか、後日、申し訳なかったということ来て、それから我々の上、やはり向こうから来るへ

りは、酪農家の上は避けているのです。はっきり、私たちにも分かるぐらいしっかり避けてくれてます。そういうようなことが、この現在行われたというか、今回行われた米軍の間には、何の資料もない。どこでも構わず、うちの、だからあの谷間にも降りてくるようにして、我々のところから平野部に向かって、急速に機首を上げるということもやってみせたりとかもしてますし、実際にこれはもう、今後について、やはりしっかりと取組がないと、何かが起きてからは困るということを感じましたので、それについてどのように考えるか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

演習場周辺の近隣の方々に不安に思っている、実際急旋回等、危険に感じたりしたという、そういう事実は、しっかりと国に、防衛局に伝えて、今後においても、国においてしっかりと安全対策を行うよう引き続き要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 教育長にお伺いしたいと思います。

ここで1点目に聞いたことに対して答弁をもらっていますけれども、令和5年には、土日の部活動の地域移行というのは、実験的なことも含めてですけれども、やらないというか、できないというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番、高松議員の再質問にお答えさせていただきます。

これまで地域の、部活の地域移行につきまして、答弁させていただきましたとおり、今年度からただいま国の動向、道の動向を情報を収集し、上川教育局の指導の下、圏域の中でも日々、私も資料を収集しながら、どのような形で我が町の部活動の地域移行を取り進めるか検討を進めているところでございます。

議員の質問にありました令和5年度の地域移行、土日については実験等の検証を進めるのかという問いにつきましては、今現在のところは、令和5年度に確実に土日地域移行に向けた取組を進める段階ではないと現在判断しております。まずは、今現在、関係機関との情報共有をまず進めることが第一ということで、これから現在の中学校、中学校の保護者、完全移行となる、今、小学生でスポーツ少年団等を活動しているお子様が2025年には対象となりま

すので、小中合わせまして、保護者の皆様、うちの町でいますとPTA活動をしていただいている保護者の皆様ともまず情報共有をしながら、どのような形で我が町の中学校の部活動の移行を進めるかを、令和元年度にまずその関係機関との情報共有をしながら、組織を立ち上げるようなものも必要なのか、それとも少し時間をかけながら進めていくのがいいのか、今、検討を着手しているところでございます。ですから、令和5年度についてすぐ実行というスタイルは、今現在は考えていないところです。

なお、答弁にはさせてはもらえませんでした。北海道において、今年、実は3自治体でモデル事業を実施したというふうに報告を受けております。しかし、3自治体とも順調な滑り出しにはなっていないというような報告も受けましたので、やはりモデル事業を受けて、加速をつけてやるような事業ではない、やはりこれは地域性もあり、慎重に、これは十分時間をかけながらやるべきではないかということで、国も道も3年間の準備期間をとということで想定したというふうにと通知を頂いておりますので、私たち上富良野町においては、どのようなスケジュールをもって進めていくのかを令和5年度中にはお示したいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、そういうことになると、自分の質問というのは蛇足になってしまうかもしれないと思うのですが、他の地域で、実際にもう国としては大きな市町村も含めてですけれども、モデル的にやったところの経過なんかを見ると、やはり雇用というか、土日にやってもらうにしても費用がかかるということが一番のネックだということを書いていた、また、それによってスポーツへの参加、それが足踏みしてしまうようなことになる可能性もあるということ指摘するような地域もあったりとかいうのを読んでいますけれども、これについて保護者負担が将来、ここでも2問目の質問に答えてくれていますけれども、新たな制度の構築が必要ということは認めるとしても、そのときにやはり心得ておいてほしいのは、保護者負担が今でも、ここでも書かれているように、生徒の自主的、自発的な参加により行われる学校管理下の課外活動であるということから踏まえても、やはり学校管理下の中であれば、当然、教育委員会なり町もそれ相応の負担をして、また支援をしていくということがなかったら、この移行についても、十分な働きというか、十分な住民というか、保護者の理解を得られるかどうかということにかかってくるのか

などと思うので、一言聞きたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番高松議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員の御発言のとおり、制度が変わりますと、大変皆様は御不安に思われるというのは、私も認識しております。特に、費用負担についてどうなるのかということですが、現在、中学校の部活動は、部活動に加盟すると申込みをした保護者からは、1世帯3,000円の部活動費を年間頂いております。そのほかに部活動積立金としまして、これまた1世帯3,000円のお願いをしています。しかし、これだけでは部活動の運営ができないことで、部活動の種目によっては、大会並びにユニフォーム等、それぞれ自己負担をいただいている部活動があるというのも、私も認識させていただいております。その中でも、上富良野町の中学生は、先ほど人数の報告をさせていただきましたが、全校生徒中9.2%の方が実は部活動に参加をいただいております。部活及び町のスポーツ活動を踏まえた人数になっております。これは、他の市町村においても、かなり高い加盟率となっています。幼い頃からスポーツに親しみ、文化に親しむ、これは町の風土があるからと思われれます。その子供たちが、いかにこれから中学校の3年間だけではなく、小学生、中学生、その後の進学、社会人においても、この文化、スポーツに親しむ環境をつくるべく制度を構築するのがこの制度の見直しでございますので、決して中学校だけの3年間だけではというふうには私は捉えておりませんので、ぜひそのことも踏まえた上で、町としての仕組みを考えていくことが任務だと思っております。

あと、費用負担につきましては、やはり先ほど申し上げました費用負担が基本となりますが、実はこの中に部活動に入られていない、スポーツ団体で活躍されている方、またこの部活動ではなく、お稽古事、例を挙げてみますと、ピアノのレッスン、絵画の活動、文化については書道もあるかと思いますが、自ら保護者がお稽古代を払って親しまれている活動もあると実はお伺いしております。そういう方たちの文化、芸術もどのようにしていくのが望ましいのか、そこも踏まえまして、やはりかなり団体等とは、保護者も含めまして、慎重な審議と構築が望まれるかと思っておりますので、費用負担につきましては、その中でやはり精査されるべきだと思います。

また、国におかれましても、その保護者負担の経費については、新たな政策の中でこうしていきたいというような、大変、スポーツ庁、文化庁からの御提言の中でも審議されるというふう聞いておりま

すが、なかなか財源が示されませんので、今この段階での費用負担については、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、町としましては、要保護・準要保護の世帯につきましては、部活動費については町として独自にこれは軽減させていただいておりますことは、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 教員の労働の軽減のためということが大前提でということになりますけれども、部活動に意欲を持っている教員には、一部の、何というのですか、地域の一員として参加を求めたいということを検討したいというふうに考えているとありますけれども、これをどういうふうに取り扱っていくかというのは非常に難しいことなのだと思うのです。それについて、この一員としての参加ということ、質問にしています教育委員会の参加で兼業、兼職の許可を与えて、意欲のある先生に参加してもらおうということのある一部のところでは試行したりしているところもあるようなのですけれども、それをどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番高松議員の再質問にお答えさせていただきます。

私が述べました答弁の中に、教員の活用についての答弁の中で、地域の一員という表現をさせていただきましたが、これまでの部活動は、今の現在の中学校の教員に、部活動ということで、実際には学校管理下の課外活動ということで認定しております。しかし、これの制度が新しくスタートとなれば、教員は、部活動の指導員ではなく、新しいスタイル、新しい制度の中の指導者としてその役割を担っていただくこととなります。まずは、国は土日、この土日をおいかに教員としてではなく、指導者として関わっていただけるかというところの課題もありますし、先日、うちの町内の関係機関の方とちょっと情報共有をしたときに、やはり平日子供たちの指導に当たっている先生と、土日いきなり指導員が変わるというのは、大変これはそごが生じる可能性があるのです。そこの連携、あとしばらくは、先生の指導のことだとか、その辺がとても密着に少し関わりを持つことがあるので、先生方の協力も本当にお願いをしなければならぬ課題だということで御提言もいただいておりますので、ぜひうちの町内における教員の方でも、もしこの地域の一員として、これは学校教員としてではなく、指導者として登録等の制度

により、なっていたときには、ぜひ兼業、兼職については、積極的に町としてはお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。よろしく御願いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、一般質問を再開いたします。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました5点について質問させていただきます。

第1番目は、泥流地帯の映画化についてであります。

泥流地帯の映画化を進める会の総会が、この様子が11月23日付の北海道新聞報道では、「泥流地帯」映画化上富良野町また協定解消、町民「説明責任果たして」の見出しで報道をしているという状況を見かけました。また、Zipannngは、町に今年7月、映画化着手が難しいと伝えたと説明し、総会参加者からは、Zipannngは弁解するだけ、町も町民に説明責任を果たしてほしいと注文がついたとなっています。町は映画化に向け、ふるさと納税を募っており、三度目の正直で映画化を実現したいと述べたと報道されております。私はこの報道記事を読み、事態は深刻で、先へ進めば進むほど深みにはまり、進むことも引き返すことできない状況にあるのではないかと考えています。

ここで、町においては、一度立ち止まる勇気も必要ではないのでしょうか。

今、町民の暮らしは、物価の高等やコロナ禍の中で、大変な状況にあります。また、町の優先すべき諸課題が山積しておる状況の中で、また町職員を専門に映画化するために配置し進めてきましたが、その労力を、今後、住民の切実な願い実現に向け、早急に映画化を断念すべきと考えますが、次の項目について町長の答弁を求めるものであります。

Zipannngは映画化着手が困難と伝えたとしておりますが、7月のいつなのか。また、映画化における町の持ち出しは、費用額はどの程度なのかお伺いいたします。

二つ目には、協定解消で合意とあるが、11月のいつか。また、町民と関係者に説明責任を果たすべ

きと考えますが、この点についても伺います。

三つ目には、映画化を断念、以上述べたように映画化を断念すべきではと考えますが、また、映画化を町において進めたいとしているが、その理由等について伺います。

次に、産業の育成について伺います。

今の政権の下で行われている異次元の金融緩和と物価高騰で、町民と国民の生活悪化は、全ての分野で深刻な問題になっています。長引くコロナ禍、物価高騰、原料の高騰、債務などで中小企業においては、経営が苦境に追い込まれている状況が町においても見受けられます。特に、建築業界等においては、公共事業の減少や個人住宅やアパート建設は、町外の企業が受注するなどの影響で、地元業者が仕事を確保するのが大変な状況にあります。中小の建築業者は、地域に根を下ろし、ものづくりや住民サービスの需要に対応し、雇用を生み出し、地域経済を担う存在でもあります。ある事業者の方は、次のこのようなことを話してくれました。今後、仕事の確保ができなくなるということになれば、人材の確保が困難になる。また同時に、建築業の衰退で、技術の継承ができなくなることを心配しているのだということをお話してくれました。私は、行政はしっかりとこういう声に応じて、支援することが求められていると考えますが、次の項目について町長の答弁を求めます。

一つ目には、住民が戸建ての住宅を新築するとき、補助制度を新設するというのも案ではないでしょうか。

二つ目には、リフォーム対象枠や省エネ機器購入など、補助制度の拡充や見直しについてきっちり行うことが大事だと考えます。

三つ目には、公営住宅新築や公営住宅の維持補修や公共事業の予算を増やすなどして、雇用や事業を増やす、こういう形の中で、困っている地域の業者を支援するということが、今、何よりも必要と考えますが、町長の見解を求めます。

次に、高校生までの医療費の無償化・無料化について伺います。

物価高騰や実質賃金の低下などにより、多くの町民の暮らしは、大変な状況になっています。全国でも、高校までの子供の医療費の無料化が広がってきているという状況、この間の厚生労働省の乳幼児に係る医療費の援助についての調査では、高校生までが817市町村、中学生までが832市町村、道内の179市町村では、高校生まで84市町村、中学生までが56市町村、小学生までが12市町村、9歳・就学前までは26市町村となり、自治体での医

療費の無料化の拡充が広がっているという状況であります。町においても、高校までの医療費の無料化を求める声があり、こういった点でも早急に拡充をすることが必要ではないでしょうか。何よりも、命と健康を守り、子育てを支援するためにも必要だと考えますが、この点について伺います。

また同時に、その高校生まで拡充した場合の費用額等について伺います。

次に、インボイス制度について伺います。

国は、来年の10月からインボイス制度、適格請求書保存方式を実施しようとしています。物価高騰で苦しむ中小業者団体からは、同制度の内容がよく分からないという業者もいる、事務負担が増える、国は益税があるから課税対象にするとやっているが、中小の企業は、他の企業との競争で消費税を販売価格に転嫁することが困難で、価格を抑えながらのぎりぎりの経営を余儀なくされているなどで、利益として残っているわけではないと反対の声が上がっています。また、この間、日本商工会議所も、令和5年度税制改正に関する意見で、仮に同制度が導入された場合、免税事業者が排除されたり、不当な値下げ、圧力を受けたりする懸念があると述べています。この制度は、町の会計にも一部対象になると考えますが、次の項目について答弁を求めます。

一つ目は、事業者を苦しめているインボイス制度を廃止すべきだというふうには考えますが、町長は、このインボイス制度についてどのような所見をお持ちなのか伺います。

二つ目には、制度が導入された場合においても、町の取引から免税業者を排除すべきでないと考えますが、現在、町と取引している事業所において、課税免税業者の割合及び制度の対象となる町の会計等について伺います。

次に不登校問題について伺います。

不登校という言葉が近頃ではよく聞くようになってきています。不登校という状態において、文部科学省では、年間に連続または継続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、または背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるものと定義しています。上富良野町においても、約30人が不登校で、近年では不登校児童生徒増える傾向にあります。

町でも、不登校問題で悩んでいる親の会が結成され、10月には、「みんなと考える不登校のミカタ」を主題に、テーマにした講演が行われるなど、町においても大きな課題となっていると考えます。講演後の座談会で出された参加者の声を一部紹介し

たいと思います。一つは、「自分が自分でいられる場所がない、中学校、高校、社会へ出たとき、克服できるかどうか心配」と親の心情を表したメモが、かみん社会教育センターの掲示物に掲載されています。不登校の児童生徒やその保護者への多様な支援が必要だと考えます。

この4月の教育執行方針では、不登校の児童生徒が、いつでも学習したり、体験したり、保護者同士が気軽に相談できる場の設定に向けて検討を進めると述べていましたが、不登校の要因と現状及び今後どのような対応するのか、町長あるいは教育長に求めて、質問いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の泥流地帯の映画化についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の映画化着手と費用の持ち出しに関する質問ですが、今年4月にZ i p a n n g社代表取締役と面談し、夏までに制作開始に向けた動きを進め、かつ町民や御寄附頂いた皆様、三浦文学ファンなどに伝わるよう、何らかの形での報道発表を要望したことは、既に御説明させていただいたところでありますが、7月6日、15日のリモートにて打合せを行った際には、制作体制づくりは模索しているものの、進捗がなく、着手が困難な状況であるものの、引き続き泥流地帯の映画化実現に向けた体制の構築を図っていく旨の報告を受けております。一部報道にありました7月に映画化への取組ができない、諦めるといった意思表示ではありませんことを御理解願います。

また、現在まで映画化に関するZ i p a n n g社への映画制作に直接関わる支出については、令和3年度のCG制作費の990万円のほか、令和4年度に制作滞在費として、映画化を進める会を通じて支出した約80万円となっております。

次に、2点目の協定解消の合意時期についての御質問ですが、11月21日にZ i p a n n g社取締役2名の訪問を受け、事務的な処理を経た上で、協定期間であり来年3月末を待たず協定を解消することについて合意したところです。また、その内容は、同日開かれた泥流地帯映画化を進める会総会にて御説明させていただきましたが、何らかの方法で町民の皆様へ広く周知できますよう検討してまいります。

次に、3点目の映画化を断念すべきでは、また、映画化を進めたいとしているその理由は、についての御質問ですが、三浦綾子さんの小説「泥流地帯」は、御承知のとおり、大正15年に起きた惨禍を題

材に上富良野の歴史、文化、暮らしの細部に至るまで、綿密な取材の上に紡がれた郷土史であり、なおかつ昭和文壇三浦文学を代表する優れた文学作品でもあります。

昭和51年に発表された泥流災害の記憶が薄れた町民に、災害の教訓と二度の開拓を果たした先人への誇りを呼び起こしてくれたこの作品を、実写映画化を機に、さらに深く町民の心に刻み、多くの人に読み継がれ、登場人物が思い描いた100年後、200年後の町民に引き継いでいくことで、十勝岳の豊かな恵と大なる脅威とともに町民の誇りとして根づかせていかなければならないと考えております。

今後におきましても、様々な困難に直面することが予想されますが、この映画化の実現に向けては、何とでも成し遂げなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目目の産業の育成についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の新築住宅の補助制度についてであります。議員御質問のとおり、物価高騰等の影響を受け、地方経済は景気低迷を抜け出せない中、地域企業育成や定住移住の促進にもつながる有効な手法の一つと考えているところです。しかしながら、魅力ある制度として活用していただくためには、高額な補助額を設定し、多額の財源を投入しなければならないことから、現在のところ、補助制度の導入は考えていないところでございます。

次に、2点目の住宅リフォームに関する助成制度の見直しについてであります。現在の住宅リフォーム等助成金制度は、平成23年に創設し、その後、3年ごとに助成対象や助成率などの見直しを図りながら、これまでの12年間で申請件数で延べ331件、町内の18事業所によるリフォーム工事等に対して約4,380万円の助成を行ってきております。今年度は、3年ごとの制度見直しの年に当たることから、町民が安心して住み続けられる住まいづくりの促進はもとより、地域の建設関連産業等の活性化、政府の2050年のカーボンニュートラル宣言や本町のゼロカーボンシティ宣言を踏まえた地球温暖化対策への対応や、管理不全による空き家増加の抑制など、諸課題への対策を盛り込んだ制度構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の公共事業の予算についてであります。現在建築中の泉町南団地につきまして、来年度は1棟6戸の5号棟の建築を予定しております。この建築をもって、上富良野町の公営住宅の建築計画は、現段階では終了となり、泉町南団地で5棟54戸、町内全体で管理棟数78棟395戸となりま

す。

建築予算につきましては、令和4年10月時点の5%増で予算計上予定でございます。また、今後の公営住宅のほか、町の施設等の維持管理に伴う補修につきましては、必要に応じて行い、大型修繕が発生した場合は、適宜対応して修繕を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の高校生までの医療費無料化についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の高校生の医療費無料化についてですが、本年の4月より中学生までの医療費の無料化を実施しております。第1回定例会においても、高校生までの無料化については、議会でも検討いただいたところではありますが、今後の医療費実績、児童生徒数の推移及び財政状況を見極め、効果が一定程度検証された後に検討を行うことを考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、高校生まで助成を拡充したときの費用についてですが、コロナ禍における受診控えなどの影響のある現状での試算額では、約200万円程度増加と想定しております。

次に、4項目目のインボイス制度についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のインボイス制度の廃止についてですが、この制度につきましては、国の制度のためお答えする立場にはございませんので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の導入後の対応等についてですが、まず免税業者の割合については、国税の課税であり、現段階では全ての事業者の状況を把握してございません。

次に、インボイス制度の対象となる町の会計については、全会計となりますが、会計としてインボイスを必要とする可能性があるのは、現段階では企業会計の町立病院特別会計と水道事業特別会計と考えております。また、今後もインボイスの登録のみで取引を排除する予定はございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の不登校問題についての御質問にお答えさせていただきます。

不登校の要因や現状につきましては、さきの議員の質問お答えさせていただきましたが、不登校対応の充実については、今年度の教育行政執行方針で述べましたとおり、令和4年度重点項目として、教育相談体制の充実を図るとともに、不登校の児童生徒がいつでも学習したり、体験活動したり、保護者同士が気軽に相談し合える場の設定に向けて、検討を

進めているところであります。

これまで、不登校の児童生徒と保護者に対しましては、町内関係団体等の皆様により個別相談や講演会、学校以外での子供たちが過ごせる場所の確保などに御尽力を賜り、様々な活動を継続していただいておりますことに対しまして、敬意を表しております。

国からも、教育機会確保法及び不登校対応方針に基づき、地域においても、学校と連携した不登校児童生徒の学びの場を確保するよう示されていることから、教育や就学に関する相談に包括的に対応できるよう、令和5年度に向けて、新たに教育支援センターを開設するため、必要な人員配置や設置場所等について検討するとともに、学校や保健福祉課、関係機関とのネットワークを構築し、子供を中心としたアウトリーチの支援体制や学校と連携した不登校の予防的アプローチにも取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 1点目の泥流地帯の映画化の問題についてお伺いいたします。

少なくともこの映画化に向けて、職員を配置して、そして張りつけてと言っているのか、また、その他の仕事も兼ね合わせてされておりますので、恐らく労力的には、かなりなウエイトでこの映画化に資力、労力ともつぎ込んでいるのだらうというふうに思います。この間、CG制作が990万円、あと映画化を進める会を通じた滞在費用ということで、町の費用等も出費されております。私が言いたいの、この金額の大きい少ないの問題ではなくて、もう既にこの大小に関わりなく町の予算をつぎ込んで、この間、映画化を進めるという方向で職員も配置して進めてきましたが、実際、それが成果としてならない。この8月時点で制作決定するという状況でありましたが、至らなかったということがありありと分かっているという状態です。そういう問題を通したときに、町長、お伺いいたしますが、このお金、職員を配置して、それぞれどのような効果があったのか、どう考えているのか。私は、逆に言えば、本来やるべき優先課題を後に回して、こういったところに職員を配置してやってきたというのは、町のやる仕事ではないのではないかとこのように考えておりますが、この事業体の総体的な費用効果という点でも、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、町の予算を、職員を張りつけて町の予算をとということで、仕事、その映画化が、優先順位がどうなのかという御質問ですが、私は優先順位は高いと。ですので職員を、専属の職員ではありませんが、商工観光の所管ですが、そこに映画化の仕事を割り振ってしているところです。

町の予算をつぎ込んでいますが、これは寄附金で全て、原資は寄附金ですので、これは寄附された方の御意思に基づいて、我々はしっかりそれを達成する方向に向けて、しっかり仕事をしなければならぬ、映画化に向けてしっかり仕事をしなければならぬと考えておりますので、それらも含めて、優先順位は決して低くない、むしろ高いと、このように考えております。

この間の、最後に、今までのやったことに対する効果というのは、まだまだ映画が完成するまでは、なかなか町民の皆様には見えづらいのかもしれませんが、そういう日が来ることを信じて、我々は一生懸命、全力で前に向かっていかなければならぬと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えます。思います。よろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 確かに寄附で賄っている部分等があるかというふうに思います。その目的等も、当然映画化に向けてというのがあるかというふうに思います。しかし、町民からしたら、この寄附に至っても、貴重な我々の浄財だというふうな認識になるのです。若干の差はあったとしても、そういう浄財をやはり生かしてこそ、本来の行政の役割だというふうに思います。本来でしたら、契約が8月ということであれば、そこまでで成果がなかったら、一般の解釈で言えば、もう不履行です。もう駄目です。こういう解釈なのです。ですから、こういう事態を長々ともうここで続けることは絶対やめるべきだと、費用対効果も含めて。そういうことを、私は考えているのですが、この点について町長、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、寄附とはいえ、皆さんから頂いた浄財であることは間違いございませんが、当然、映画化に対して寄附をされたわけで、それ以外には使うことはできない浄財でございますので、我々はやはり寄附された方の御意思を尊重して、しっかりと前に進めていくと。

それと、協定に関して債務の不履行ではないかと。法律的には、債務の不履行ではございません

が、確かにうまくいかなかったことは確かです。ですので、やはりZipangは解約したわけで、次のということに進んだわけですので、御理解を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 若干、22年の11月11日付週刊文春の電子版オリジナルという形の中で、この正確性がどの程度あるかちょっと分かりませんが、上富良野町の担当者が言うという形で、後ろ盾に毎日新聞がいるから、もういろいろと支援してくれるのではないかと、このことを思ったというふうにも書かれています。同時に、このZipangが関わった他の市で行おうとしたこの政策も、なかなか前へ進まなかったということも書かれています。同時に、この11月23日付の道新の報道でも、非常にこの着手したときから、予算とか確保だとか、そういったところの見通しがなかなか厳しいのだということがあったのだということで、もう既にこの時点で、この映画化のというのは、もう既に成り立たくなってきていたのではないかと、このように感じております。ですから、私、こういう問題を山積しているという状況の中でお伺いいたしますが、町の進め方、考え方、ここにも甘さがあったのではないかと、このように思います。町長はどのようにお考えですか。確かに、前任者のという流れはあったにしてもです。お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

Zipangの見通しが甘かったということも、Zipang等にも言っております。結果的に見て、それに一緒に協定結んで進んできた町も、結果的にやはり甘かったのかもしれませんが、そういう点をやはりしっかり反省してと、次々に生かしていくためにやはり、最終的な目標は、何が何でもと、映画化することが大目標ですので、それに向かってはしっかりと今までの経験、苦い、苦しいと、こういう苦い経験もしっかり生かして、映画化につなげていきたいという強い気持ちであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） この点についてさらにお伺いいたしますが、協定の解除予定という形で、12月という形になっております。これは当然、解除予定ということになれば、そこにある使用権や著作権

等々の問題も含めて対象になるかというふうに思いますが、これらについて、町から資料を頂いた12月予定ですから、これが確定ではないと思いますが、町長の判断ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

会見が11月、それからZ i p a n n gが上富良野に来て、解約、口頭でですが、その申出で両者合意したのが11月で、実際、12月予定しています。この間は、先ほど議員がおっしゃられたとおり、CGの関係の権利関係、著作権、使用権のその事務的な手続でちょっと時間を費やしているだけといえますか、そういう理由があって遅れていますが、協定をまた復活するとか、そういう、全くございません。フェードアウトに向けて淡々と権利関係の事務処理を進めているという状況です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 併せてお伺いいたしますが、この町民に対する説明というのは、どの時点で行おうとされているのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民、全町民に対する説明責任というのは、町民を一堂に集めてすることは当然物理的に不可能ですので、こういう機を見て、新聞紙面、報道等、そしてこういう議会の答弁、そのほか特に関わりの深い映画を進める会の方には真っ先に御説明いたしましたし、機を見て機会があるたびに広く町民の方には、周知を、説明責任を果たしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ説明責任等果たしてください。多くの方がまだ、この映画化とは何だろうという、知らない方もたくさんいるのです。恐らくそういうことも考えれば、この映画化推進というのは、大変な厳しい状況にあると思います。

次にお伺いしたいのは、何が何でも映画化を進めるのだということをおっしゃっています。この大正時代に起きた、三浦文学、私は読んでおりますが、評価する、本当に「銃口」だとか、いろいろなものも読まさせていただきました。評価、本当に私が言うようなものではありませんけれども、大変な力作文学であります。

泥流の災害の記憶を、薄れた町民に記憶をまた呼び戻してもらい、深く心に、町民に刻み込むという、いわゆる町の歴史を語り継ぎたいということなのかというふうに思います。私は、語り継ぐということであれば、こういった映画を作ることでだけではないと思うのです。この間、いろいろな団体サークルが絵画だとか紙芝居等作ったりだとかしておりますし、ジオパークを通じて三浦文学を読んだり、読書をしたりだとか、そういう企画も町で行われてきました。そういう寄附を頂いた方に対しては、上富良野町に来ていただいて、上富良野町の三浦文学、どういう経緯の中で作ったのかということも、文学館と提携しながら、そういう呼び込みを行って、そういう寄附を頂いた事業者や個人に対して、やはりそういうことを返していくという、これも一つだというふうに思うのです。私は、この歴史を心の中に刻み込む、そういう方向で町民にも寄附者の方にも、いろいろ町を知ってもらいたいということであれば、そういったアプローチをしながら、やはりもっと違うやり方の中で町を紹介したり、三浦文学を紹介するということが今必要だというふうに思うのですが、町長、この点どうですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

米沢議員おっしゃるとおり、他の取組も非常に重要で、読み聞かせなんかも、町の中で歴史を語っていく上では、他の企画もあろうかと思えます。そのほか、三浦綾子ファンの方に対していろいろなアプローチの仕方が確かにあります。ただ、映画の作成に対して寄附を頂きましたので、映画を作るのですが、映画のインパクトというのは、ほかの企画もすばらしいのですが、映画は映画で上映されれば、それなりのインパクト、印象、またファンも、新たなファンの獲得とか、上富良野に来られるから、観光のPR、町のネームバリューのアップとか、いろいろな効果が期待されますので、それはそれ、他の企画ももちろん重要ですし、映画化も非常に重要なことだと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 例えば、今、ちょっと角度を変えたいと思うのですが、上富良野町には、今後子どもセンター、病院、その他老朽化する施設等々があります。いろいろと人口減少に対応したまちづくりをどうするのかなどなど、山積が山積み、課題がたくさんあるという状況です。そういうときに、お金の問題も当然つきまとう話です。そういうとき

に職員を配置してまで、そこまでやる内容の、やる映画化が必要なのかというふうに思うのです。私は、町民が望んでいるのは、暮らしや今の大変な状況の中で、その部分でしっかりと、行政もやはり対応してほしいということが、優先順位の問題です。望んでいるわけですから、町長は、まずちょっと失礼な言い方なのですが、ちょっと涼しいところに行かれて、もう一度、本当に何が町民望んでいるのかということのリセットしていただいて、本当に今優先すべき順位、課題は何なのかということをや、やはり再考すべきだと思うのです。このままで行けば、さらに大変な状況に追いやられるような、私、気がします。断言はできませんけれども。それが町長自身のためにもつながるし、町民のためにもつながるのであれば、それが最良の方法だというふうに思います。ですから、いろいろな訴え方があるわけですから、職員のいろいろな考え方を集めて、これに代わるもの、映画に代わるものをぜひやっていくべきだと思いますが、否定されますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、映画の優先順位は、先ほども述べたとおり高いと思っております。財政的に負担はつきまとうという御指摘がありますが、これは誤解を恐れずに言いますと、寄附金で全部賄う予定ですので、一般の皆さん、町民がお支払いした、納めていただいた税金は、税金その他交付税なんかは一切投入しないで映画を作るとい、それは昔からといいますか、前の、最初に映画化をするというときから変わってございませぬので、財政的な御心配はないのかなというふうに思っております。

優先順位は、そこに職員を張りつけて映画化は進めているわけですが、優先順位は、いろいろな見方、個人によって様々優先順位は変わってくると思いますが、私は、先ほど、何回も繰り返しますが、当然町民の暮らし、これも当然優先順位は高いです。同じように、映画化もしっかりと進めて、町の今後のために、PRとか観光、そういう面もありますし、三浦文学で防災教育なんかでしっかりと過去の歴史を紡いでいくという、そういう面も多面的にありますので、これもしっかりと進めたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） この間だけでも4,500万円なのでよね、集まったのが。これから制作費はどのぐらい、先の話で協定を結んでいない段階で

こういうことを言うのは不見識かというふうに思います。Zipangの間では、2億円ぐらいだということで、この後、町長もこの間言っていました、原資がなければ、その原資の内容を見直さなければならないということの、その原資をどこから持ってくるのかまでは言いませんでしたが、ひょっとしたら町の一般財源の可能性も当然出てくるわけです。そういう不確定な問題に対して、町民がゴーサインということには恐らくならないのだというふうに思います。そういうことも考えたときに、もう一度再考すべきだというふうに思いますが、再度確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、将来不確定な要素はあります。未来、将来のことなので。ただ私も、先ほども言ったとおり、一般財源は入れるつもりはございません。一般的なロードショーといいますか、配給、配信、映画館で上映するに、そういうクオリティーの映画というのは、一般的に2億円と言われてますが、それを全部町が寄附金で集めて出すのかどうかも含めて、今後の協定ですが、先ほど申したとおり、繰り返しになりますが、税金を投入する考えはございません。将来的にできるかどうか、相手方も含めて不確定なことは山ほどあるかと思っております。ただ、100%はありませんが、諦めてしまうと100%できません。これは、間違いありません。ですので、我々は、100%はありませんが、目指していかないと映画はできませんので、それを目指して頑張りたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ、見直していただきたいというふうに思います。

次、産業の育成についてお伺いいたします。

非常に深刻な問題になってきています。中小の建築関係に関わる関連業者ですが、非常に仕事量が減ったという状況になってきております。町長も御存じだというふうに思います。現場のところへ行ってお話を聞きますと、やはり人材の確保、このまま仕事量が少なくなると、やはり雇用していた人を放さなければならないなどのそういう心配や、技術の継承ができなくなるという心配あります。私、他の自治体も行っているように、一定部分、リフォーム関係、カーボンニュートラルに関わった機器等への、当然、補助制度の見直しというのは当然必要だというふうに思いますが、併せて住宅などを建設し

て、公共事業もそうなのですが、やはり一定程度促すような、持続的な町をつくるために、人口減少でやはりこういうものを生かしながら、他の町村からも人を呼ぶ、地元からも人が流出しないようにするという形の中で、一定程度財源は必要ですが、やはりここで町長の決意が必要なのだと思うのです、今、状況を考えてときに。ただ、高額でお金がかかるからできないというのではなくて、本当に今の困っている実情を見たときに、行政が何をしなければいけないのかということをやったり考えないと駄目だと思うのです、町長。一般的に財政が大変だからといってするのは、それは皆さん御存じだと思うのです。だけれども、町長というのは、そういうことも兼ね合わせて、将来どういうまちづくりをするのかということを考えているわけですから、その上に立ってこういう制度も一定程度、やはり効果があるのではないかというふうに思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか、おっしゃるとおり厳しい業界、業界厳しいかと思いますが、我々も何とかこのまちづくり、米沢議員おっしゃるように、ほかの町から人を呼び込むなんかも含めて、どうしたらいいのかということは常日頃考えておられて、特に住宅のリフォームに関しましては、カーボンニュートラルとかゼロカーボンシティ宣言とかもありまして、この辺は令和5年度の予算編成に向けて、住宅リフォームに関する助成制度は、常に見直しておりますが、令和5年度に向けてもしっかり見直して、空き家なんかも含めてしっかり対応していけるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ、省エネ機器等も含めて、こういった住宅だとかも含めて、地元のやはりお金が落ちる仕組みだとか、この困っている業者等を、関連業者もいるわけですから、支援するという制度を、答弁されませんでしたけれども、きっちりとぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

次に、医療費の高校までの無料化についてであります。約200万円ほどあれば可能だということでもあります。これは、子供の権利条約の中にも、子供や地域の中で、将来の社会の中でも健康で過ごさなければならない、そういった意味のことがいろいろ記されております。そういう意味で、私もこの上

富良野町における、高く町長が中学校までの無償化をしたということは評価しておりますが、近隣ではもう既に高校までという形になっておられて、試算すれば200万円程度という形になりますので、こういったところにもきちっとした対応をすべきだと思いますが、子育て支援からも早急に考えるべきだと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野は、御存じのとおり、今年の4月から中学生まで医療費無償化ということで、ちょっとスタートが遅れてしまいましたので、今またほかの市町村と差がついている状況はあるかと思っております。4月に、今年の4月にスタートしたばかりで、なかなか実績がどうかというのは、200万円と書いてあるのは、コロナ禍における受診控えなどの影響もあってこうなっておりますが、実際どうなっていくのかというのは、しっかり予測を立てて進めていきたい。私もこの高校生までの医療費無償化は、しっかりと見据えて、見据えてといたしますか、していかなければならないとは考えておられて、やはり見通しがきかないまま、立たないまま無責任にやるというわけにはいきませんし、今年の3月の厚生文教常任会におかれましても、しっかりと推移を見定めた上で、高校生、次のステップにということですので、まずはしっかりと実績、推移等を見守って、見据えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ、町長も必要性は認められております。子供たちが健康で暮らすための、そういったための子育て支援も含めた中でという形になっておりますので、ぜひいろいろな角度から先に進めていただきたいと思っております。

インボイスについて確認いたしますが、これは国の制度であります。それが地域の業者や人たちが困っているということであれば、当然自治体であったとしても、国の制度であったとしても、実際は声を上げるべき問題だと思うのです。この消費税ができたときにも、やはり非課税業者は大変だからということで、課税業者にはしませんということが原則だったのですが、これを国がやはりそれを破ってしまったというか、なし崩しにしてしまったということがありますので、この点もう一度、これは国の制度だから仕方がないのだということで容認しますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお

答えいたします。

国の制度ですので、前の同じような繰り返しになりますが、なかなかこれをやめるとかやめないとかという権限は、私ども地方の自治体にはございませんので、回答は前回のおり、そういう立場でございませぬということ御理解を賜りたいと思いません。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） やめれとかというのではなくて、声を上げてくださいと、もしも矛盾感を感じているのだったら。矛盾感を感じないのだったら、ちょっと町長の認識はどうなっているのかなというふうに思うのですが、ぜひ非課税業者だったとしても、この町の取引から排除しないということですから、それをぜひお願いいたします。

次、不登校問題についてお伺いいたします。

この間町で行った、有志がつくった不登校問題を考えるということで、非常に親の心情が、ちょっと述べましたが語られているという状況になってます。例えば、さらに子供が何を楽しんでいるかを見ないと、誰かが楽しんでいるのを見ないと、自分が本当に楽しいのだからそこにいるのだから分からないというような、そういった切実な声出ているのです。もう一つは、家にいるときに自ら傷つけてしまうのでないかなと、こういう本当に切実な声が出ているのです。本当に社会に自分の居場所だとかというのがあろうかと。家族もいろいろと子供が行く行かないで本当にやり取りが大変な中で疲れてしまうのだと。だから、もっと安心して相談できるような、そういう場所を本当につくってほしいという声があります。私は、こういう声を聞いたときに、やはり教育長おっしゃるように、早急に子供たちに対応するような、やはり施策展開というのがどうしても必要だというふうに考えております。この点、もう一度これと併せて人員配置含めた対策を令和5年に向けて実施するということでありますから、まずこういうお母さん方の、または子ども方の置かれている現状について、またどのように認識されているのか、今後どのように対応されるのか、再確認したいと思いません。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

10月の研修会に、私はちょっと参加はできておりませんが、うちの担当の課長等が出席をし、私のほうには報告をいただいております。また、私、4月に就任した当初、この親の会の代表者の方とも懇談をしており、ぜひこの課題については、町として

着手していきたい旨を情報交換をし、町内にある事業所ともお互いの役割を確認しながら進めていきたいということで、情報連携に携わらせていただいております。

今、議員からの報告がありましたように、本当にお子様が自分の未来を想像できない、あと特にうちの町の子供たちに、最近、そうして自己肯定感が少し、国の調査においても道の調査においても、少し低い状況にあるというのは、町の教育委員会としても認知しております。いかにこの自己肯定感を上げていくか、自分を認めてもらうか、親と子の関係性、また学校、地域との関係性が、やはり一つには、この新型コロナ禍において大変集まるということが制限をされている。またこのマスクの着用、日々感染予防対策等におけることが少しずつ心の歪みになっているのではないかと、私個人としても認知はしております。

不登校に対する子供、また保護者に対する支援として、やはりあらゆる想定を検討しなければならない中の一つとして、令和5年度に向けて、教育委員会としては、学びの場、また相談が気楽にできる場、少しでも子供たちが、将来に向けた居場所として、学校以外の場所を想定した形で、早急に対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして7番、米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて町の一般行政についての質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は11時30分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第3 議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、新子どもセンターの事業費がこのたび

まとめましたので、所要の補正を行うとともに、事業の完了が年度を超えることから、繰越明許費の設定をするともに、併せて地方債の限度額の変更をするものでございます。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、既存事業の財源調整を図るとともに、新たに当該交付金を活用した事業として、まず1点目につきましては、学校給食センターの賄い材料費につきまして、現在の物価高騰により給食の質と量を維持することが困難となることが予測されるため、当該交付金を活用した中で保護者の負担する給食費に変更が生じないよう、所要の補正をお願いするものでございます。二つ目につきましては、多くの経営体が導入を予定している自動操舵及びガイダンスに対して助成することにより、第8次農業振興計画に定めたスマート農業の推進等を図るため、所要の補正をお願いするものでございます。三つ目は、農業生産活動に不可欠な生産資材の一つである化学肥料につきまして、現在、肥料価格が高騰している中で、農業経営への影響を軽減するため、当該肥料の購入に対する経費の一部について助成するため、所要の補正をお願いするものでございます。

3点目につきましては、職員給与費につきまして、11月28日の第6回町議会臨時会に議決いただきました上富良野町職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、月例給、勤勉手当の改定による至急対応分と合わせまして、職員の会計間移動等に伴う所要の補正をするものであります。なお、給与会計に伴う影響額については、月例給、勤勉手当遡及適用に要するものとして全会計で900万円程度と見込んでいます。

4点目は、昨今の燃料費、電気料等の価格高騰に伴いまして、各公共施設における光熱水費の補正をお願いするものであります。なお、光熱水費の高騰による影響額につきましては、3,800万円程度と見込んでいます。

5点目につきましては、本年6月から9月にかけて発生しました大雨に伴う復旧対応については、既決予算であります町道維持管理委託予算の中で対応してきたところですが、今後の本格的な降雪に対する除排雪経費を確保するため、所要の補正をお願いするものでございます。

6点目につきましては、来年4月9日執行予定の北海道知事及び北海道議会議員選挙に係る選挙執行費用について、所要の補正をお願いするとともに、本年度内にその事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするものであります。

7点目につきましては、経営継承発展支援事業に

ついてですが、国の制度を活用し、地域農業の担い手の経営を継承した後継者に対しまして、経営を発展させる取組を支援する事業となっております。具体的には、農作物、集出荷施設の穀物乾燥機の機器導入に対する補助事業実施に伴う補正となっております。

8点目につきましては、富良野広域連合について令和3年度の繰越金が確定したこと、併せまして上富良野給食センターの賄い材料費及び経年劣化によりますチームボイラー配管設備においてチーム漏れが発生したことによる修繕費の補正を行い、所要の補正をお願いするものでございます。

最後に9点につきましては、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い、所要の補正を行うものでございます。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い所要の補正を行い、財源調整を図った上で、不足する額にきましては予備費3,719万円を充当いたしまして、一般会計補正予算を調整したところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧いただきたいと思います。

議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度上富良野町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9,680万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億3,876万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の

み申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税1,100万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金483万5,000円。

15款国庫支出金2,786万8,000円。

16款道支出金1,562万4,000円の減。

18款寄附金43万円。

19款繰入金1,020万円の減。

21款諸収入130万円の減。

22款町債9億7,980万円。

歳入合計で9億9,680万9,000円となっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳出。

2款総務費 1,956万6,000円の減。

3款民生費9億9,679万8,000円。

4款衛生費1,041万7,000円。

6款農林業費1,845万9,000円。

7款商工費193万円。

8款土木費3,383万2,000円。

9款教育費1,389万円。

11款給与費2,176万1,000円の減。

12款予備費3,719万円の減。

歳出合計9億9,680万9,000円となっております。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正。

(1)追加。

繰越明許費につきましては、新こどもセンター整備事業につきまして、事業の完了が年度を超えることから繰越明許費を追加するものでございます。

3款民生費2項児童福祉費、事業名、新こどもセンター整備事業。金額9億9,815万1,000円。

第3表、債務負担行為補正。

(1)追加。

債務負担行為補正につきましては、北海道知事及び北海道議会議員選挙に係る選挙執行費用につきまして、今年度内にその事業を進める必要があるから、債務負担行為を設定するものでございます。

事項、知事道議会議員選挙。期間、令和4年度から令和5年度。限度額、103万円。

第4表、地方債補正。

(1)変更。

地方債補正につきましては、先ほど御説明したとおり、それぞれ限度額の変更をするものでございます。

1点目の新こどもセンター整備事業は、事業実施に伴い限度額を9億8,000万円増額いたしました。10億1,000万円に変更するものであります。2点目の町道簡易舗装事業については、事業費の変更に伴いまして、限度額を20万円減額し、780万円に変更するものです。

4ページ以降については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

6番中澤良隆君。

○6番(中澤良隆君) まず1点目ですが、25ページの「泥流地帯」映画化を進める会負担金2,000万円の減ということで、これにつきましては、JR上富良野駅舎ロケ等活用整備の部分の2,000万円と理解してよろしいのか。

それから2点目ですが、33ページ、新こどもセンターの整備事業についてお伺いしたいと思います。14節の工事請負費、新こどもセンター建設工事が9億9,237万6,000円ということになっています。今までのちょっと経過を振り返ると、私たちが説明を受けてきた時点で、令和3年の9月時点では、面積は1,300平米と。そして、建設費は約5億2,000万円と伺っておりました。そして、この5億2,000万円は、備品だとか外構工事は除く。それから、時が過ぎて令和4年の2月ですが、概要版で説明されたのが6億9,435万3,000円、約7億円でありました。そして今回、12月に示された金額が9億9,800万何がし、それで約10億円になっています。この10億円の、まず根拠で、一番初め備品だとか外構工事や何かは、ここに10億円の中に入っているのか。そして、当初、令和3年の9月から約倍に建設費が増えています。それで本当に町財政というのは大丈夫なのでしょうかとというのが私の疑問ですので、お答えをいただきたいと思います。

○議長(村上和子君) 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(狩野寿志君) 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

まず、2,000万円につきまして、映画化を進める会負担金の2,000万円につきましては、議員おっしゃるとおり、映画を進める中での駅舎のロケ地の整備で駅舎の改修費として2,000万円計上してございましたが、事業が年度内に遂行できな

い、実施できないということから、今回、2,000万円の減額補正をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 6番中澤委員の子どもセンターについての御質問にお答えします。

今回、補正予算で上程しております9億9,237万6,000円につきましては、あくまでも建設工事等々の本体工事という形をお願いしているところでございます。今、質問にございました備品、外構工事、あと東児童館につきましては、この数字の中に入っていないところでございます。この数字につきましては、今、実施設計の概算ということで、10月末にいただいた数字に物価高騰等を参酌して、今回の補正予算をお願いしているところでございます。

外構工事につきましては、今、10月末時点の概算でいきますと、おおむね、これから高騰するとは思いますが、8,190万円程度の見積り、概算をいただいているというところの情報でございます。

あと、東児童館の解体につきましては、1,890万円程度というような概算でいただいているところでございます。これにつきましては、令和6年度の予算でまた御協議いただきたいというような形でございます。

あとは、備品につきましては、今回令和5年度の予算で建てつけて造る分もございまして、プラスアルファで備品を買うところもありますので、新年度、令和5年度の予算の中で御協議いただく予定となっております。

ちなみに、令和6年4月というものを供用開始ということで目途しておりますので、今仮住まいで社会教育総合センターのほうに事業所移転しておりますけれども、やはり2月中には完成いただいて、3月中に引っ越し準備をして、4月からということでございますので、3月分の1か月の維持管理的なものにつきましても、概算で今見積もっておりますので、令和5年度の予算の中で御協議いただくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） 6番中澤議員の新子どもセンター建設に係る財政は大丈夫かというような御質問についてお答えいたします。

ただいまの新子どもセンター建設についての財源の多くは起債ということで、過疎債9億8,000万円ということで先ほど説明させていただいたとこ

ろです。これについて、北海道と協議いたしましたので、北海道の起債の2次協議の中で、ただいま9億8,000万円全額措置されるというような報告を、報告というか、連絡を受けているところでございます。

過疎債については、御存じのとおり、今年度の償還金に対する交付税措置が7割程度あるということで、非常に有利な財源となっております。しかしながら、既に町立病院等々始まっておりますので、その中で償還計画をしっかり今つくった中で、他の事業に影響のないように、昨年度の予算から減災基金に一定程度積み立てるなどして、今年度の償還の総額が平準化されるような措置で、他の事業に影響のないような計画で、今、進め、検討しているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） まず、映画化を進める会のほうで聞きたいと思いますが、JRの駅舎の関係2,000万円、ただ、我々が説明を受けていたのは、その前に設計費が200万円とかいろいろのあったのですが、本当に2,000万円全部落として、映画化を進める、進めると先ほどの一般質問で言われましたけれども、本当にいいのです。何か、その2,000万円の1,800万円落とすというのだったら、次につながっていくのだと思うのだけれども、全部落とすという話を聞きました。

それから、例えばそのほかいろいろのあったのですが、制作支援費とかロケ班の支援、宿泊費が幾ら幾ら、それからロケ等が幾ら幾らで、全体2,300万円の映画化を進める会への負担金が出てました。それも落とさなくていいのですか。逆に言ったら、こっちは落とすけれどもこっちは落とさない、制作は、何かこう、説明を受けているのが一致しないというか、そんな感じを受け取ったのですけれども、そこら辺、もう1回中身等教えていただければと思います。

それから、子どもセンターの関係ですけれども、それは了解しました。そして、9億二千何百万円というのも、5%か何かアップ増を見込んでのということで、けれどもいつも説明を受けるとき、物価の高騰やなんかこれからあるかもしれません。だから、そういう時点になったら、皆さんにまた審議願いますと言われるのですけれども、ではどこまで本当に物価高騰や何か、そして先ほど財源や何かは、有利な財源があって、70%だとか、それは話は分かりますけれども、本当に将来考えていったとき、大丈夫なのだよねというのが私は疑問なので、もう一度お願いします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

まず、駅舎の絡みです。これにつきましては、明らかに今までの協定を結んでいた会社との協定解消というものがはっきりしたということで、それらデザイン等も含めてその会社と相談しながら進めることになっておりましたので、これについては全く、今年度中には、時期もそうですけれども、無理だということで2,000万円を落とすところがございます。その他の活動費につきましても、これから精査する中で、不用額については3月の補正のときには、しっかりと余計なお金を会のほうに残すということは、前回も、前回の決算のときにも御指摘いただいておりますので、その分はしっかりと清算するように努めてまいりたいと思っております。

それから、物価の高騰についてでございますけれども、本当に議員の御心配のとおりでございます。今年度に入りましてから、何本かの入札が不落になるというようなことで、大変我々も、本当にどこまで上がるのだろうと。見通しの立たない中でいろいろと予算編成をし、それから入札のたびに、どのような業者に来てもらえるのかということも含めて、大変苦慮しながら今年度進めてまいっております。本当に、我々もびっくりするぐらいの事業費高額になっていることは、議員も大変びっくりされているかと思っております。そういった中で、本当にこの年明けでまだどれくらい、お正月超えると、またいろいろと物価が動くというような業界のお話もちんちん聞いている中で、とは言え一定程度の見通しを立てて予算を立てなければならぬものだなと思っておりますので、我々の財源の許す範囲内において、どの程度までが、膨らますというのは変ですけれども、入札までのタイムラグの間の物価上昇を見込むのかというのは、本当に暗中模索という中でやっておりますけれども、一定程度の上がり具合を想定した中でやり切るしかないということで、大変不透明な中進んでいるという実態をお話しするまでしか我々のほうでは材料も、本当に幾ら上がるとかというのが分からないので、そういった状況にあるということで御理解を賜りたいと思っております。

○議長（村上和子君） 6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） まず、泥流地帯の関係なのですが、先ほど言ったように、こっちは落とす、それからこっちは残しておく、今の話だったら3月でしっかりとやるよという、それはいいのだと思うのですが、そのときに大切なことは、いつまで映画化を本当に、何年を目標にやるのかによって、全然、今度、今の補正もそうですけれども、令和5年度の予算編成についても、まるっきり変わると思うので

す。それによって、今、令和4年度で言えば、旅費や何かを30万円とか、それから先ほど言ったプロモーション費や機運醸成や何か、これは多分、もう使っているでしょう。けれども、制作支援費や何かについては、ロケや何かやってないのだから、多分落ちるのだと思います。これも、一般財源から出ているのですよね。

というのと、やはり一つは、先ほど言いましたけれども、いつを目標に映画を何とか達成したいのだと、そこら辺一つ。そして今言ったように、一般財源やなんかなのかどうとか、ちょっと私も忘れましたので、そこら辺について。

それと、2点目は、子どもセンター。いいです、ここで。これだけで質問させていただきます。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 大変、進める会の負担金の清算について御理解いただいたと思うのですが、それらの中身につきましては、一応JRの部分については、今回の補正のとおり、地方創生の交付金の部分と寄附金で賄っておりましたので、その寄附金の部分が1,000万円戻しますよ、交付金のほうは、事業やらないのでもらえませんから、その分落としますよということで御理解いただきたいと思っております。

それから、進める会の全ての財源が全部寄附というわけでありませんが、今言ったような地方創生交付金とか基金を入れた中で、財源の調整を図っているということでございます。

あと、時期については町長から。

○議長（村上和子君） 町長。

○町長（齊藤 繁君） 6番中澤議員の御質問、映画化いつまで、いつをめどにという御質問かと思っております。なかなか難しい問題で、9月の議会でも述べさせていただきました。時期は、いついつまでとは明言できませんが、なるべく早く皆さんにお知らせできるようにしっかりと、いつまでも、10年、20年という先ではないということは、申し上げたとおりです。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかに御質疑ございませんか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 同じく25ページ、2款総務費の地域活性化起業人派遣負担560万円の減について、これ、引き続き映画制作会社の方が来る予定だったのですけれども、来れなかったためということだと思うのですが、この映画会社から来る予定だった方が来れなくなったのは、町はいつ来れないということが分かったのか、その会社やめた、い

つ、何月にやめていて、町は何月、いつ頃に派遣されてこないということが把握したのかお聞きします。

そして、その下の、次に、下の「泥流地帯」映画化を進める会負担について、今、同僚議員からもお話ありましたが、これ6月の定例会だったか、JR駅舎負担の2,000万円のお話になって、たしか予定では10月か11月ぐらいに工事行う予定だという説明をそのときに受けたのですけれども、その時点で、この2,000万円の中には、設計やデザイン費等も何百万円かかっていたと思うのですが、全くその設計デザイン等も進んでない中で、一応工事は、10月か11月ぐらいに行いますという計画を立てていたのか、そのあたり、本当に全く設計デザイン等も着手してなかったのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 1番元議員の御質問にお答えいたします。

まずは、地域活性化起業人派遣負担につきましては、あれは当初、Zippangのほうから1名来られるということで予算を計上しておりました。4月になりまして、ちょっと病気になりまして来れなくなったということで、その間、Zippangのほうから代わりの方といますか、そういう方が来られるのではないかと、という話で話を進めていたところは、確かにございました。ただ、6月に前任者が退職されまして、その後、Zippangのほうとも話は進めていたのですが、なかなか人も出せなくなってきたということで、8月になりまして、今度映画の制作ができなくなったとか、制作が約束したときにできなくなったということで、その後いろいろ話をしまして、11月のときに協定を破棄する旨で話をしたところ、その旨で今回の12月の補正で減額補正をしたいと思ってまして、今回、減額の補正をお願いしたところでございます。

続きまして、駅舎のほうの2,000万円についてですが、当初10月、11月頃ということで、設計の中身と申しますか、その美術さんといいますが、そういう方とは、打合せのほうは進めていたことは進めてはありました。ただ、実際の取りかかるというか、手をかけるといいますが、そういうのは至ってなかったのですが、そういうことで打合せ等はしていたのですけれども、なかなか制作発表のほうになかったことから、その制作のほうには、美術さんの制作のほうには進めなかったというところがございます。けれども、今回、3月までに実施が見込めなくなったということから、今回、減額の補正

をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 伺いますが、25ページの、ちょっと重複しますが、泥流地帯の負担金の問題でお伺いいたします。

これ、新年度予算どうなるか、この先のことから、もう既に予算編成に入っているというふうに思っています。そうしますと、先が見えない事業に対して予算をここ、つけるか、つけないか、また、それにふさわしい、つけるか、予算組みをするのかどうなのか。本来であれば、これは、もう一度ゼロから出発という形になって、予算そのものを計上するということが不可能な事業だというふうに思います。町長おっしゃるように、先が分からないということだから、もう一度この負担金やそれに関わる事業にいろいろと、ロケサポートも入っていると思いますが、そういったものについても町長の見解として、もう一度これは、新年度に至っては予算計上しないという方向で考えているのかちょっとお伺いしたいのと、もう1点は、現在、この進める会の執行状況というのは、予算どようになっているのかお伺いしたいというふうに思います。

それと33ページなのですが、新子どもセンターで、将来的に、同僚議員言いましたが、恐らく公債費率等の負担がこれによって増えるかというふうに思います。確かに過疎債等があったにしても、いつてこれからのいろいろな新規事業あるいは改修事業等を考えた場合、減災対策、事業、お金も積み立てているということであるのですが、やはり将来的な財源の負担比率額がどのようになるのか、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、41ページのこの肥料化学等の事業に関してであります。ここでは、当然、物価高騰に対応した価格設定という形になっておりますが、1戸当たり平均するとどのぐらいになるのかお伺いしたいのと、今、酪農家等が非常に厳しい現状があります。補助金等があったとしても、また肥料等のメーカーと同業者が負担するという状況がありますけれども、さらに厳しい状況で、上富良野町においてもこれからの事業経営が大変だという形がありますので、こういったことも将来の想定した対策が必要、これと併せて必要だというふうに思いますが、この点お伺いいたします。

次に、45ページの中小企業の貸付事業で、これは何件対応になっているのかお伺いしたいと思います。恐らくそれぞれ返済時期があって、なかなかこの経営の中で厳しい状況があると思いますので、ど

うなっているのか。

それと、47ページの町道維持費という形となっております。除雪対応という形で、前年度は再三補正が繰り返されました。やむを得ない豪雪等があるというふうに思いますが、これは恐らく来年の3月まで対応できるような予算内容になっているかと思いますが、確認いたします。

次、51ページの教育振興費の中で、総務費の中で、いじめ問題審議会委員報酬ということになっておりますが、これは恐らく重大事態という形の設定になって報酬委員会が設定されていると思いますが、メンバーと、そのいじめの系統がありましたら、分かりましたら、この点もお伺いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

まず、駅舎の関係でございますけれども、令和5年度については予算計上するのかということでございますが、現在のところ検討してはおりません。来年度すぐ、まだ先が見えないというか、副町長のお話ありましたが、まだ計画等もございませんので、それについては、制作側が決まり次第、予定とありますので、そのときには、今度のときは補正だとか、そういうことで対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

あと、進める会の執行状況でございます。ちょっと今、現在手持ちにございませんで、後ほど報告させていただきます。

あと、中小企業の関係でございますが、件数でございますが、現在のところ、3月末現在のときで92件ございました。今回、新たに増えまして19件、コロナの関係とかでございまして増えたということから、利息分、またあと保証、信用保証の金額が増えたということで、今回3月までに利息等のお支払いは増えることから、今回補正をお願いさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） 7番米沢議員の子どもセンターに係る公債費負担比率等の質問でございます。

先ほど中澤議員の御質問に御答弁したとおり、子どもセンターの財源については過疎債ということで、通常、一般公共事業債でしたら、今年度の償還25%程度なのですけれども、7割程度バックされるというようなことでございます。それについて、具体的な比率については、現在試算しておりません

が、確かに町立病院及び子どもセンターで負担比率は上がることは間違いのないと思いますが、その財源措置によりまして、その財源についてはマイナスというか、比率から引く計算法になってますので、急激に上がるという状態ではないと思いますが、現在よりは若干上がっていくような推移になっていくと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、肥料の今回の補助事業におきます価格の補填程度ですけれども、昨年度の購入価格で推計すると、この補助事業を行うことによって、値上がり分の5%程度の補填価格になるかというふうに推計しているところでございます。北海道と同等程度の、今回、補助メニューとしていることから、道と合わせまして、値上がり分の10%程度の補填になるというふうに考えているところでございます。

それから、酪農家のほうの飼料の高騰対策のほうにつきましては、国におきまして輸入飼料につきましては、補填事業等を行っているところでございます。町としましても、できるだけ自家飼料の栽培をできるように、農地の方、あっせん等を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかに質疑ございますか。

まだ。すみません。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正、2,980万円ほどしている中身で、来年3月まで委託料もつかという御質問でございますが、今後の降雪の降り方により、今のところ、私もちょっと回答というか、答えは出ませんので、また降り方次第によっては、補正のお願いをすることもあるかと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（谷口裕二君） 7番米沢議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

いじめ問題審議会に係る関係でございますが、この11月4日に第1回のいじめ問題審議会のほうを開催させていただきました。内容としましては、町内の学校におきますいじめ事案ということで、今回、言葉によるいじめの事案ということで、それが起因となりまして、被害のあったお子様が登校がちょっと難しくなるということで、欠席日数が30日を超えたという事案ということで、今回、重大事

案ということで、この審議会のほうに報告、諮ったところがございます。

委員の報酬でございますが、条例等のほうで既定している部分でございますが、学識経験者、またはいじめ防止等に関する知見を有した方ということで、町内の関係機関のほうから推薦をいただいているところがございますが、構成としましては、主任児童委員、人権擁護委員、青少年健全育成を進める会、生活安全推進協議会、PTA連合会、校長会、スクールカウンセラーのそれぞれの機関のほうから推薦をいただいた7名で構成しているところがございます。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

米沢議員、ありますか。
7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。ぜひ、この映画化については、本当に不透明な部分がありまして、将来、町のこの事業に関わる部分も含めて、採用される問題だというふうに思っておりますので、ぜひこの点については、早急に予算を今後廃止して見直していただきたいというのと、早急にこの予算の執行状況等をぜひ提出、資料を提出していただきたいというふうに思っております。

次、肥料価格等についてであります。非常に酪農家のところへ行行って話を聞きますと、雄牛は、本当に前でしたら数十万円とか、状況だったけれども、引き受け手がないとか、そんな状況にあるという形になって、投資したくても、やはり今の状況では投資できない。いろいろな支援策があるけれども、農家自らも負担している部分があると。餌代が高騰したときやいろいろな補給金とか大変だったときに、一定の負担率はあるけれども、その負担、国のやはり限度額がどんどん引き上がっていくという形の中で、経営が今後採算が合うかどうか、できるかどうか分からないというような話がありまして、この点考えたときに、当然将来、この農業者も含めて、酪農業者も含めて、こういった部分に対するやはり支援制度をもっと中身を精査して、町長、国なんかにも積極的に要望すべき時期が来ているのだというふうに思いますので、この点お伺いいたします。

次に、町道維持費については、当然、そういった変動がありますので、ぜひ大雪降ったときに、日中でも若干除雪が入ったらいいという声もありますので、そういう対応なんかもお伺いしたいというふうに思います。

さらに、教育問題では、恐らく重大事態への対処という形になっているかというふうに思います。条例の22条、24条、28条、これに対応したこの審査委員会が設定されたものだと思いますが、ここに当初は関わる校長会が入っているかというふうに思います。関わるかどうかはちょっと分からないですが、本来であれば、こういった部分に対しても第三者委員会の設置というのも検討されなければならないというふうに思います。この間、こういった部分の検討というのはなされたのかどうか。この後、保護者等に対する調査した結果、当然町長にも伝えられると思いますが、保護者等にも必要であれば伝える義務があると、報告されるべきだということの内容も書かれておりますが、今後の方向についてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長。

○副町長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと補正とは別に、資料のお話でありましたので、一般的なものちょっと答弁になって、ちょっと今回の補正と関係ないので、私のほうから説明させていただきます。

そういったような状況、いろいろ農業振興課長からも、酪農家のいろいろなお話もありましたけれども、そういった部分、一応、今回については肥料ということですが、今後もいろいろな部分で農業に限らず、商工業もいろいろな部分で影響を受けております。そういった部分も、今後、価格高騰の交付金なども今後あるわけですから、そういったものも含めながら、いろいろな部分、分野に目くばりをしながら、どのような政策、対策がいいのかを検討してまいりたいと思っております。

それから、町道の維持費につきましては、今回は、夏に先食いした部分、補填させていただきました。基本的には、災害部分のお金でございます。ですから、米沢議員おっしゃるとおり、今後、雪の降り方によってはといいますか、タイミングとかも、べちゃべちゃになった後、すぐまた雪降ったりとかということで、緊急的に何回も出なければならないことというのはどうしても生じてまいりますので、そういった部分では補正等のお願いすることがございます。そういった部分御理解を賜りたいと思いません。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員のいじめ問題審議会報酬補正の関係の再質問にお答えさせていただきます。

いじめ問題審議会におきましては、報酬を1回分のみの令和4年度予算措置になったことから、この

ような調査案件が出たときには、1回では完結しないことから、今回想定される回数分についての補正をお願いするものであります。

本来であれば、このような審議会については、事案の有無に関係なく、ある程度の回数の見込みは立てるべきではないかと本来、私自身は考えておりますので、来年度以降は、そのような形で予算についてはかかっていきたいと思います。

また、議員からの御質問にありました今回の審議会の内容につきましては、事案の報告をされた後、特別委員会の調査権についてお諮りしたところ、既にお子様登校に向けて進めていること、お互いに和解が成立していること、双方の保護者においても、その状況については確認され、今回、いじめを受けたと申し出てくれたお子様ないし保護者様からは、あまり大げさにしないでほしい。小さな町ですから、このような案件が出ると、もうやはり、自分たちにも目が向くことを大変心配されているというような内容の状況もお伺いしたことから、きちっとその辺を審議会の中でもお諮りしていただき、双方については、情報共有については、学校を通じて行なったところでございます。

なお、町の、町長のほうには、この案件が既に報告されたときに、まず情報共有をさせていただき、いじめ問題審議会の内容によっては、特別委員会を設置、そこで審議され、調査等の必要があれば、調査を実施すること、それによってなおかつまだ解決に導かないときには、町においての委員会の立ち上げが必要になることは、既に情報共有は済んでおります。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

再開は、1時30分といたします。よろしくお願

いいたします。

午後 0時19分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業、未就学児均等割保険負担金及び地方単独事業減額調整分の額の確定に伴う特別会計の繰入金について、所要の補正をするものであります。

2点目は、人事異動及び給与条例改正による職員の給与費等について、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分についての説明をし、予算の事項別明細につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,610万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表につきましては、款ごと、名称と補正額のみを申し上げます。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款道支出金16万5,000円。

5款繰入金342万9,000円の減。
歳入合計は326万4,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費125万7,000円の減。

3款国民健康保険事業費納付金、ゼロ。

8款諸支出金27万円。

9款予備費227万7,000円の減額。

歳出合計は326万4,000円の減であります。

以上で、議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第2号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和4年度後期高齢者医療保険安定負担金の確定に伴う特別会計の不利益について、所要の補正をするものであります。

2点目は、令和4年度後期高齢者医療健康診査受診者増加により、所要の補正をするものであります。

す。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号を御覧ください。

議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ302万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,891万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金338万1,000円の減。

5款諸収入35万8,000円。

歳入合計は302万3,000円の減額であります。

2、歳出。

1款総務費35万8,000円。

2款広域連合納付金338万1,000円の減。

歳出合計は302万3,000円の減であります。

以上で、議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第3号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(村上和子君) 日程第6 議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(深山 悟君) ただいま上程いただきました議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

1点目は、令和3年度介護給付費負担金の実績報告に伴い、国から概算で交付されている負担金を返還するものであります。

2点目は、令和3年度地域支援事業交付金の実績報告に伴い、国及び北海道から概算で交付されている交付金を返還するものでございます。

3点目は、過年度介護給付費負担金の再確定に伴う国及び北海道からの追加交付並びに国・北海道及び社会保険診療報酬支払基金への返還金について、歳入歳出に所要額を補正するものであります。

4点目は、11月28日の第6回臨時会において御議決いただきました職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、職員給与費の歳入歳出につきまして補正するものであります。なお、収支の差額につきましては、予備費から518万8,000円を計上し、対応するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきましては、議決項目のみ説明させていただき、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,285万3,000

円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金2万5,000円。

4款道支出金1万5,000円。

7款繰入金129万6,000円。

歳入合計は133万6,000円でございます。

2、歳出。

1款総務費129万6,000円。

2款保険給付費、補正額はゼロでございます。

3款地域支援事業費57万2,000円の減。

6款諸支出金580万円。

7款予備費518万8,000円の減。

歳出合計133万6,000円でございます。

以上、議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の御説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第4号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長(村上和子君) 日程第7 議案第5号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） ただいま上程いただきました議案第5号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納5万円について、一般会計から繰入れを行うとともに、介護用備品の購入を図るよう、所要の補正を行うものです。

2点目は、給与条例改正及び人事異動等に伴う職員給与費等について、所要の補正を行うものです。

3点目は、ラベンダーハイツ施設内の排煙窓及び給排水の故障時の修理環境の整備など、施設内の修繕が必要になったことから、所要の補正を行うものです。

4点目は、燃料価格が高騰している施設燃料費及び電気料について、使用に必要な費用が不足することのないように、所要の補正を行うものであります。

5点目は、入所者の褥瘡の改善に必要なエアマットについて、治療方針に基づき効果的なエアマットを借り上げることで改善に向けた対応を行うなどについて、所要の補正を行うものです。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号を御覧ください。

議案第5号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）。

令和4年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,799万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申しあげます。

第1表、歳入歳出予算補正。

7款繰入金5万円。

歳入合計5万円。

2、歳出。

1款総務費166万円の減。

2款サービス事業費237万6,000円。

6款予備費66万6,000円の減。

歳出合計5万円。

以上で、議案第5号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） すみません。7ページの一般管理費の中の10番需用費に関してお伺いいたします。

ハイツに限らず、今般、光熱水費及び燃料費の高等に伴って、公共施設一律に今補正で増額をしておりますけれども、その影響額のパーセンテージ、どのような計算式で配分されたのか確認させてください。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） 8番荒生議員の燃料費の関係の御質問にお答えいたします。

今回の算定につきましては、12月時点の単価をもって算定していただきまして、今まで執行した量と今後執行する予定の量を勘案して、各補正予算に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。パーセンテージ的なものは、ちょっと算定してございません。あくまでも積上げ計算の中で計上させていただいたということでございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第5号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第13号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第13号令

和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） ただいま上程いただきました議案第13号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年度、北海道の介護ロボット導入支援事業費補助金を活用して、整備を予定しています介護ロボットの導入につきまして、このたび12月7日付で北海道から補助金の交付決定がされたところですが、昨今の社会情勢により年度内の納品が困難であることから、繰越明許費の設定をするものであります。それでは、以下議案を朗読いたします。

議案第13号を御覧ください。

令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7号）。

令和4年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）。

第1条、地方自治法（昭和22年法律67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

裏面を御覧ください。

第1表、繰越明許費。

2款サービス事業費2項施設介護サービス事業費。事業名、介護ロボット導入事業。金額797万5,000円。

以上で、議案第13号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方

は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第13号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入におきまして、1点目に一般会計繰入金の精査による減額と、2点目に消費税還付金の確定によります諸収入の増額であります。

次に、歳出におきまして、1点目に一般管理費の水質検査手数料額の確定によります役務費の減額と、2点目に健診業務委託費の確定による委託費の減額、3点目に消費税確定による公課費の減額となり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,884万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款繰入金163万8,000円の減。

4款諸収入63万円。

歳入合計100万8,000円の減。

2、歳出。

1款衛生費100万8,000円の減。

歳出合計100万8,000円の減。

以上で、議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第6号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補正の要旨について、御説明申し上げます。

1点目は、歳入におきまして給与制度改正に伴う一般会計繰入金の減額補正を行うものであります。

2点目は、歳出におきまして、1点目と同様に給与制度改正に伴う下水道事業費の減額補正を行うものであり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第7号を御覧ください。

議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億64万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金11万円の減。

歳入合計11万円の減。

2、歳出。

1款下水道事業費11万円の減。

2款公債費ゼロ円。

歳出合計11万円の減。

以上で、議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第7号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（村上和子君） 日程第11 議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、水質検査手数料確定に伴います減額補正を行うものであります。

2点目は、人事異動及び給与制度改正に伴います職員給与費の減額補正を行うものであります。

3点目は、検診業務等委託料確定に伴います減額補正を行うものでございます。

これらの減額補正を予備費に計上し、予算総額の増減は伴わない内容となっております。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第8号を御覧ください。

議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）。

第1条、令和4年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別の名称及び補正額のみ申し上げます。

第1款水道事業費用。

第1項営業費用312万1,000円の減。

第4項予備費312万1,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第3条、予算第6条第1号中「2,763万3,000円」を「2,475万9,000円」に改める。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第8号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（村上和子君） 日程第12 議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） ただいま上程いただきました議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算（第7号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、1点目は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴います受託収益の増加補正をお願いするものです。

2点目につきましては、給与条例改正及び会計間移動等に伴いまして、給与費の増額補正をお願いするものです。

3点目につきましては、エネルギー価格高騰に伴いまして、光熱水費及び燃料費について増額補正をお願いするものです。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算（第7号）。

（総則）。

第1条、令和4年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益802万8,000円。

第1項医業収益452万8,000円。

第2項医業外収益350万円。

支出。

第1款病院事業費用802万8,000円。

第1項医業費用641万8,000円。

第3項介護保険施設事業費用88万9,000円。

第5項予備費72万1,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)。

第3条、予算第10条第1号中「6億7,364万7,000円」を「6億7,727万4,000円」に改める。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第7号)の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第9号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長(村上和子君) 日程第13 議案第10号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました議案第10号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例改正につきましては、少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている中で、複雑・高度化する行政課題に適切に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を

超える職員の能力及び経験を60歳以前と同様に本格的に活用することが不可欠となっていることから、地方公務員法等の一部改正に伴いまして、職員の定年が段階的に引き上げられ、管理監督職務勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務の制度の導入等の措置を講じるため、本町の職員につきましても、地方公務員法改正に準じた形で関係条例を整備するもので、上富良野町定年等に関する条例の外8条例の一部改正、また上富良野町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

議案第10号を御覧ください。

議案第10号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下、条文の朗読を省略させていただきます。条に沿いましてその概要のみ説明させていただきますので、御了承願いたいと思います。

まず第1条、上富良野町職員の定年等に関する条例の一部改正についてですが、第1章総則については、地方公務員法改正に伴い、引用条項の整備をするものでございます。第2章定年制度につきましては、職員の定年年齢を段階的に引き上げて、現行60歳を65歳に、また、町立病院に従事する医師については、現行65歳を70歳とするための規定を整備するものでございます。

2ページをお開きください。

第3章につきましては、管理監督職務勤務上限年齢制を設け、町立病院に従事する医師を除き60歳に達した主幹職以上の管理監督職の職員については、翌年の4月1日までに非管理監督職に降任する既定を設けるとともに、特例任用といたしまして、公務上必要がある場合は、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けるものでございます。

次、4ページをお開きいただきたいと思います。

第4章につきましては、定年前再任用短時間勤務制として、60歳に達した日以後の最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設けるものでございます。第5章雑則につきましては、規則への委任事項を定めたもの、また制度の完全移行となる令和13年3月31日までの経過措置を定めたものです。また、情報提供意思確認制度に関する規定の整備として職員に60歳以後の任用給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設けるものでございます。

次、5ページを御覧ください。

第2条、上富良野町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、60歳を超える職員の給与に関する規定の整備として、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の職員の給料を、月額を7割

水準とする規定を設けるとともに、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を設けるものでございます。

次行きますと、8ページをお開きいただきたいと思っております。

第3条上富良野町職員の分限に関する条例の一部改正、次の9ページの第4条職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、第5条上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第6条上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、10ページの第7条上富良野町人事行政の運営状況公表条例の一部改正、第8条上富良野町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正、第9条上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、今回の改正に伴いまして、それぞれ管理監督職勤務上限年齢制による規定及び定年前再任用短時間勤務に伴う規定の整備などを設けるものでございます。

第10条につきましては、上富良野町職員の再任用に関する条例につきましては、定年年齢の引上げなどに伴い、現行の再任用制度が廃止されることに伴い、本条例を廃止するものでございます。

次、附則についてですが、第1条によりまして、当該条例の施行日を令和5年4月1日とするとともに、条例第9条の情報提供、勤務の意思確認に係る条例で定める年齢の規定につきましては、公布の日とするものでございます。

第2条は、定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置を定めたものでございます。

11ページを御覧いただきたいと思っております。

第3条及び第4条は、定年退職者等の再任用、いわゆる暫定再任用職に関する経過措置を定めたものです。

次、13ページに行きまして、第5条につきましては、定年退職者等の再任用に関する経過措置として、条例で定める職及び年齢を規定するものです。第6条及び第7条につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例で定める職及び年齢を規定するものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思っております。第8条以降につきましては、制度の完全移行となる令和13年3月31日までの経過措置をそれぞれ定めたものでございます。

以上で、議案第10号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

御質疑ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 質問ではないんですけども、これ資料にページ数が入ってませんよね。

○議長（村上和子君） ページ数入っていない。差し替えさせてもらったのに……。

○4番（中瀬 実君） 差し替えのほうに入っているの。

○議長（村上和子君） 差し替えのほうには、ページ数が入っているようです。

○4番（中瀬 実君） 以上です。

○議長（村上和子君） 御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（村上和子君） 日程第14 議案第11号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回は、仮設建築物の建築許可に関わる建築基準法及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関わる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、引用の条項を変更するものであります。

改正内容といたしまして、1点目は、建築基準法第85条からの引用を第5項から第6項へ変更するものです。

2点目は、建築物のエネルギー消費性能向上に関

する法律第29条から31条及び第36条からの引用を第34条から36条及び41条へ変更するものであります。

議案第11号を御覧ください。

議案第11号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中、45の項におきまして、建築基準法第85条からの引用を第5項から第6項へ変更するものです。

別表中、61から63の項におきまして建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第29条から第31条及び第36条からの引用を第34条から第36条及び第41条へ変更するものです。

以上、別表の概要説明といたします。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第11号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（村上和子君） 日程第15 議案第12号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R3国債）請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第12号南部地区土砂流出対策工事

（ベベルイ川）（R3国債）請負契約の変更についての内容につきまして御説明申し上げます。

本工事は、令和4年2月14日に議決をいただきまして、工期を令和5年1月31日までとし、株式会社アラタ工業により施工したところ、現場におきまして不符号があったことから、設計変更を行ったものであります。

設計変更の主な要因といたしまして、1点目は、災害復旧工の法覆護岸工について、小型連節ブロックが数量生産の結果により減少したため、減額になったことであります。

2点目は、工事用道路の補修用の砂利の費用を計上していましたが、工事開始後のぬかるみや不陸が少なかったことから減額となったところでございます。

3点目は、構造物等の取り壊しによる発生するコンクリート殻及び吸い出し防止材、金物等の廃棄物につきまして、出来形に基づき精査したことから、増額になったところでございます。

4点目は、溪流保全工の法面仕上げについて、現地調査時より地形の変更が生じたことから、実績に基づき数量精査の結果、減額になったことであります。

5点目は、施工区域内の伐採費用の増額と、それに伴う産業廃棄物処理費の増額になったことであります。

以上、変更要因5点につきまして、北海道防衛局に委託事業設計計画書を提出し、令和4年11月28日付で473万円を増額する承認をいただいたところでございます。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第12号を御覧ください。

議案第12号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R3国債）請負契約の変更について。

南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R3国債）請負契約の締結（令和4年2月14日議決を経た議案第2号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項。契約金額（変更前）1億5,680万5,000円。（変更後）1億6,153万5,000円。

以上で、議案第12号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R3国債）請負契約の変更についての御説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第12号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R3国債）請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は2時40分といたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第16 発議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第16 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） ただいま上程いただきました発議案第1号議員派遣について、趣旨を御説明申し上げます。

本件は、上富良野町議会運営に関する先例に基づき、1点目は、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく災害対応活動及び訓練活動、2点目は、議会懇談会、3点目は、富良野沿線市町村議会議員研修会について、以上3点を本定例会で上程するものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって、御説明申し上げます。

発議案第1号、議員派遣について。

上記議案を次のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年12月14日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。同じく、上富良野町議会議員、佐藤大輔。

裏を御覧ください。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく災害対応活動及び訓練活動。

（1）目的。上富良野町において火山噴火、地震、大雨その他の事象による災害発生時及び訓練活動に上富良野町災害対策本部との連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するため。

（2）派遣場所。上富良野町内。

（3）期間。令和5年1月1日から令和5年8月24日の任期までの間の上富良野町議会災害対策本部支援本部の設置から解散まで及び訓練活動。

（4）派遣議員。全議員13名。

2、議会懇談会。

（1）目的。議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動について町民や団体と直接意見交換するため。

（2）派遣場所。上富良野町内。

（3）期間。令和5年1月1日から令和5年8月24日の任期までの間で議長が別に定める。

（4）派遣議員。全議員13名。

3、富良野沿線市町村議会議員研修会。

（1）目的。分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所。中富良野町。

（3）期間。令和4年12月20日、1日間。

（4）派遣議員。全議員13名であります。

以上であります。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案

のとおり可決されました。

◎日程第17 発議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第17 発議案第2号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

8 番 荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第2号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和4年11月29日に上富良野町農民連盟から当該意見書の採択と提出の要望書を受領し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において所管である総務産建常任委員会に付託され、12月6日の委員会で慎重審議いたしました。

委員会においては、政府は物価上昇に係る農業者等への負担軽減策を講じているが、コスト高を十分に補填しきれず、経費上昇分が農畜産物の販売価格にも反映されていないこと、また長引くコロナ禍で農畜産物の在庫滞留が続いており、特に酪農においては、牛乳・乳製品の需要減退による需給緩和が深刻化し、経営環境は日々厳しさを増していること、そして、このため、生産者は、今後の営農が見通せず、国民の命の源である食料の生産に支障を来すおそれがあることから、自国の食料を生産・消費するという食料安全保障の視点に立ち、農業経営の安定に向けた農畜産物の消費拡大対策等の強化が不可欠であることから、採択すべきものとして議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案につきましては、本文を朗読し、意見書については記以降の要望項目の朗読により説明といたします。

裏面の発議案第2号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見について。

上記議案を別記のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年12月14日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、佐藤大輔。

裏面の記以降を御覧願います。

1、混迷する世界情勢等に伴い、燃油や肥料、飼

料などの生産資材価格が高止まりしているなか、コスト高が農畜産物の取引・販売価格に反映されず、生産現場は営農継続が危機的状況にあることから、流通・販売業者や消費者への理解醸成を図り、経費高騰に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を早急に整備すること。

2、コロナ禍やウクライナ情勢等で生産資材が高騰し、農業経営が逼迫している中、特に酪農家はかつてないほどの厳しい情勢に晒され存続の危機に瀕していることから、牛乳乳製品等を含めた消費拡大対策を一層強化するなど、営農継続に向けて一刻も早く需給改善策を図るとともに、無利子等の金融対策も併せて講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣。

以上で、発議案第2号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見についての趣旨説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第18 発議案第3号国の支援を強め、必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見についてを議題といたしま

す。

提出者から、趣旨説明を求めます。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） ただいま上程いただきました発議案第3号国の支援を強め、必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和4年11月21日に、日本共産党上富良野支部より当該意見書の採択と議決を要望されたことから、議会運営委員会において所管である厚生文教常任会に付託されましたので、12月5日の委員会で慎重審議いたしました。

介護保険法は、時代の流れに合わせて定期的に改訂が繰り返されてきましたが、今は2024年度の介護保険制度改革に向けて、2022年、年内には骨格が固まる見込みとなっており、介護保険の自己負担額を原則2割にすることや、ケアプラン作成を有料化することなどが議論、検討され、いよいよ取りまとめの作業に入っているものと思われま

す。介護保険法の改正は、超高齢社会に突入している我が国にとって制度を持続可能なものとするために必要なことではありますが、改正のために負担が増え、仕組みが複雑化しており、特に高齢者とその家族に大きな影響を与えていることから、採択すべきものとして議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書の提出を決定いたしました。

それでは、以下、発議案を朗読し、説明といたします。

発議案第3号、国の支援を強め、必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書。

上記議案を別記のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年12月14日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、佐藤大輔。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

裏面を御覧ください。

国の支援を強め、必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書。

「老々介護」の悲劇が繰り返し報道される中、実際に家族の介護を理由とした離職も相次いでおり、支援の強化が緊急に求められている。

しかし現在、2024年の介護保険制度改革に向け、制度の持続性を保つ策として、経済界や財務省の財政制度等審議会を中心に、利用料アップとサービス縮減への見直し圧力が高まっている。

政府は年内に結論を出して、改正法案を来年の通常国会に提出するために、社会保障審議会（功労相の諮問機関）介護保険部会の第100回会合を10

月31日に開き、見直しの論点を正式に提示した。

その内容は「要介護1、2で利用する訪問介護と通所介護（デイサービス）を介護保険の給付から外して市町村の地域支援事業（総合事業）に移行する」「利用料が2割負担となる方の対象拡大」「ケアプランの有料化」など、主に利用者に更なる負担を強いる7項目で、これらは過去の改正の議論において反対の声が多く、提案と見送りが繰り返されてきたものである。

現在、要介護認定を受けている方のうち、介護保険サービスの負担割合1割の方が90%以上を占めているが、この度の改正では利用者負担を原則2割とすることや、2割負担となる方の対象範囲を拡大することが検討されている。結果「利用料が2倍になる」ということであるが、同額しか払えない利用者にとっては、サービスの量の半減を迫られることになり、利用控えが起きる可能性が高い。日々の暮らしに折り合いを付けながら在宅サービスを利用してきた要介護者とその家族にとっては大打撃となる。

一方、要介護1、2で利用する訪問介護と通所介護を介護保険の給付から外して、市町村の地域支援事業に移行することで、場合によっては利用者の費用負担が軽くなる可能性もある。しかし、介護報酬の引き下げが考えられるため、介護事業所の運営がより一層厳しいものになることが懸念される。そもそもコロナ禍にあつて、事業所内で感染が確認されると事業の休止、利用者の受け入れやサービス内容の制限を余儀なくされるなど、介護事業所は既に厳しい状況に直面している。今後、介護利用希望者は増大することが見込まれており、献身的に高齢者の生活を支える介護事業所に対しても支援を強化すべきである。

社会保障審議会の開催に先立ち、特別養護老人ホームの全国団体である全国老人福祉施設協議会の呼びかけで、全国老人保健施設協会など8団体が、10月21日、連名で厚労省に要望書を提出し、「要介護1、2の利用者には認知症の人が多く、給付サービスがないと在宅での自立生活が難しい」と訴えた。同月31日には、ケアマネジャーの職能団体である日本介護支援専門員協会など6団体が連名で、ケアプラン有料化に反対する要望書を提出している。同月31日の審議会当日も、これらの団体に所属する委員が制度改革に反対の意思を表明し、「誰がどの程度の負担に耐えられるのか根拠が示されていない」（認知症の人と家族の会）、「負担増から利用控えが起これば状態悪化を招かないか懸念される」（民間介護事業推進委員会）といった意見を述べている。

制度スタート時に全国平均月額2,911円だった第1号被保険者の保険料は、サービスの充実と利用者の増加により、今や6,000円を超えている。そのピッチは急速に高まり、2040年度には9,000円程度に達するとの声も聞かれる。国において介護事業者と利用者の実態を捉え、国庫負担割合を引き上げるなどの方策により、支援を強めることで、必要な介護受けられないという事態が起きないように、制度の抜本的改善を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

以上でございます。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号国の支援を強め、必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 閉会中の継続調査申出について

○議長（村上和子君） 日程第22 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の

継続調査とすることと決定いたしました。

◎町 長 挨拶

○議長（村上和子君） ここで先例の規定により、第4回定例会に当たりまして、町長から皆様方に御挨拶の申出がありますので、御挨拶をいただきたいと思います。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 議長の許可を得まして、年末に当たり一言御挨拶申し上げたいと思います。

まずは、12月定例会、2日間ありがとうございます。お疲れさまでした。

今年も、あっという間に終わってしまいます。振り返れば、北京オリンピックの後、すぐウクライナの問題が発生して、それから、以後ずっと連日のニュースばかりだったのですが、ここに来てサッカーのワールドカップの明るいニュースもあって、それで、いいことも悪いこともたくさんあったのではないかなと。

我が町においては、1月にジオパークに、念願のジオパークに認定されて、その後、夏は去年に引き続きライトアップを行いまして、そのほか駐屯地の行事なんかも含めて、リモートではなくて、少しずつ動きがあるのかなというふうに感じております。何より大雨などの大きな災害が起きなかったこと、去年のような干ばつが起きなかったことが何よりかなと思っておりますが、コロナは依然収まらず、しかもここに来て、ウクライナの問題もあると思っております。物価の高騰ですとか、エネルギー価格の高騰ということで、町民の皆さんも非常に大変かな、町のほうもいろいろ仕事に支障を来してきております。

今年も終わりますが、会計年度は3月までですので、まだ引き続き来年、そして各事業においても、今年、4年、5年、6年と継続していくもの、町立病院や子どもセンター、そして映画化なんかもそうですが、引き続きよろしくお願ひしたいと、このように考えております。

結びとなりますが、皆様におかれましては、すばらしい年末を皆さんで迎えられて、よい年を迎えられることを心より御祈念申し上げて、私の年末の挨拶とさせていただきますと、このように思います。

今年は、大変お世話になりました。どうもありがとうございます。

◎議 長 挨拶

○議長（村上和子君） 第4回定例会終了に当たりまして、私からもお礼の御挨拶をさせていただきます。

まず、昨日から本日にかけまして、2日間にわたり、今年最後の第4回定例会が、6人の議員の方の一般質問、真摯なる質疑応答、報告、発議案等取り組んでいただきまして、無事に終了することができましたことを心からお礼を申し上げます。

1年を振り返りますと、1月28日に懸案でありましたジオパークが認定され、3月予算編成、全員一致で認定をさせていただきました。

他町村では、コロナ禍でありまして、一般質問を控え、やめたり、一般質問の人数を制限したりの対応をしておりますが、私どもの議会では、そういうことはしないで、毎定例会ごとに5人から6人の方一般質問していただきました。本当に、研修も両方の所管の委員会は、先進市行政調査を無事に、抗原検査を全員いたしまして、コロナ禍対策をしながら、無事終了できましたことが、本当に成功例のそれぞれの研修をしてまいりまして、これらを今後我が町でどのように研修を生かしていくのか、これは競い合いのことだと思っております。

それと、6月にうれしいニュースが飛び込んでまいりまして、我が上富良野町議会だよりが、全道議長会の広報のコンクールにおきまして、13年ぶりに入選を果たすことができました、大変うれしいニュースでございました。

振り返りますと、なかなか本当にコロナ禍の対応でございましたが、議会改革の開かれた議会を目指して、より議員の高い政治倫理の確立を図り、全力で町民の付託に答えるために、今、パワーハラスメントとかいろいろな問題、SNSの問題ございますけれども、私どもの議会では、政治倫理規定を、念願の懸案事項でございましたが、策定することができました。

それから、議会改革の一つといたしまして、少人

数による議員、希望する人が寄り添った懇談会をしようということで、希望のする人を募りましたら要請がございまして、これも実施することができました。小さい歩みかもしれませんが、私は一歩前進することができたと、皆様方の御理解と感謝に申しあげたいと思います。

まず、今年もコロナ対策で明け暮れた1年でもありましたけれども、来年は何かコロナ禍が弱まり、ウィズコロナ、アフターコロナの見据えた活動ができますことを願いながら、また、来年は、町議の改選がございまして。町民に寄り添った施策、住民の福祉充実に向け、頑張っていたきたいと存じます。

とりとめのない挨拶になってしまいましたけれども、町長はじめ職員の皆様、議員の皆様、どうか御健勝でいいお年を迎えていただけますよう、簡単でございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、大変どうも皆さん、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和4年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時07分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年12月15日

上富良野町議会議長 村上和子

署名議員 佐藤大輔

署名議員 今村辰義